

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

裏面白紙

国立公文書館

国立公文書館

分類 平法務省
平成11年

排架番号 4 A

18

2215

外務省

VOLUME III

Pages 1023 to 1219

訂正済

裏面白紙

E-1,032

おいてなされたことがわかるなら、彼らは有罪で
はない。・・・人間を殺すことを故意に命令する
ことによつて殺人罪としての他のすべての要素を必
然的に充たす被告は、その無罪を主張するには法律
上の正當事由に依存しなければならぬ。同氏はさ
らにいわく、「戦争は右の正當事由の一つである。
しかし、もし、戦争そのものが不法なものであるな
らば、この正當事由は成立しない。さて、・・・侵
略戦争は、・・・それが自体が處罰されるべき犯罪で
ある、・・・といふことが確立されなかつたとして
も、確かに合法的なものではない。従つて侵略戦争
は、その他の面で明らかに犯罪的殺入行爲である。
のを、正當化することはできないのである。・・・
・あらゆる文明國の殺人罪に關する定義には、常に
右のことが含まれてきているのである。」
遺憾ながら、本官としてはカー氏のこの主張を受
容れることができない。ごのような殺害でも、それ
を殺人罪の定義の範圍外に出すためには、同行爲が
戦争中に行われたものであるといふことを立證すれ
ばそれで充分であつて、その場合同時にその戦争自
体を正當化しなければならぬ必要はない。當事國
間に存する戦争關係によつて、問題の殺害は國內法
における定義の範圍の外に置かれる。その定義が他
の主權國の國民の行爲に及ぼされる場合には、國家
間に存する平和關係のことを考えることであつて、
戦争關係のことを考へてではない。もしこの國家間
の關係が一國の不當な、すなわち、正當事由のない
行爲の結果として生じたものであるならば、その國
家は他のいろいろな方法、形式でこれに對する責任
を負わなければならないかもしれない。しかしなが
らこのような事實は、決してこの關係自体の性質を
變更するものではない。人命を奪つたことは、その
行爲者の屬する「戦争」ノ意思ヲ持つテイルも國家の
- 1023 -

E-1033

権能のもとに犯されたものであつて、この場合それだけでこの行爲はすべての國家の國內法の殺人罪に關する定讞外に置くのに充分である。オツベンハイムが指揮しているように、軍隊はそれ外國の領土内にあるときでも、そこにおることが軍隊自身の目的のためでなく、國家の任務についている場合でさえあれば、やはり本國の機關である。軍隊がその本國のために任務に服し、外國の領土内にあるときは、すべて治外法權下にあると見做され、依然として本國の管轄下にあるのである。

E-1034

いゝと本官がいう理由はすでに述べた。この見解においては、訴因第三十七ないし第四十三、第五十一並びに第五十二に申し立てられてある行爲は、單に戦争行爲であつて、訴因中に主張されているような殺害、殺戮云々でないのである。檢察側はこのような戦争は不法であるという假定に基いてこれらの訴追を行つてゐる。本官の意見では、この假定をもつてしても、これらの行爲は、右の訴因が主張しているような謀殺、掠奪などにはならない。『戦争ノ意思ヲ持つテ、テイル』國家の權威のもとに遂行された武力行爲は、戦争状態をもたらし、その結果として交戦状態に伴うあらゆる法律上の屬性を有するに至るものである。ホールは次のように述べてゐる。すなわち、『戦争に關する特別法の入口に横たわつてゐる問題は、戦争の原因が発生したとき、そして平和を維持するため、ある合理的な手段を講ずるといふ義務が果たされたときにおいて、それによつて直ちに敵對行爲を開始する權利が生ずるか否か、それとも何かの事前通告ないしは意思表示をする必要があるか否か否 - 1024 -

E-1,035

かである。「本。来。か。ら。い。え。ば。」この點に關して疑念を挟み得る余地があるとは、ちよつと考えられないであらう。敵對行為は、それが緊急な自己保存の必要によつて、もしくは復仇手段として行われるものでない限り、それ自体が意思を充分に宣言するものである。従つてこのような種類の事前通告も、それをもつて敵に防備体制を整えるための時間と機を與えなければならぬといふのならばとにかく、さもないければ、まつたく虚禮であり、またそのようなドンキホーテ的仁俠を義務であると主張する者はないことは言うまでもない。レホールはさらにいづく、戦争開始の期日は、最初の敵對行為によつて、完全に確定することができ。現世紀における幾多の法律學者の意見、並びに最近の慣行について批判検討を加えた後、ホールは結論としていく、上述の事實を全体的に見ると、戦争に入るに先立つて敵に通告しなければならぬといふ人爲的な原則を、採用する必要はないことが明白である。右の原則は、ごのような時でも、その遵守を義務とするほごに一貫して實行されてきたことは會つてない。・・・・・

・戦争開始の時期は、交戦國の間では、敵對行為が開始されるに先立つて通告が發せられる場合には、一方から他方に與える直接通告によつて、また通告が與えられない場合には、先手を打つ交戦國の最初の敵對行為の開始によつて決定されるのである。レ

ラウターバクト博士の編纂にかかるオツペンハイム國際法第六版（一九四四年）には、この問題に關する法律が次のように述べてある。すなわち、「勃發した戦争の原因が何であらうと、かつその原因が、い。わ。ゆる。正。義。に。か。な。つ。た。も。の。で。あ。る。か。否。か。を。問。わ。ず、互。に。相。對。し。て。戦。争。を。す。る。交。戦。國。と。中。立。國。と。の。間。に。お。い。て、何。が。な。さ。れ。て。は。な。ら。な。い。か、な。さ。れ。て。も。よ。い。か、またなされなければならないかといふことに

E-1036

關しては、國際法においては、同じ規則が有効である。これはたとい宣戰の布告が「ソ。レ。自。体。」國際法の違反である場合、すなわちたとえ中立國が交戰國の軍隊の通過を拒絶した際、これに對して宣戰を布告する場合、または國家が連盟規約ないし戰爭放棄に關する條約中の義務の明白な違反である戰爭を起す場合でもそうである。右のような宣戰布告は、「ソ。レ。自。体。」國際法に違反するものであるから、それは「法律上の効力なく、かつ裁判上でいかなる意味もない」というのは間違ひである。國際法の規則は戰爭の發生する原因の如何を問わず、それに適用するのである。」

ここで注意すべきことは、以上はこの博學な著者の交戰狀態及びその法律上の屬性に關する見解である。しかしまたもちろん著者の言によれば、パリ條約以後においては、戰爭の原因の正不正は多大に法律上重要性を帯びるに至つたといつてゐる。著者は「法律に變更を加えるためにも、國家の政策の手段として認められたものである限り、戰爭の原因の正不正は法律上で關係のあることではなかつた。戰爭權（戰爭に訴える權利）は、戰爭の目的如何を問はず、國家主權の基本權であつた。右のように考えれば、戰爭はすべて正當であつた。國際連盟規約の中の戰爭權の制限、また戰爭放棄に關する一般條約の中で、戰爭が國家の政策の手段として廢止されたことによつて、今や戰爭の法律上の立場は一變してゐる。」ラウターバクト博士はさらに續けて「かくつてパリ條約締結以前においてなされていたように、合法的な紛爭解決の手段としても、また法律を變更する手段としても、合法的に戰爭に訴えることは現在ではもはやできない。戰爭に訴えることは、もはや、國家またはパリ條約調印國の任意的

E-1037

な大權ではなくなつてゐる。すなわちこれはこの條約に違反して戦争に訴えたことによつて、法律上の權利を侵害される他の調印國にとつては、正當な關心事である。それはバリー條約の中で許されてゐる例外の中に、その正當性を見出されなければならぬ。行爲である。本官はすでに本件のこの點について考慮し、そして本官がなぜこの見解を受け容れかねるかの理由も述べた。本官の當面の目的に關係のあることは、本條約に關して、このやうな見解をもつてゐるにかかわらず、不當であつて正當事由のない戦争にさへも、博學な博士が交戰狀態に伴う法律上の屬性を否定してゐないといふ點を、ここに指摘することである。實に戦争は抗爭國間にある結果をもたらす一つの狀態である。そしてこの狀態は、正當に存在するのである。オツペンハイム自身の言葉でいへば、戦争は國際法によつて認められた事實である。それは、國家間の特殊な關係である。それが合法であるか否かにかかわらず、事實として成立するものである。そして、それが存在してゐるといふ事實そのものが、戦争の遂行の當然な過程において生じたあらゆる殺害を、平時の法律體系における殺人罪の範疇の外におくのである。もしこの事實の起因になんかの非合法性が附帶してゐるならば、それは他の方法で處置されるべきである。それは、事實又は關係それ自身の性格を、あるいはその法律上の屬性を變更するものではない。

ホールはいわく、『國家間の紛争が、双方ともに兵力に訴ふる境に達したとき、もしくはその一方が暴力行爲をなし、それに對し他の一方がそれをあえて平和の侵害であると見做すときは、そこに戦争關係が生ずるのである。すなわち、戰闘者の一方が、その敵が附與する用意のある條件を受諾するように

されるまで、戦闘者が相互に規則で定められた強力
を行使し得る関係である。^L
ヘーグ規則は、交戦者の資格を規定するにあつ
て、戦争の原因の正、不正の區別を考慮に入れてい
ない。

この立場は、開戦に關するヘーグ條約によつても
影響を受けていない。開戦宣言もしくは最後通牒の
手交と、戦争開始との間に經過しなければならぬ
時間の問題という重大な點は、その條約は未解決の
ままにして残した。

ここで、この點に關するオツペンハイムの見解に
注意することは當を得たものであらう。オツペンハ
イムは、この種の開戦を不法行為であると見做して
はいるが、なお彼は、それはまさしく「戦争」であ
り、交戦状態のあらゆる屬性を伴うものであると主
張している。

E-1038

オツペンハイムはさらにいわく、「第三協約の結
果として、事前の宣戦布告もしくは條件附の最後通
牒なしに敵對行為に訴えることが禁止されているこ
とは疑いをいれない。しかしながら、戦争はこのよ
うな豫備行為がなくても發生し得る。國家が故意に、
事前の開戦宣言もしくは條件附の最後通牒なしで敵
對行為の開始を命令することがありうるであらう。
・・・事前の開戦宣言もしくは條件附の最後通牒
がなくて、敵對行為を開始することを故意に命令す
る國家は、確かに國際法上の不法行為を犯すことに
なる。しかしながら彼らは戦争に従事しているの
ある。・・・これと同じようなすべての場合に、
戦争に關するすべての法規が適用されるべきである。
などならば、戦争はたといそれが不法に開始された
ものであつても、國際法から見れば、なお戦争であ
るからである。^L
ここで注意しなければならぬことは、同著者が、

E-1039

事前の開戦宣言がなく、敵對行為を開始することは不法行為であるという見解を下してはいるが、戦争自体は不法ではない、とすることである。著者はその著書の前の方で次のように言っている。すなわち「これ（一九〇七年のヘーグ第三協約）を遵守しないことは、その戦争を不法とはしない。がつまた、こうして開始された敵對行為から、戦争という性格を取除くものでもない。これが國際法上の立場を正確に述べていると本官も考える。さもないれば、侵略軍は全部殺人犯人であり、このような戦争の勝者は、敗者側を完全に破壊してしまふという原始的權利に逆戻りする事となる。ただ、昔と違ふ點は、今日ではこの完全破壊を、正義と、發達した人道觀の名において行うということが異なるにすぎない。すでに本官が言及したように、この點に關しての檢察側の申し立ては、單なる開戦宣言のなかつたといふこと以上に進んで背信行為といふ被疑事實に基いている。

本官は、いわゆる全般的共同謀議の最終段階を論じた折に、これに關する證據を検討した。そこにおいて本官がなご日本の關係政治家による背信行為について、の檢察側の主張を容認できないかといふ理由を指摘した。外交交渉が行われていた間に戦争準備が進められていたことには疑いがなからう。しかしこのような準備は双方によつてなされていたのである。もし日本側で『來栖、野村による交渉がその目的を達するといふことに殆んど確信がなかつた』といふのならば、本官は、同時に米國側が外交上の成果に對してそれ以上の確信を持つていたとは考えない。交渉期間を通じてとられた米國の種々の手段方法は交渉の最終的成果に對して、米國側には大きな確信が存していたことを示唆するものではない。少くとも一九四一年七月以降においては、米國はその態度や

E-1040

措置がどう日本に響くかを充分承知の上で行動して
いた。日本としては交渉が終局的において失敗に終
つた場合にとる奇襲攻撃の準備を進めていたのであ
りまた實際交渉繼續に時間的制限を付したのである。
しかしながら本官は、それが交渉に對する日本の誠
實という問題と矛盾していたとは思われない。
日本が攻撃しようとしていた事實の事前知識を、
米國がもつていたことは、今や證據によつて充分に
立證されているところである。米國は、この地點が
最初の攻撃の目標となるかについて、情報を受ける
權利は確かにない。たとい日本側に背信的企圖があ
つたとしても、その企圖は失敗に歸した。米國は事
前知識をもつていたのである。ゆゑに結果として生
じた戦争行為は、それが遂行されていたときには、
交戦行為であるという性格を奪われたのではない。
本官の判断では、訴因第三十七ないし第四十三、
また上述のような制限下の訴因第四十五ないし第五
十、及び第五十一、第五十二は成立しないものであ
り、被告はこれらの訴追に對しては無罪とされるべ
きである。
訴因第四十五ないし第五十は、その中の訴追事項、
すなわち『國際法ニ反シテ住民ヲ殺スルコトヲ・
・・日本軍ニ命ジ、爲サシメ、且許可した點に
關する限りは、訴因第五十四に一層詳細にわたつて
訴追されている。
右の各訴因と同じく、訴因第五十四もまた、少く
ともその一部において、そこに列記されてある被告
は、特定の人々について、特定の違反行為を行うことを命
令し、授權し、かつ許可したものであると訴追して
いる。
法廷記録には、もとより、これらの領土に對する
攻撃命令以外に、訴因第四十五ないし第五十で主張
されているような『國際法ニ反シテ住民ヲ殺スル

裏面白紙

る命令、授權、ないし許可があつたことを示す證據は、戦争意思ヲ持チ一を行う殺人行為に關しては、本官はすでに論じた。戦争開始ないし遂行に伴う殺害もしくは殺害以外には、訴追されているような目的のための別な命令、授權もしくは許可はなかつたのである。

從つて、本官の判斷では、これらの訴追は「全面的」成立しないものであり、また全被告はこれらの訴因中にある全訴追に對して無罪とされるべきものである。

次に本官は、訴因第四十四及び第五十三を検討しよう。同訴因中にある起訴事實は、訴因第一ないし第五に訴追されている本來の全面的な共同謀議とは別個に、ある特定の共同謀議に根據を置いたものである。これらの起訴事實を成立させるには、そこに主張されている特定の共同謀議が立證されなければならぬ。

訴因第四十四においては、スカル計畫又ハ共同謀議ノ目的ハ

一、伴處

二、日本ニ降伏スルコトアルベキ・・・將兵

三、一般人

四、日本軍ニ墜破セラレタル艦船ノ乗組員

ノ大處殺ヲ行ハシノ且之ヲ許可スルニ在リタリと素は次の通りである。すなわち、

訴因第五十三に擧げられてある訴追事項の主な要素は次の通りである。すなわち、

一、共通ノ計畫又ハ共同謀議が存したること。
二、(a) スカル計畫又ハ共同謀議ノ目的ハ

最高司令官
日本陸軍省職員
各收容所及ビ勞務班ノ管理當事者及ビ其

E-1041

E--1042

随時随所において實際に行われた殘虐行為を立證
 するために、非常に多數の證據が提出された。しか
 し、計畫もしくは共同謀議と主張されているものを
 確立することに直接關係ある證據は、本件において
 は一つとして提出されてはいない。結局において檢察
 側は、到るところで行われた日本軍による殘虐行為
 の類似性という事實から、このような共同謀議が存
 在していたといふことをわれわれに推定させようと
 した。檢察側によれば、『日本軍占領下の諸地域を
 遍じての取扱いのこの類似性は、そのような虐待が
 個々の日本人司令官及び軍人の單獨行為の結果では
 なく、日本軍及び日本政府の一般政策であつたと
 いふ結論に到達できる』といふのである。
 主張されている殘虐行為の類似性は、同時にまづ
 たく正反對の結論を引出すかもしれない。それはあ
 る共通の源泉から起訴事實と證據が形成されている
 といふことを示唆するものかもしれない。世界は憎
 悪心を喚起するための事實無根の殘虐の話の例を、
 今までまったく聞いたことがないわけでもない。米
 國アイオワ州大學のアーノルド・アンダーソン教授
 は、『敵國指導者、その裁判及び處罰の實利』と題
 する最近の論文で、米國南北戦争における「獄中の
 虐待の話」——これは後日に至つて殆んど全面
 的に否定されたものである——が憎悪心（敵愾
 心）を喚起するために企圖された、宣傳の重大要素

であつたことを指摘している。教授は、右のような
 残虐行為の種々な話を相當詳細に取上げてゐる。W・
 B・ヘッセルタインの『南北戦争における牢獄』
 戦争心理の研究』と題する著書に言及してゐる。
 そこに書かれてある獄中殘虐物語が、現にわれわれ
 の前にある殘虐物語と、驚くほど類似してゐる點は
 注目に値するものである。それによると、南軍は
 『俘虜の咽喉を、耳から耳へかけて斬り裂いたり、
 俘虜の首を切り落してフット・ボールのように蹴り
 飛ばしてみたり、また負傷者を木によりかけて射撃
 の標的としたり、また負傷者に銃剣を突き刺して苦
 しめたりした』と世間の人は告げられた。一週刊畫
 報は、叛軍兵士が負傷兵の身体に銃剣を突刺してい
 る頁大の寫眞を載せて出した。また俘虜が閉切つた
 部屋に押し込められ、『その有毒な空氣が時々刻々
 彼らの力を弱めつつある』などとも語られた。悪い
 食糧、殘忍な取扱ひ、窮乏の極を物語る話は多々あ
 つた。アイオワ州連隊に屬していた經理科の一脱出
 士官は彼の州知事に、彼の經驗を報告して次のよう
 に語つた。彼とともに監禁されていた二百五十名の
 士官は、米軍（北軍）兵卒の食糧の四分の一しか給
 與されず、『およそ惡辣な叛逆者（南軍）が、彼らに
 加えることのできた有りとあらゆる困苦と侮辱とに
 さらされた。』また俘虜は汚い害虫だらけの、棉花
 物置に監禁された。『下痢が蔓延してゐたときでも、
 そのすし詰め部屋から出て下痢にいくことは許さ
 れなかつた。』俘虜は衣類に困窮してゐた。『病
 院に對しては藥品を支給してくれなかつた。』俘虜
 に給與されたコーン・ブレッド（唐もろこしパン）
 は、ふるいにかけていない粉のものであり、肉
 は腐つていた。『窓から外を見たために殺された俘
 虜があつた。自分を育んでくれた大地に目をやる
 というわずかな特典さえ許されなかつた。』ある醫者

E-1044

は『多数の俘虜の傷にはぶどう酒のコップに一杯に
なるほご蛆がわいていた』と語った。

この牢獄から歸つて來た者の健康状態を調査して、
これに基いて作成された公報も出た。この報告に添
付するため、これら歸還俘虜の寫眞も撮られ、そ
してその報告書は、そのときまでの俘虜の待遇につ
いて語られた虐待行為の話をすべて記載した。一報
告書は『風雨をさける場所が全然與えられなかつた。
あら粉でつくられたコーン・ブレッドや、蛆や虫が
はいつているスーブや、馬の肉などゝをそこに集つ
た人々はまるで豚にでも與えられるような形式で食
わされた』。『餓えて鼠を食へた者がいた。一度は大
を食つた者もいた。俘虜は衛兵の支給品の残りもの
や余りものを投げ與えられるのさえ有難がつた。病
人は、回復の見込がなくなるまで、病院に送られず、
軍醫には虐待され、そして死んでいった。リツチモ
ンドの荒れ果てた葉タバコ倉庫の筆舌にも盡し得な
い状態が詳細にわたつて描寫されていた。家具は全
然なく、窓の破れた火の氣のない部屋、各部屋に俘
虜たちがぎつしりと詰め込まれた状態などが詳述さ
れた。『俘虜は懲罰で銃殺され、人々は食べるもの
がなく、幾多の者は發狂した。・・・些細な科の
かごで残忍な刑に處せられ、死骸は裸体のまま山と
積まれて埋葬を待つ間に豚や犬や鼠の餌食となつた
・・・』

要するに虐待行為の全貌は「戦場で正式に降服し
た敵の將兵を撲滅し、無力にする目的のもとに、叛
軍參謀部のいずれかで發案された既定計畫の存在に
歸することができるとされたのである。」

しかしながらこの戦争の終る前に、敵の宣傳に對
する防禦として、南軍は同じ宣傳戦において一矢を
放つ機會をとらえた。南部連邦議會の上院で採擇さ
れた決議において、双方の俘虜取扱いを調査する合

- 1035

思考作用を一定の線に沿つて働かせ、ちよつと驚かし、ちよつと惑わして見よ、何事でも起り得るのである。

この段階において、われわれの前に提出された證據が全部右のような疑いのないものであるとはい

がたい。
この點に關しては、ここでは單に法廷證第一、七六五號 1 A、B、C 及び D 號、すなわち『NIPPON』

PRESENTS

と題する映畫を擧げてみれば充分であろ

う。檢察側によれば『太平洋戰ノ初期ニ「ジャワ」ヲ蹂躙セル日本軍ハ如何ニ其俘虜ヲ優遇セルカヲ示ス爲濠洲ノ被征服地域ニ於テ觀覽セシムベク映畫ヲ製作シタル』という。檢察側の主張は、英國濠洲及びオランダの俘虜並びに抑留者は、この映畫に出演をしいられたというのである。ジャワは一九四二年三月に陥落した。檢察側の申し立てによれば、このフィルムは日本軍ヤナガワ大尉監督のもとに、一九四三年六月から九月中旬にかけて製作されたのである。

E-1046

檢察側の證據は、これらの俘虜及び抑留者はそもその初めから曾つて充分な食物を與えられたことがないこと、従つてそのため彼らは皆營養不良で苦しんでゐたといふのである。檢察側はこの食物が不充分であつたことといふ申立てにおいては、一步も認歩的證據を示してゐない。宣傳映畫に出演させられた人々、すなわち成年男女及び幼児たちはすべて撮影中樂しそうな様子をするように日本人によつて強制されたといふことは了解できる。しかしながら一年以上にもわたつて飢餓に苦しんだ後に、どうして俘虜や抑留者たちに充分に食物をとつてゐたと見えるように強制することができたかは了解に苦しむ。映畫は俘虜や抑留者たちが食物を充分にとり、また快活であることを明かに示してゐる。してみると、日本によるこれら俘虜の取扱ひに關する檢察側の言分を、すべてそのまゝ受入れるといふことに多少の困難を感じてゐるのである。

ヘッセル博士が會つて指摘したように、武力戦争に避け難い附き物は、その戦争のため當事者間の心中に醸し出される憎しみの感情である。困難に際してその國家のために矛をとつて立つ人々の心を勵し立てる愛國の精神は、またこれらの人々の心中にその國家の敵に對する極度に烈しい敵意を起させるのである。こゝういふ敵意が自然に表現されるのは、ただに戦場における戦闘の興奮裡ばかりでなく、また兵士らの日常生活中、及びこれら兵士の出身地である社會の感情のうちにも表現されるのである。けだしこの兵士らの生活も、彼らの出身地である社會も、ともに戦争の勃發のため、平和時代に從い慣れた日常の軌道から脱離してゐるのである。理想、主義あるいは國家に對する愛情といふものは、それが安全と生命との犠牲を必要とする場合には、その愛情を感じずる者がかつて自己の主義、理想と相

E-1047

容れない主義、理想もしくは他の國家に存在するどのような美德に對しても盲目にしてしまうのである。一主義の信奉者として、自分とその奉ずる主義とを同一視し、自分に反對する人々を自分の主義に反對する主義とを同一視し、そして自分たちの主義に對する愛着心に反比例する嫌惡をもつて、敵方の主義の信奉者たちを憎惡することが必要となるらしい。『一つの主義に對するこういう愛着心によつてその行為を動機づけられてゐる國民にとつては、敵方は、自己側の信奉する理想主義のすべてを敵側が缺いてゐるように見えるのは必然的である。敵は憎むべき者となる。敵は自分たちと共通の美德を享有してゐない。そして敵の言語、人種または文化上の特異點は重要な相違點となり、否むしろ、より重い罪を意味するものとなつてくる。平和時代にはある程度存在する批判力は、國家的危機が近づくに従つて萎縮していく。

『戦争がもたらした社會秩序の混亂の當然の結果として生ずるこういう心的状態においては、戦争當事國の一方または他方の犯した殘虐行為の物語が、だんだん眞實性を帯びてくるものと考えられるのは當然であつた。

時としては、戰國の敗北による士氣の沮喪を回復するため、敵方の野蠻性の例をもつて補うことを可とする場合がある。

そうして本件にはこういう性質の宣傳をもたらしべき要素は全部存在してゐたのである。その上これに輪をかける追加的な不幸な要素が存してゐたことも、無視することはできない。日本側の手中にあつた捕虜たちの数は歴史的に多數であつて、これは實に各白人種國家が痛感したように、白人種優越性の傳説を完全に覆した戰國の結果を示したものであつた。この損害を補う一手段として、非白人種である

E-1048 敵に對するかような宣傳工作を考へつゐたのかもし
れない。とにかくこの段階における證據を取上げる
にあつては、われわれはこういう諸要素を無視す
ることはできない。こういう事柄に關して、辯護側
が必然的に無力であることは容易に想像できる。こ
の場合反對訊問によつてはなんらの利益も得ること
はできない。

本官は本件において提出された各證據を注意して
讀み通したが、この點について、共同計畫もしくは
共謀があつたという結論にみづから到達させる何
ものをも見出せなかつたと言わなければならぬ。
確かに諸殘虐行為が互いに似かよつていたではあ
う。しかし本官には、これらの殘虐行為が共同謀議
の罪の訴追を受けている人々による共同計畫もしく
は共同謀議の結果であつたという推論を下す基礎と
なるものを、なんら見出すことができない。この段
階に對する訴因中に指名されている人々の同意が、
こういう殘虐行為の遂行になくてならぬものである
つたことを遺憾なく證明する證據を提出することは
不可能であつた。本官の判斷するところでは、マン
スフィールド氏の言及した諸殘虐行為の類似點とい
うものは、必しもこの點に關する日本政府の政策を
示すものではない。多くの場合、この類似點は拷問
のこまかい點にあるのである。本官はこういう詳細
な點が政府によつて決定されるなどとは信じ得られ
ない。虐待の項目中の一つにあたるものは、俘虜が
支給された食物の量と醫療とである。しかし檢察側
の證據でさえ、この點についての日本政府よりの支
給品が常に不足であつたわけではないことを立證し
ている。とにかくこの類似點に基いてマンスフイ
ールド検事が警告したことをすべて假定に入れてみて
も、檢事側の主張する共同謀議が存在したという結
論には到達しないであらう。起訴狀中のこの類の訴

E-1049

因に來たとき、コミンズ・カー機事は、これらの訴
因中に言及されている暴行爲に對する被告の責任
を檢察側が立證したと主張するその立證方法を指し
示した。同氏の最終諭告中のどの項目も、これらの
訴因中に掲げられた共同謀議という訴追を立證する
のに役立つものはない。

本官の判断によれば、本件中訴因第四十四及び第
五十三に含まれている共同謀議の訴追のどのような
部分も立證されてはない。

檢察側はこの難點に氣がついたのかもしれない。
とにかく檢察側は本件の最終諭告中でこれとは違つ
た理由のためではあるが、これらの訴追を放棄して
しまつた。檢察側は次のように言つてゐる。すなわ
ち「本裁判所條例第五條に相當するニールンベル
グ裁判所條例第六條の最後の文章の意味に關する同
裁判所の決定を檢察側は容認する。この決定に鑑み
て、檢察側は本審理の起訴狀の訴因第四十四及び第
五十三に關しては有罪の判決を要請しない。訴因第
三十七及び第三十八に關しても、これが本裁判所條
例(b)項及び(c)項に依存する有罪の判決を要請しない」

「嚴密ナル意味ニ於ケル」戦争犯罪、日本占領下
の諸地域の一般人に關する訴因第五十四及び五十
五

E-1050

本官の考察すべきものは、ここに起訴狀訴因第五
十四及び第五十五を余すばかりである。

訴因第五十四は、そのうちに指名されている被告
らは、訴因第五十三ニ於テ述べタル陸海軍ノ
最高司令官及び其他ノ人々ニ同訴因中ニ於テ述べ
ル違反行爲ヲ行フコトヲ命令シ授權シ且許可セリ。
と訴追してゐる。
訴因第五十五は、そのうちに指名されている被告

らは。．．．夫々ノ官職ニヨリ．．．軍隊並ニ當時日本ノ極力下ニ在リシ．．．俘虜及び一般人ニ關シ上記條約及び保證並ニ戰爭ノ法規慣例ノ遵守ヲ確保スル責任ヲ有スルトコロ、故意ニ又不注意ニ其遵守ヲ保シ其ノ違背ヲ防止スル適當ナル手段ヲ執ル可キ法律上ノ義務ヲ無視シ以テ戰爭法規ニ違反セリと訴追している。

この點に關して、ニュールンベルグ裁判の起訴狀中には、本件の起訴狀の訴因第五十五に含まれている訴追に該當するものはなんらないことが注意されよう。ニュールンベルグ裁判における被告は、すべてなにか特定の種族行為を犯したという訴追を受けているのである。ニュールンベルグ裁判の起訴狀の訴因第三は戰爭犯罪に關する訴追である。罪狀を述べたに於ては訴追されているところは、全被告は他の人々と協力し、戰爭犯罪を犯す共同計畫または共同謀議を立案し、實行した．．．というにある。この計畫は犯された諸犯罪の遂行を含むものである。と訴追されている。その戰爭犯罪は被告及びその他の人々によつて犯されたが、後者の所業については被告らが責任を負うべきである。ただしこれは、他の人々はその戰爭犯罪を犯すにあたり、その戰爭犯罪を犯すための共同計畫または共同謀議を實行に移すため行為したゆゑである．．．と主張されている。この點についての訴追は以下のようにである。すなわち

- A、占領地域のまたは同地域内及び公海上における一般人の殺戮及び虐待。
- B、奴隸的勞務及びその他の目的のためにする占領地域の、及び同地域内における一般人の移送。
- C、俘虜及びその他の者の殺戮及び虐待。
- D、人質の殺害。
- E、公、私資産の掠奪。

F、連座罰の賦科。

G、諸都市町村の理由のない破壊。

H、一般人労働の強制徴用。

I、占領地域内一般人をしての敵國に對する忠誠誓約の強制。

J、占領地域のドイツ化。

以上各項について、被告らは具體的な殘虐行為に對して訴追を受けたのである。

ゆえにニュールンベルグ裁判は、現在本件に提出されている起訴狀の訴因第五十五に含まれているような訴追を考慮する必要がなかつたのである。被告中戦争犯罪に對して有罪と認められた人々は本審理の起訴狀訴因第五十四に訴追されているような殘虐行為に自身參加したと認められたのである。

E-1052

事實、訴因第五十五と本裁判所條例の規定とを兩立させるのには難點がある。本裁判所條例が犯罪として挙げるところは、『戦争法規又ハ戦争慣例ノ違反に止まる。條例は戦争の法規ノ遵守ヲ確保シ其ノ違背ヲ防止スル適當ナル手段ヲ執ル可キ法律上ノ義務』の『無視』は犯罪として挙げていないのである。もし訴因第五十五をもつて故意ニ又不注意ニ法律上ノ義務ヲ無視』することとそれ自身が犯罪を構成することを意味するものとするならば、その場合は、訴因第五十五で訴追されている犯罪は本裁判所條例の規定外の犯罪となり、従つて本裁判所の管轄外となるであらう。

しかしながら訴因第五十五が『故意ニ又不注意ニ義務ヲ無視シ』と述べているのは、單に證據となる行為としてであつて、この行為から、ひいて訴追されている被告らの所爲とされるべき戦争法規の違反という結果を生ずるのであると解釋することができるともされない。訴追されている犯罪は戦争法規の違反であり、そして究極的には、この違反行為をな

したものゝは訴因に指名された被告であると立證されなければならぬ。被告の犯したどのような種類の無視にもせよ、もしそれが立證されたとしても、それは前述の目的のための證據の一つが提供されたといふに止まるであらう。こういう場合においては、『以テ戦争法規ニ違反セリ』という語句は「故意ニ又不注意ニ義務ヲ無視」することそれ自体が戦争法規に違反することの意味するのではなく、檢察側が特定の被告の行動そのものを立證することによつて、戦争法規違反の行爲が訴因に指名されている被告の行爲であることを立證するといふのである。これらの行爲が「立證を要する事實」上立證された場合はたしてそれが「立證を要する事實」を立證することとなる。否かの問題は、常に法廷の決定すべきものである。その違反行爲がそれぞれの被告の行爲であることが立證されるまでは、その訴追が立證されたといふことにはならない。

訴因第五十四は、訴因第五十三に現われている違反行爲に言及している。

(イ) 列強シタ各國ノ軍隊

(ロ) 俘虜

E-1053

(イ) 當時日本ノ權力下ニ在リシ一般人ニ對シ附屬督中ニ於テ述べラレタル條約、保證及び慣行中ニ含まレ、且右ニ依リ證明セラレタル戦争ノ法規慣例ノ類ニシテ且常習的ナル違反行爲について述べている。

附屬督中ニ言及されている條約、保證及び慣行は以下の通りである。すなわち

一 文明諸國民ノ慣行

(a) 一九七〇年十月十八日海牙ニ於テ締結セラレタル陸戦ノ法規慣例ニ關スル條約第四。
(b) 右條約ノ一部ヲ爲ス附屬督中ニ記載セラレ

E-1054

三

(a)

日本帝國政府ハ俘虜ノ待遇ニ關スル條約ノ

拘束ヲ受ケザル次第ナルモ、

「アメリカ」人タル俘虜ニ對シテハ同條

約ノ規定ヲ「準用」スベシ（一九四二年一

月二十九日附通牒、法廷證第一四九〇號ニ

（二）帝國ノ權力下ニ在ル英吉利、加那陀、濠

洲、及ビ新西蘭ノ俘虜ニ對シ該條約ノ條件

ヲ準用スルモノトス（一九四二年一月三十

日附通牒、法廷證第一四九六號ニ）という日

本の保證。

日本はこの通牒によつて、さらに「俘虜ニ

對スル食糧及衣料ノ供給ニ關シテハ帝國ハ相

互條件ノ下ニ俘虜ノ國民的及民族的習慣ヲ考

慮スベシ」という保證を與えた。

（b）一九四二年二月十三日附の通牒により、日

本の與えた保證は次の通りであつた。すなわ

ち、

「帝國政府ハ本戰爭中、敵國人タル抑留非

戰斗員ニ對シ、千九百二十九年七月二十七日

ノ俘虜ノ待遇ニ關スル條約ノ規定ヲ相互條件

ノ下ニ能フ限り準用スベシ。但シ交戦國ガ本

E-1055

人ノ自由意志ニ反シ勞役ニ服セシメザルコトヲ條件トス」(法廷證第一四九一號) 同通牒は中華民國以外の日々と交戦中の國全部に對する保證となつた。

戦争の法規及び慣習に違反したと稱せられる行為は、起訴狀附屬書D中十五項にわけて擧げられてゐる。これを要約すれば以下のようである。すなわち、ヘーグ條約の添附書第四條並びにジュネーヴ條約の全部及び上述の保證の各々に反する俘虜の残酷な待遇。俘虜並びに一般人收容者は日本軍將兵によつて殺害され、毆打され、拷問され、及びその他の虐待を受け、また婦人は凌辱された。

E-1056

俘虜勞働の違法使用。

(a) 俘虜は作戦に關係ある作業に使用された。

(b) 俘虜は肉体的に不當な作業、及び不健康的であり、危険な作業に使用された。

(c) 日々の作業時間は過度であり、また俘虜は各週二十四時間繼續の休息を許されなかつた。

(d) 作業條件は、懲戒的處置によつて一層困難なものとなされた。

(e) 俘虜は不健康な氣候並びに危險地帯に充分の食糧、衣服または靴なしに收容され、かつ作業を強制された。

俘虜に對する給養の拒絶及び不履行。

(a) 食糧及び衣服を給與するにあつて、國民的及び民族的習慣の相違に注意を向けなかつた。食糧及び衣服の給與は不充分であつた。

(b) 收容所及び勞働分遣所の構造及び衛生状態は、規定にまつたく適合せず、きわめて劣悪、不健康のかつ不適當であつた。

(c) 浴洗及び飲料水の諸設備は不充分かつ劣悪であつた。

E-1057

四

(a) 俘虜に對する過度かつ違法な處罰。

(b) 俘虜は、犯したと主張される犯行に對して、なんらの裁判または審理をも受けずに殺害され、殴打され、かつ拷問された。

(c) かような根拠のない處罰がたとい實證し得たとしても、上述の諸條約のもとにおいてはなんら犯行を構成することのないと、主張された犯行に對して科せられた。

(d) 犯したと主張された個人の犯行に對して、連貫的處罰が加えられた。

(e) 俘虜は、逃亡未遂に對して監禁三十日以上

(f) の刑を宣せられた。

(g) 俘虜裁判の諸條件は、上述の章に規定されている諸條件に適合しなかつた。

五

(a) 傷病者、衛生人員及び看護婦の虐待。

(b) 傷病將兵、衛生人員從軍牧師及び自發的救助團體の人員は、尊敬及び保護を受けることなく殺戮され、虐待され、無視された。

(c) 衛生人員、從軍牧師及び自發的救助團體の人員は、不法に抑留された。

(d) 看護婦は凌辱、殺戮、また虐待された。

(e) 收容所には病舎がなく、重患俘虜及び大外科手術を要する者は、これを治療するのに適當な軍または民間施設に入所することを許されなかつた。

(f) 月例健康診断は實施されなかつた。

六

(a) 傷病俘虜は、その移動が疾病からの恢復に害があつたにかかわらず、移送された。

(b) 俘虜は、住民の侮辱及び好奇心に曝すため、

E-1058

故意に日本の占領地に留置され、勞働させられた。

(b) 日本及び占領地における俘虜は、將校をも含めて、賤役を強制され、また公衆の監視に曝された。

(c) 俘虜將校は下士官、兵卒の支配下に置かれ、かつこれに敬禮しまた作業することを強制された。

俘虜に關する情報及び同僚の照會に對する回答の蒐集及び傳達の拒絶及び不履行。上記諸條項の要求するような適當な記録は保存されず、また情報も提供されず、また保存された記録のうち最も重要なものは故意に破棄された。

ハ 利益保護國、赤十字社、俘虜及びその代表者の權利の妨害。

(a) 利益保護國（スイス國）の代表者は、收容所の訪問または俘虜の居住地區への立入りを拒絶され、また許可を與えられなかつた。

(b) こういう許可の與えられたときにおいても、俘虜との會話は立會人なしには、または全然許されなかつた。

(c) こういう場合、收容所内の状態は平常よりも良好に見えるように欺瞞的に準備され、また俘虜は、不平を訴えれば處罰されるであらうと脅迫された。

(d) 俘虜及びその代表者は、俘虜勞働の性質その他の事項について不平を訴え、または軍當局もしくは利益保護國と自由に通信すること

(e) を許可されなかつた。

九 毒ガスの使用
この主張は中華民國だけにあてはまるものである。

E-1,059

る。

一、兵器を捨て、または、自衛の手段が盡きて降
伏した敵兵の殺害。

二、軍事上の正當理由または必要に基かない敵産
の破壊並びに掠奪。

三、占領地域における家族の名譽及び權利、個人
の生命、私有財産並びに宗教の信仰及び遵行の
不尊重、並びに同地域内住民の追放及び奴隸化。

四、多數の占領地域内住民は殺戮、拷問、暴行そ
の他の虐待を受け、理由なく拘引收容され、強
制労働に送られ、かつその財産は破壊もしくは
沒收された。

五、海戦により撃沈された艦船の生存者及び拿捕
艦船の乗組員の殺害。

六、軍用病院船の尊重の不履行並びに日本病院船
の不法使用。

七、中立國艦船に対する攻撃、殊に當然與えるべ
き警告をぬきにした攻撃。

第九項「毒ガスの使用」は檢察側によつて訴追を
放棄されたものとして片づけてよいであらう。この
訴追を裏づけるような證據はなんら審理中提出され
なかつたのである。

第十五項「中立國艦船に対する攻撃」もまた檢察
側の放棄するところとなつた。一九四七年十二月八
日、ロビンソン海軍大佐は檢察側を代表して法廷で
以下のような陳述を行つた。すなわち、本審理の起
訴状態には「無警告で商船を撃沈したかどをもつて、
潜水艦戦術を行つたことに對する訴追はされていな
い。……し」ということが明かにされたというので
ある。『法廷記録第三四、七七二頁』。檢察側より
この陳述に基いて、ブラナン辯護人は一九四七年
十二月九日、太平洋上における米國海軍の潜水艦戦
に關するニミッツ米國海軍大將の陳述を含むものと

E-1,060

されている辯護側文書第二四八四號の提出を取止めた。(法廷記録第三四、八一頁)

檢察側で被告らが行つたと主張されている行為中の残りの分については、それらの行為を行うことを命令シ授權シ且許可セリというかどで被告らはその責任を問われているのである。

本裁判の被告に對する訴追は、彼らが左の人々に違反行為を行うことを命令シ、授權シ、且許可セリというにある。すなわち

(一) 日本が當時從事セル諸作戰地ノ各々ニ於ケル日本陸海軍ノ最高司令官

(二) 日本陸軍省職員
(三) 日本領土又ハ他ノ占領地域内ノ俘虜及ビ抑留下ノ一般人ノ收容所及ビ抑留下ノ一般人ノ收容及ビ勞務班ノ管理當事者。

(四) 日本ノ憲兵隊並ビニ警察並ビニ其ノ夫々ノ部下。

法廷がここで考慮しなければならぬのは、以下の問題である。すなわち
一、提出された證據は、はたして上記の行為を立證するか。

二、提出された證據は、被告と上記の行為との間にあると檢察側が主張する關連性を、はたして立證するか。

三、上記の諸行為もしくはそのうちのどれかは、はたして國際法における犯罪を構成するか。

四、國際法において、はたして被告らまたは彼らのうちのどれかは、かような犯罪行為の責任を問われるべきものであるか。

E-1061

本件はこの部門に關し提出された證據に移る前に、本官はもう一度注意を促したい。戦争犯罪の話は、激怒または復讐心を産み出すものである。われわれは無念の感に左右されることを避けなければならぬ。われわれは感情的要素のあらゆる妨害を避け、これにおいて戦闘中に起つた事件について考慮を拂つて、起つた事件は昂奮した、あるいは偏見の眼をもつた観測者だけによつて目撃されたであらうという特別な困難がある。

さらに戦争中勝利を得、戦時俘虜を捕獲するに成功した交戦國は、本件の起訴狀に訴追されている性質の殘虐を犯したと見做される可能性があり、究極において敗戦した場合には、敗戦そのものによつて、その最も邪惡な、殘忍な性質が確立されるのである。もし刑罰がここに適用されるものでなければ、どこにも適用されるものではないとわれわれは言い聞かされてゐる。われわれはかような感情は避けなければならぬ。

E-1062

當時の新聞報道あるいはそれに類似したもの、價値を判断するにあつて、われわれは戦時において企圖された宣傳の役割を見逃してはならない。本官がすでに指摘したように、敵を激怒させ、味方の統帥の者の血を沸かし、中立國民をして憎惡と恐怖を抱かしめる方法として、想像力を發揮するための一種の愚劣な競争が行われるのである。本官はすでに戦争の殘虐談についていくつかの例を述べた。それに加えて第一次大戦中、ドイツ人による死体の使用に關し、流布された記事について述べてみよう。それは戦時宣傳の典型的な噓言として歴史に残るであらう。英國において有力であつて、廣く讀まれてゐる日刊紙『ニュース・クロニクル』の當時の政治部長であつたA. J. カミング氏は、一九三六年に發

行された『ザ・プレス』(新聞)と題する氏の著書の中で、この宣傳記事が駐言であつたことを暴露し、それがどのように利用されたかを述べている。氏はいわく、『四月三十日議會において、故ロナルド・マックニール氏は首相に對して、『エジプト、インド及び東洋方面全般に對し、ドイツ人はその兵隊の死体を豚の飼料として煮ている事實をなるべく廣く知らせる手段をとるかどうかについて質問した。』ジョン・デイロン氏が口を挿み、政府がそれを信ずる確かな根拠をもつてゐるかを質したときに、封鎖大臣ロバート・セシル卿は、新聞に現われた拔萃以外に、情報を持つてゐないが、『ドイツ軍當局のつた他の行動に鑑みて、彼らに對するこの非難には、信じ得られないところはなんら無い』と答辯した。同氏はさらに次のように述べた。『英帝國政府は通常の筋から出た事實としてその流布を容認した。』

E-1063

『この事件は今や民衆の記憶から殆んど消えてしまつてゐる。英國當局者らは卑劣な働きをすると直ちにそれを忘れようとした。しかし英國の新聞において否定記事を読まなかつた多くの人は、これを事實として未だに薄ぼんやりと信じており、彼らはロバート・セシル卿のやうに、その『善意』を今なお正直に信用してゐる責任ある新聞紙のなした非難に「信じられないところは無い」と見做した。』

常設國際司法裁判所の前判事ジョン・バセット・ムーア氏は、一九三三年に書いたものの中で、次のように述べてゐる。『余は國際關係に關連し、宣傳の使用された程度を認識してゐる者がいくらかあると確信する。』今年のことであつたが、有力な英國の雜誌は、戦時中非常に有能な英國の宣傳機關は、米國人をして未だ創作されたことのない最も奇怪な物語を信ぜしめたと述べ、さらに今日に至るま

で民衆の大部分は、當時鵜呑みしたいわゆる情報から未だ回復していないと述べている。¹⁾
われわれは今日の文明世界の國々は、それらが國家のためとして考えた場合の行動と私生活において、必らずしも疑惧の念をあまり示すものではないという事實を無視することはできない。彼らは「奇怪な物語」を創作するについて、疑惧の念を感じずるものでなく、民衆をして「その全部を鵜呑み」させることに關して、なんら苦を惜しむものではない。
これに加えて第一次世界大戦以來敗北した軍閥を裁判し、處刑する要求が非常にあつたために、これらのものが處罰されることについて關心と能力を注いでいたすべてのものの心の中には一種の無意識的な作用が働いていたのである。これらの作用は多くの場合に於いて、人間意識から見逃がされ、單に間接的に遠くからその影響を受けるだけである。その結果は現實の一部をゆがめ、存在している何物をも、い。無意識的な希望として存在している何物をも、現實として認める或る熱望が絶えずあり得るのである。

E-1064

宣傳の過去の歴史は、本件においてきわめて重要な關連を有するものである。少くともどの被告の場合においても、そのいわゆる「不作爲」の法律的影響を考慮するとき重要なのである。もしわれわれが今審理している戦争において、これらの要素の作用が全然なかつたことが確證されていたとしても、戦時宣傳の過去の経験が被告の考え方に影響を及ぼして、敵側から出たいくつかの虐待事件に關する戦時宣傳を是認するか、拒絶するかのとどちらかの方向に向けさせ得るものであるか否かということは、依然として適當な考慮を要することである。
これに關連して申し述べておきたいことは、南京

暴行事件に關する發表された記事でさえ、世界は誇張されているものであるという或る疑念をもたないでは受取り得ないということである。一九三八年十一月十日において、すでにスチュワード大佐（司會者）はチャタムハウスで、この事件に言及し、南京で起つたような事件は遺憾であると認めたが、大佐は「一九〇〇年まで記憶を戻し、現在起つてゐるようなことを見れば、日本人はそれを他國から學んだであらう」と述べた。

チャールズ・アデイス卿はその際同事件に言及して、次のように述べた。

戦争を交えてゐる二國間においては、その戦闘員のいづれかが宣傳に訴えることによつて輿論を自己に有利に仕向けようとする危険が必ず存在している。その宣傳においては、種々の事件——悲しいかなこれはすべての戦争から分離することはできない

點を曖昧にしてしまふ特別の目的のために擴大され、曲解されるのである。

E-1065

以上のような目的がこの場合においても働いてゐたことは、全然無視することができない。本官はすでに曲説とか誇張とかに關する或る程度の疑惑を避けることのできない或る實例について述べた。もしわれわれが南京暴行事件に關する證據を嚴密に取調べるならば、同様の疑惑はこの場合においても避けられないのである。

南京暴行事件に關する二名の主な證人は許傳音とジョン・ギレスビー・マギーとである。

許氏はイリノイ大學の哲學博士である。法廷外でとられた同氏の陳述は、本件において證據として提出されようとした。これは檢察側文書一七三四號であつた。われわれはこれを却下し、同氏は裁判所において訊問を受けなければならぬと決定した。從

つて同氏はその通り訊問をされたのである。氏は南京に居住し、一九三七年十二月紅十字會に關係していた。

マギー氏は一九一二年から一九四〇年まで南京の聖公會の牧師であつて、一九三七年十二月及び一九三八年一月及び二月を通じて南京にいたのである。右の證人はいづれもわれわれに對して、南京において犯された殘虐行爲の恐ろしい陳述をしたのである。しかしその證據を曲説とか、誇張とかを感じる。ことなく讀むことは困難である。本官は兩證人の申し立てたすべてのことを容認することは、あまり賢明でないことを示すために、いくつかの實例を指摘するに止めよう。

E-1066

許博士は次のような話をわれわれにした。氏自身の言葉によつてそれを述べてみよう。氏はいわく
一、私は自分の眼で、日本兵が浴室で婦人を強姦したのを見ました。着物が外に掛けてあり、そうしてその後われわれは浴室のドアを見付けたところ、そこには裸の女が泣いて非常に悄然としていました。

二、われわれはキャンプに行き、そこに住んでいると傳えられていた二人の日本人を捕えようとした。そこに着いたとき、一人の日本人がそこに腰を下しており、隅に女が泣いておるのを見ました。私は福田に對し、「この日本兵が強姦したのです。」と言いました。

三、あるときわれわれは強姦している日本人を捕えました。そして彼は裸でした。彼は寢ていたのです。だからわれわれは彼を縛り、警察署に連れていきました。

四、私は他の事件を知っておりま。それは船頭で、彼は聖公會の一人であつて、私にこんな

E-1067

ことを言いました。彼はそれを自分の船の上で見、それが自分の船の上で起つたのであります。尊敬すべき一族がその船に乗つて河を横切ろうとしたのです。ところが河の真中に二人の日本兵がやつて來ました。彼等は船を検査しようとしたのですが、そこに若い女を見たとき、それは若い婦人と娘でしたが、その両親と一人の夫の眼の前で二人は強姦し始めました。

『強姦してから日本兵はその家族の老人に對して「よかつたろう」と言いました。そこで彼の息子であり、一人の若い婦人の夫であつたのが非常に憤慨し、日本兵を殴り始めました。老人はこのようなことに我慢できず、また皆のためにもむつかしいことになることを恐れて、河の中に飛び込みました。そうしますと彼の年をとつた妻、それは若い夫の母親ですが、彼女も泣き始め、夫に次いで河の中に飛び込みました。私はちよつと申すことを忘れましたが、日本兵が老人に對してよかつたかどうか聞いたとき、その日本兵は、その老人に若い女を強姦することゝ勧めたので、若い女たちは皆河の中に飛び込みました。私はこれを見たのです。ですから一家全部が河に飛び込み、溺死してしまつたのです。これはなにもまた聞きの話ではありません。これは眞實のほんとうの話であります。この話はわれわれが長いこと知つておる船頭から聞いたのであります。』

次にマギー氏の證據からいくつかの事例をとつてみよう。

一、十二月十八日に私は私どもの委員會の委員であつたスパーリング氏と一緒に南京の住宅街に行きました。すべての家に日本の兵隊がおり、女を求めていたように見えました。私どもは一

E-1068

軒の家にはいりました。その家の一階で一人の女が泣いており、そこにおつた中國人が、彼女は強姦されたのだとわれわれに告げました。その家の三階にはもう一人日本兵がおるといふことでした。私はそこに行き、指摘された部屋にはいろいろとしました。ドアは鍵がかかっていました。私はそのドアを叩き、怒鳴つたところ、スパーリングは直ちに私のところにやつて来ました。十分ほど経つた後一人の日本兵が、中には女を残して出て来ました。

三 『私は他の一軒の家に呼ばれ、その二階の婦人部屋から三名の日本人を追出しました。そこでそこにいた中國人が一つの部屋に指をさしました。私はその部屋に飛び込み、ドアを押して開けたところそこに兵隊を見ました。私はそれ日本兵で強姦していたところでした。私は彼を部屋から追出しました。』

三 『私は殆んど三十年來知つておりました一婦人。』
 人は部屋の中に一人の少女とおつたところ、日本兵がはいつて來、彼女は彼の前に膝をつき、少女に手をつけないようお願いすると私に告げました。日本兵は銃剣の平つたい方で彼女の頭を殴り、少女を強姦したのであります。

これらの證人は言ひ聞かされたすべての話をそのまま受入れ、どの事件も強姦事件と見做していたようである。船頭の話を受入れることは實際容易にできることであらうか。その場にいたのはほんの二名の日本兵だけであつた。他方強姦された娘たち、彼女等の父親及びその一人の娘の夫もいた。そこには船頭自身ももちろんいたのである。その一家全体は生命より名譽を重んじていた。その一家全体はいずれ河の中に飛び込み、溺死してしまつた。こんな家

族であつた以上、『兩親及び一人の夫の服の前で娘たちを二名の兵隊が強姦し得たであろうか。いかにして許博士はこの話の中に眞實らしくないものを認めなかつたであらうか。彼は船頭が長い間紅毛會に關係していたから、この話を『眞實のほんとうのものとしてわれわれに與えることができるというわけになる。』

他のいろいろの説は確かに日本兵の中國婦人に對する不當な行動の實例として認めることができる。しかし證人らは躊躇することなくそれを強姦事件と主張している。或る部屋の中に一人の兵隊と一人の中國の娘がおり、その兵隊が眠つてゐるところを發見したという場合においても、證人はそれは強姦した後寢たのであると、われわれに對し言えるといふことになるのである。また證人はこの話をするにつれて、自分の語つてゐることには疑いはないと、殆んどその氣持になつてゐたのである。

われわれはここにおいて昂奮した、あるいは偏見の眼をもつた者によつて目撃された事件の話と與えられてゐるのではないか、本官はこの點について確かではない。

E-1069

もしわれわれが證據を注意深く判斷すれば、出來事を見る機會は多くの場合において最もはかないものであつたに違ひないといふことを、われわれは發見するであらう。しかも證人の斷言的態度は、ある場合には知識を得る機會に反比してゐるのである。多くの場合には、彼らの信念は、彼らをして輕信させることにあるいは役立つた昂奮だけによつて導かれ、その信念は彼らをして蓋然性と可能性の積極的解説者たらしめる作用をしたのである。風説とか器用な推測とか、すべての關連のないものは、おそらく被害者にとつてはありがちの感情によつてつくられた最惡事を信ずる傾向によつて、包まれてしまつ

たのである。

これに關し本件において提出された證據に對し言
い得るすべてのことを念頭に置いて、宣傳と誇張を
でき得る限り斟酌しても、なお殘虐行為は日本軍の
ものがその占領した或る地域の一般民衆、はたまた
戦時俘虜に對し犯したものであるという證據は壓倒
的である。

問題は被告にかかる行為に關し、どの程度まで刑
事的責任を負わせるかにある。以上述べたように、
被告に對する訴追は次の通りである。

(一) 彼らは特定の者をしてその行為を犯すことを
命令し、授權し、かつ許可し、それらの者は實
際にその行為を犯したこと。(訴因第五四二)
あるいは

(二) 彼らは故意にまた不注意に、かような犯罪的
行為を犯すことを防止する適當な手段をとるべ
き法律上の義務を無視したこと。(訴因第五五)

E-1070

いて、これら殘虐行為を實際に犯したかどて訴追さ
れたものは、その直接上官とともに戦勝國によつて
すでに「嚴重な裁判」を受けたということである。
われわれは檢察側からこの犯罪人の長い名簿をもら
つてゐる。證據として提出されたこれらの名簿の長
さは、主張されてゐる殘虐行為の邪惡性と殘忍性と
はなんら比較し得るものではない。これら非道を行
爲を犯したと見做されたすべてのものに對し、戦勝
國が誤つた寛大な態度を示したと非難し得るものは
一人もないと本官は思う。この處刑によつて憤怨
のどのようなものも充分に鎮壓せられたものと見做
し得られ、かような憤怨から起る報復の激情と希望
は、満足されたものと考えられる。「道徳的再建の
行為」または「世界の良心が人類の威嚴を新たに主
張する方法」としても、かような裁判及び處刑は、主

その数において不充分ではなかつた。
 ここにおいてわれわれは冷静に、はたして罪がわれわれの裁いている被告に及ぶものか、見ることができる。

第一に本官は、諸國の「當時日本の權力下にあつた。一般人民に對し犯された殘虐行為を考察してみよう。このために訴因第五十四及び第五十五を同時に取上げることとする。」
 起訴事實は次のように二つの異つた期間を包含する。

一、中國における殘虐行為に關しては、その期間は、一九三一年九月十八日から一九四五年九月二日までである。

二、他の戰國地域に關する殘虐行為に關しては、その期間は、一九四一年十二月七日から一九四五年九月二日までである。

E-1071

殘虐行為に關する證據は、一九三七年十二月十三日の南京陷落後の同市における殘虐行為から實際始まつていたのであるから、本官は上述の期間の第一は、その期日から始まつたものとして、次の期間に再分する。

(a) 一九三七年十二月十三日から一九四一年十二月六日までの期間。

(b) 一九四一年十二月七日から一九四五年九月二日までの期間。

想起すべきことは、檢察側はこれらの殘虐行為を訴因第五十四において一般的に主張する以外、訴因第四十五ないし第五十において、中國において犯されたような殘虐行為のいくつかの特定の事件について訴追していることである。

訴因第四十五は南京で起つたことに關するものである。その期間は、一九三七年十二月十二日及びその後引續きとなつてゐる。

當時被告廣田は外務大臣、賀屋は大蔵大臣、また木戸は文部大臣であつた。他の被告のだれも當時閣員ではなかつた。

關係ある軍隊は、被告松井が司令官であり、被告武藤が、參謀副官であつた中支那方面軍であつた。被告畑は一九三八年二月十七日、松井大將に代つて軍司令官となつた。本官はその軍隊の構成を後ほどさらに詳しく考察してみる。

以上から見れば、南京事件に關する限り、他のどの被告も關係はない。われわれはこのことをはつきりと念頭に置いておかなければならない。

中國における次の事件は廣東市の陷落であり、それは一九三八年十月二十一日に起つたのである。訴因第四十六には、そこで犯されたと主張されている殘虐行為の特定の訴追が含まれている。

被告のうち板垣が當時の陸軍大臣であり、木戸は厚生大臣、荒木は文部大臣であつた。以上の三名だけが當時閣員であつた。

關係ある軍隊は以上述べた中支那派遣軍であり、當時の司令官は畑であつた。

もしそこで殘虐行為が犯されたとするならば、それに少しでも關係を有するかもしれない被告は以上の者ばかりである。本官がやがて示すように、この主張されている殘虐行為に關する證據はまったくないのである。

起訴狀に述べられている殘虐行為に關する次の事件は、漢口陷落の際に起つたのである。

訴因第四十七は特にこの事件に關連している。その期間は一九三八年十月二十七日前後となつている。當時においても右に述べたように、被告板垣、木戸及び荒木が引續き閣員であり、同じ軍司令官の隸下の部隊がこの事件に關係していた。本官がやがて指摘するように、同市においても殘虐行為があつた。

E-1073

と確證されたとは認められない。

上述の再分期間の第一期間中のものとして、起訴状において特定の訴追がなされているのは、以上の三事件だけである。

證據提出中に次の事件に関するものも提出された。

一、一九三七年十一月江西省蘇州陷落當時。
二、一九三七年湖北省の或る部落に起つた殺戮及び民家破壊事件。

三、戦争犯罪人を裁くための中國軍律會議判事^{キウウ}大佐の説明した一九三八年における一般人の拷問及び殺戮事件。

四、一九四〇年北平における強姦及び殺戮事件。
五、一九四〇年綏遠省における一般人に対する掠奪、焼却及び殺戮事件。

六、一九四一年良峒部落における窃盜行為及び財産の奪りな破壊事件。

七、一九四一年八月熱河省の平泉區域シツチ部落における殘虐行為。

八、一九四一年九月における第二次長沙作戦中。以上が太平洋戦争前の期間中、中國で起つた殘虐事件のすべてである。

太平洋戦争中、中國における殘虐事件の或るものも特に訴追されている。これは訴因第四十八、第四十九及び第五十に含まれている。

訴因第四十八は、長沙市で犯されたと主張されている殘虐行為に係している。その期日は、一九四四年六月十八日前後となつてゐる。本官がやがて示すように、これに関する證據はとうてい満足できるものではない。

當時閣員であつた被告は次の通りである。すなわち東條が陸軍大臣及び内務大臣、重光が外務大臣及び嶋田が海軍大臣であつた。

被告東郷は一九四二年九月一日同内閣を去り、被

E-1074

告賀屋は一九四四年二月十九日閣僚の地位から去つたのである。

一九四一年三月一日から一九四四年十一月二十二日まで被告畑は支那派遣軍總司令官であつた。この事件に關係あるものとして述べ得るのは以上の被告だけである。他のだれもこれにはなんらの關係を有してゐなかつた。

次の事例は湖南省衡陽市に起つた事件に關するものである。訴因第四十九はこの事件に關係してゐる。その期日は一九四四年八月八日前後となつてゐる。ここで想起すべきことは、東條内閣は一九四四年七月二十二日に崩壊したといふことである。この事件が起つたときには、被告小磯が總理大臣であり、重光が外務大臣であつた。他のどの被告もその内閣の閣員ではなかつた。被告畑は未だ支那派遣軍總司令官であつた。檢察側はこの件に衰づけをするためのなんらの證據も提出しなかつた。

次は廣西省の桂林及び柳州の都市における殘虐行為に關する主張である。訴因第五十はこれに關するものであり、その期日は一九四四年十一月十日前後となつてゐる。ここにおいても證據は信頼し得るものではなく、本官の意見では主張は確證されてゐない。

この事件に關係ある被告は衡陽市の場合と同様であつた。

起訴狀に特に挙げられてゐる事例は以上のものだ。である。審理中次の事例も證據として提出された。

一、一九四三年湖北省における日本軍第十三師團、第四百旅團第六十五聯隊による財産の濫りの破壊の事例。

二、一九四二年證人狄樹堂の部落で起つた事件。

三、一九四三年九月の任邱縣で起つた殘虐行為。

四、一九四五年關東軍部落における日本の第四、二

E-1075

○四部隊第三十八大隊によるもの。

五 一九四四年、四五年中の廣西省に起つた事件。
六 一九四二年五月ビルマ公路、サルウィン河の

中國一般人に對する日本軍の掠奪。

他の戦闘地域における殘虐行為に關する話は、すべて本件において證據として提出された。檢察側は證據を集録するにあつて、フリーツピン群島を他の地域から分離し、全期間を七つに細分した。この細分を場所と時間との兩觀點から見てもよう。

時間的細分は次の通りである。

一 一九四一年十二月七日から一九四二年六月三十日まで。

二 一九四二年七月一日から一九四二年十二月三十一日まで。

三 一九四三年一月一日から一九四三年六月三十日まで。

四 一九四三年七月一日から一九四三年十二月三十一日まで。

五 一九四四年一月一日から一九四四年六月三十日まで。

六 一九四四年七月一日から一九四四年十二月三十一日まで。

七 一九四五年一月一日から一九四五年九月二日まで。

最終論告において示されている地域は、次の順序によつてゐる。

一 アンボン諸島。

二 アンダマン及びニコバル諸島。

三 ボルネオ。

四 ビルマ及びシヤム。

五 セレベス及び隣接諸島。

六 香港を除く中國。

七 台灣。

E-1076

八 佛領印度支那。

九 海南島。

十 香港。

十一 日本。

十二 ジャワ。

十三 ニューブリテン。

十四 ニューギニア。

十五 シンガポール及び馬來。

十六 ソロモン群島、ギルバート及びエリス諸島、

ナールヌ及びオーシャン諸島。

十七 スマトラ。

十八 チモール及び小スンダ列島。

十九 ウエーク島、クエゼリン島及び父島。

この表にフィリッピン群島を第二十項として追加しよう。同群島の場合だけに關しては、第六期をさらに二つに細分する。第一は一九四四年七月一日から十月八日までとし、第二は十月九日から同年末までとする。

E-1077

本官は個々の地域において起つたと稱せられる事件を別々に取上げ、その一つ一つの場合につき、右に示した期間の事件をはつきり區別することにする。本官は今占領地域の一般民衆に關する事件だけに就いて述べているのである。

諸地域における日本の権力下にあつた一般人に對する殘虐行為に關する檢察側の説明は次の通りである。

一、アンボン諸島

先に示された第一及び第三ないし第七期中においては、かような殘虐行為の事實はなかつたのである。第二期中單に一件だけあつたのである。ヴァンノーテンという證人は、この期間において妊娠していた原住民の婦人が、一人の日本警備兵に、他の警備兵の面前でけんこうで殴られ、倒され、腹を蹴られた。

と述べている。これが檢察側によつて説明されたこの首通における一般人に對する殘虐行為の唯一の事例である。

ニ アンダマン及びニコバル諸島

最初の二期及び第五期に關しては、一つの事例も擧げられていない。第三期においては二つの事件が擧げられており、その一つは一九四三年一月、他の一つは一九四三年三月に起つたものである。一月の事件に關する證據は、法廷外において作成された四人の別々の者の供述書である。それはすべてスバイの嫌疑によつて拷問された事件に關するものである。

三月の事件に關する證據は、ムラツドアリーという者の同種類の供述であり、これも間諜行為の嫌疑のあつた者の拷問に關するものである。

第三期においては、一九四三年八月、毆打されたため死亡した苦力に關する一件がある。

第六期においてはまた一九四四年十月、ある者が信號燈を盗んだ嫌疑で拷問を受けたという一事件が擧げられている。

E-1078

第七期に關しては四件擧げられており、その三つは一九四五年七月、他の一つは一九四五年八月に起つた事件である。その第一の事件は、窃盜犯と稱せられた苦力二名が死に至るまで毆打されたといふこととであり、第二の事件は、ロケットを發射したことを告白させるために二名の印度人を毆り殺したといふことである。一九四五年八月の事件は、七百名の印度人が海路によつて他の島に向つて連れられてゐたといふことである。海岸から四百ヤールのところへ、彼らは海中に突落され、二百三名を除いて全部溺死した。生存者はその島に日本人が戻つてくるまで五十日間食糧なしに放置されていた。この事件を裏づける證據もまた法廷外で作成されたモハメツ

ド。ハッセンという男の供述書である。同供述書において、彼は七百名の一員であり、その唯一の生存者であるとする。三、ボルネオ

第一の事件は、一九四一年十二月二十七日のものである。二百十三名の印度人が晝夜をわかず一ヶ月間一つの官房に收容されていたと言われている。その後彼らは飛行場で長時間の労働を強制されたのである。これに關する證據もまた法廷外で作成された215ブンジャブ聯隊のナイツク。チャンドギ。ラムという男の供述書であり、この集團から逃亡したのは彼だけのものである。彼は藪の中に隠れて逃亡したと稱している。

第三期においては、三つの事件が擧げられている。その最初の二つは、二名の戦時俘虜に關するようである。第一はピンチクリップという兵士の虐待に關するものであり、第二は一九四三年三月に起つたこととて、濠洲人が作業隊の一員であつたとき、腕首を木に縛りつけられ、頭部を殴られたということを説明したものである。

E-1079

第三の事件は、一九四三年の初期以後、西部ボルネオ全体にわたつて、印度及び中國の婦人が檢舉され、強制的に慰安所に入れられたというものである。第四期に關しては、二つの事件が擧げられている。その一つは一九四三年八月に起り、他の一つは一九四三年十月に起つたのである。八月の事件は、他の六名の者と檻の中に入れられたと稱せられている。スレイックベウイツチという者に關するものである。十月の事件に關しての證據は、フツド婦人の宣誓口述書に含まれている。その供述書は一九四三年十月バンドジェルマシンにおいて、蘭領ボルネオの總督であるハガ博士ほか十名の官吏及び他の四名男がい

はスイス公使であり、國際赤十字社の公式代表である
あるフィッシャー博士があつた。
かような事件に關しては、より有力な證據を期待する
のは當然である。いずれにしてもわれわれは、その
裁判がなんのためにあつたのかわからないのである。

第五期においては、一九四四年二月十三日から始ま
り、一九四四年六月までに關する十二の事件が擧げ
られて、英國陸軍のJ. O. デイツクソン大尉と
いう者の報告書と稱せられてゐるものと、法廷外で
作成されたハッサン・イナナムという者の供述書
が提出されてゐる。

デイツクソン大尉の報告書は、一九四三年十月に、
ボルネオのジェツセルトンで暴動が起つたと述べて
ゐる。約四十名の日本人が殺害された。その後、起
つたことは、この事件に對する報復であつた。

四 ビルマ及びシヤム

この戰闘地域に關しては、七つの期間全部のもの
として、事例がわれわれに對し十四提出されてゐる。
その第一は、一九四一年十二月十三日のものであり、
第二は、一九四二年七月、第三は、一九四二年七月
ないし十一月、第四は、一九四二年九月及びその次
は一九四三年九月のものである。さらに一九四四年
二月ないし八月のものとして、四つの事例が擧げら
れており、残りの四つは一九四五年のものである。
これらの殆んどすべてのものは、法廷外で作成され
た供述書によつて證據立てられてゐる。最も甚だし
いものとして、これらのすべては五年の期間を通じ
ての個人に對する虐待の過激な事例である。

五 セレベス及びその近接諸島

ここにおいてわれわれには九つの事例が與えられ
ており、そのうち二つは一九四二年三月に起つた事
件であり、次の二つは一九四三年九月及び十月、残
部は一九四四年及び一九四五年に起つたものである。

E-1080

第二期及び第三期においては、事件はなかつたのである。

一九四二年三月の事件は、嚴格に言つてなら一般民衆に關するものではない。その最初のものは、メナドで起つた事件であり、ゲリラ活動に参加し、捕獲された五名のオランダの下士官が處刑されたのである。第二の事件は、飛行場を守り、捕獲された二名のオランダ下士官の虐待及び處刑に關するものである。

一九四三年九月においては、フリックで一名の原住民が斬首され、他の一名が銃剣で刺し殺されたとわれわれは聞かされている。

一九四三年十月の事件は、ボマラで重傷を負つていた飛行士が麻酔劑なしで手術をされ、數時間内で死亡したものである。

一九四四年一月、バレバレ抑留所で天主教の司教が死に至るまで殴打されたのである。

一九四四年三月、ロロバタで一名の原住民が無裁判で斬首されたのである。

一九四四年九月、スギタで三名の原住民が無裁判で斬首され、さらに四人目の者が斬首されようとしたが、彼はなんとかして逃亡し、この證據を提出したのである。

E-1081

一九四五年一月、トンダネでは二人の被抑留者が投獄され、後になつて外部の人々と連絡したかどによつて死刑に處せられた。そして一九四五年二月、メナドでは、オランダ人被抑留者一名が虐待のため死亡した。

六 香港以外の中国

第一、第二、第三、第四、第五及び第六期間を通じて、なんら事件は起らなかった。

第三期の間、一九四三年の八月には、海防路收容所で一人の民間人被抑留者が意識を失うまで拷問に付され、その後數日を経て死亡した。

一九四五年四月二日、中国の馬當では右脚を負傷した一アメリカ俘虜飛行士が、その脚を、ある日本人に切斷された。粗雑なナイフで、麻酔薬を用いず

七 台湾

それぞれの間を通じて一件も事件を擧げることにはできなかった。これは言うまでもなく、台湾人が日本の敵でなかったためである。

八 佛印

最初の五期間中には一つも事件を擧げることにはできなかった。第六期間中には、一九四四年六月に一つの事件があつた。收容所へ水を運搬する苦力の中にいくつかの哀切事件が起つて、日本側は仕事をやめたばかりの十九歳の青年を捕え、木に縛りつけて烈しい殴打を加えた。翌朝になつて、彼が扼殺によつて死亡しているのが發見された。

第七期間中には、この地で起つた九件の殘虐行為の例がわれわれに提供されている。これらの殘虐行為に關する證據は、ガブリヤーグなる一人物の證言である。同人の知識は、同證人が佛印における戦争犯罪に關して作成していた『佛印戦争犯罪の徵證の研究』に基いてゐる。證人は『佛印戦争犯罪局代表』であつた。

E-1082

證人は言う。『戦犯容疑者調査事務所ノ委任ヲ受ケ、私ノ職務實行ニヨリ綜合的の徹證ヲ調べ、之ノ徹證ニヨリ、日本軍ニ依ツテ佛印ニ於テ犯サレタ戦犯ノ知識ヲ得ルコトが出来マシタ。』證人はさらに續けて、『之等犯罪ハ非常ナ數デアリ、之等ニ關スル徹證ハ大部ナモノデアリマスカラ、之ニ付キ完全ナ一陳述ヲスルコトハ問題トナシ難イデアリマセウ。更ニ或ルモノハ證人ノ無イコト及聯合國軍上陸ヲ予見シ、日本人ニヨリ行ハレタ彼等ノ文書ノ組織的破毀ニヨリ今日モ亦將來モ知ラレナイマ、殘ルデシヤウ』と述べている。この證人の結論の基礎となつてゐる材料は、もちろんわれわれには不明のままとなつてゐる。われわれが得るものは、證人が已れの結論のため充分だと考える材料の上に打ち櫛てた、證人の結論だけである。他の諸證據は、もちろん法廷外において、聴取された人々の證言である。

九 海南島

第四期を除いては、他のどの期間にも殘虐行為の例はまつたく擧げ得ない。

一九四三年七月十七日に、ある苦力部屋の中國人百二十名が、裁判に付されないで銃剣で刺殺された。證人は法廷外で聴取されたA。F。ウインザーという人物の證言である。

十 香港

第二期より第七期に至る間については、われわれに與えられた事件はまつたくない。五つの事件が擧げられてゐるが、それはみな一九四一年十二月に起つたものである。

十一 日本

なし

十二 ジャワ

一九四二年三月十二日から始まり、一九四五年八月に終る全七期間を通じて起つた十四の事件が擧

げられている。

十三 ニュー・ブリテン

第一期中に二件、第二期中はなし、第三期には三件、第四期には二件、第六期には一件、そして第七期には一件が挙げられている。これらけみを散発的な事件であつて證據の多くは法廷外で聴取された人々の證言である。

最終論告において、檢察側は豪洲人及び中國人が捕虜となつて、殺害されたと述べたが、これらは大部分豪洲及び中國兵が俘虜となつて、殺害された事件である。

十四 ニュー・ギニア

第一期に一件、第二期に五件、第三期、第四期、第五期になし、第六期に一件、第七期になしである。散発的な意見もいくつあるが、それに對する證據は多く法廷外で聴取された人々の證言である。事件の大部分は俘虜兵士に關するものである。

十五 シンガポール及び馬來

第一期に六件、第二及び第三期になし、第四期に四件及び第五、第六、第七期を通じて一件が挙げられている。

E-1084

十六 ソロモン群島、ギルバード島及びエリス島
ナルン島及びオーシャン島

この地區においては、最初の二期にはなし、第三期には四件、第四、第五及び第六期にはなし、さらに第七期には一件が挙げられている。

第七期中における事件は、戦争終結當時に何が起つたかを物語っている。オーシャン島には百名の原住民が殘つてゐるにすぎなかつた。日本側は彼らを二つの集團に分けて連行し、彼らは銃殺され、死体は海上に引き出された。それ以前に起つた諸事件は、死体みな散発的事件であつて、證據も同じような性質のものである。

E-1085

十七 スマトラ
第一期中に四件、第二期に一件、第三期になし、
第四期に一件、第五期になし、そして第六及び第七
期に一件ずつが挙げられている。

十八 テイモール島及び小スンダ列島
第一期に一件、第二期に六件、第三期に一件、第
四期に一件、第五期になし、第六期に一件、第七期
にはなしである。これらはみな散発的事件であつて、
證據も従前のものと同じく、法廷外で聴取された人
々の證言である。

十九 ウエーキ島、クエゼリン及び父島
第二期から第七期までの間においては、事例はま
つたく挙げられていない。ただ第一期に一件あるた
けである。

一九四二年五月、倉庫破り未遂のかどで一名のア
メリカ民間人がサキバラ提督の面前で烈しく殴打さ
れた後、斬首された。

二十 ヒリッピン群島

第一期間中三つの事件が挙げられている。法廷證
は一四一七號の宣誓口述審中で、レオノラ。バラシオ
は一九四二年の二月中旬に、彼女、その男の兄弟二名及
び他の者がバラオ町役場へ運行された。彼らの自宅
には遊撃隊員と家族の友人が数名いた。遊撃隊員の
一名が発見され、日本側は他にも同類がいると考
えて、これらの人々を牢に投じた。

彼らはそこで種々な方法で拷問された。

一九四二年五月、イロイロ市において、ギルバ
ト。イシヤム。カレン博士と呼ばれる一アメリカ人
が数時間にわたつて訊問され、その間棒をもつて胴
体をたたかれ、床の上に横わつてゐる間には足蹴に
され、訊問者によつて繰返し平手打ちにされた。彼
はその他いろいろの方法で拷問された。一名の若い婦人が傀儡
一九四二年六月中旬ごろ、一名の若い婦人が傀儡

E-1086

司政官によつてタグビランにあつたミニ大佐の家に
行くことを命ぜられた。彼女が拒絶したとき、殺
すかと脅かされた。ミニ大佐は彼女を強姦した。翌
朝彼女は窓から飛び出し、首尾よく近くの島へ逃げ
のびた。

これらは第一期の三つの事件である。第二期を通
じては、一九四二年七月に起つた一件と一九四二年
八月の他の一件が擧げられている。七月の事件の裏
づけとしては、本間中將の裁判に出廷した一看護婦
ネナ。アルパンの証言が擧げられている。この証人
は多くの事件を目撃した。彼女は四人のヒリッビ
ン人が斬首されるのを目撃した。後に至つて彼女は
さらに二件、その後なお七名の者が地中に掘られた
穴の上にまたがつてひざまずかされ、斬首されるの
を見た。後に彼女はさらに十名が斬首されるのを見
他の強姦行為を目撃した。彼女はヒリッビン人が平手打ちに
され、拳固を食ひ、足蹴にされ、殴打されるのを見た。その後彼女は、
サンベダ大學附近で四名のヒリッビン人が銃剣で刺
殺されるのを見た。彼女は少くも七名のヒリッビン
人がやつとこで舌を引き抜かれるのを見た。このよ
うな多くの事件を目撃した証人が本裁判所に出廷さ
せられないで、現在の被告のたれもが代表されてい
なかつた他の裁判所の前で彼女が述べたことを、わ
れわれが聞いただけであつたといふことは不幸なこ
とであつた。目下のところ、本官はこの證據を容認
する所存はない。

一九四二年八月の事件は、ある日の夜明け方、四
名の將校の指揮下にあるダンサランから來た若干の
日本兵が、人口約二千五百の證人の部落を襲つた。
彼らはたちまち住民を銃剣で刺し始め、全部落を焼
き拂つた。この事件についても、また法廷外で聴取
された証言によつて、證明しようとする試みがなさ
れたが、われわれには證人出廷不能の理由が明らか

E-1087

にされなかつた。
 第三期中の事件は、一九四三年三月十三日にタヤムボング。チャグサと呼ばれる年老いた一ヒリツビン人が、日本側にアメリカ人の在所を知らせなかつたために拷問されたときのことである。
 第四期には、五つの事例が挙げられている。
 一九四三年八月、一時間にわたる取調べの後、二十四名の男と三名の女が後ろ手に縛られて、一本の綱で珠数つなぎにされ、雑木林に引かれて行つて、其處で斬首された。証拠は法廷外でなされたあるジョーゼ。ジョー。トパーッという入物の証言である。
 この男は裁判所には出廷しなかつた。
 一九四三年十月十七日、他の脅慍作部隊がバタインに到着した。民間人はすべて取調べを受けて、棍棒で殴られ、そして火の上を歩かされた。翌朝日本軍は前進の命を受け、二名の僧侶を含む百四十名の民間人が日本兵によつて斬首された。この件に就いては、われわれは日本軍のバナイ島における脅慍作戦に関する米軍法務部報告第一四〇號の證據概要から教えられたのである。この報告は、裁判所條例に基いて、證據として容認し得るものであるかもしれない。しかし現に問題となつてゐるような重大な事例に關して、これが多大な證明力を有するとして受け入れることは、本官にはできない。この報告の結果に依據することを余儀なくせられる代りに、われわれ自身がどんな結論に到達し得るかをみずから測り得るよう、この報告の基礎となつたかもしれない材料が、なぜわれわれに對して明らかになれなかつたか、本官の理解し得ないところである。
 一九四三年十二月十八日、日本將校と兵隊がイロイロ市に向つてリバカオを出發した。翌朝彼らはホーブヴェール收容所を包圍して、これに關入した。十六名のアメリカ人及びその他三名が監視をつけら

E-1088

午後、食物も水も與えられなかつた。十二月二十日の午、後アメリカ婦人一名が手を縛られ、慈悲を乞うてゐるのを見受けられた。これは拒絶された。一時間経つた後、ある者は銃剣で刺殺され、他の者は斬首された。十二名の人間の死体がいづつてゐる一軒の家屋が燃えあがるのが見えた。これもまた同じ米軍法務部報告の一部である。本官はこれ以上この證據を評する必要はない。

第五期については、三十五名のヒリッピン人が訊問され、毆打され、玉蜀黍畑に連れて行かれ、銃剣で刺し殺された一九四四年二月に起つた一出来事が擧げられてゐる。この話もまた米軍法務部報告第一四二號に基いて述べられてゐる。

一九四四年三月、一名の若い婦人が草の中に隠れてゐるところを捕えられた。係りの將校は彼女の着物と子宮を切り取つた。これはあるロレンツォ。ボリトという人物から法廷外で聴取した證言である。

一九四四年四月十日、六名の日本人が一人の婦人を銃剣で刺した。一九四四年八月二十七日には、サント。カタリナの闘鶏場で兵隊が民衆に向つて發砲した。一九四四年十月二十日、三十名が逮捕され、拷問された。一九四四年十一月十五日には、三名の俘虜が斬首された。一九四四年十二月二十七日、數人の人々が拷問され、一九四五年七月七日には九名の俘虜が斬首された。これはみな米軍法務部報告第三〇二號の中から、われわれに示されたのである。

一九四四年六月六日、約三百名の日本人がヒリッピン警察隊とモロ族部隊とともにラナオ。ビリヤンの部落に入つて、民間人を集合させた。六月七日、二十名の俘虜が一軒の家の中に入れられて、銃剣で突かれ、家は焼き拂われた。この話もまた米軍法務部報告第三〇二號に基いてわれわれに示された。

E-1089

第六期の前半中については、二つの事例が挙げられている。その一つは一九四四年八月十九日に起り、他の一つは一九四四年十月一日に起つたものである。一九四四年八月十九日の夜九時ごろに、證人とその他の人々はセブを出發し、コルドヴァに連れて行かれた。一行が行先に着いたとき、日本人は中央の學校の建物に民間人を全部集合させた。女は着衣を全部脱がされ、男の中の多くの者は棍棒で打たれ、金や貴重品は根こそぎ奪われた。翌朝三人の男が斬首された。證人はこの證言を法廷外でなして、本裁判所には出廷しなかつた。

一九四四年十月一日に、約五十名の日本兵がウマゴス部落にある病院地帯にはいつて、二名のヒリツピン人衛兵と一名の民間人を銃剣で刺した。二人の病床にあつた患者が銃剣で突き殺された。三日後、日本人はそれらの建物と約三十二軒の家屋を焼いて立去つた。これもまた米軍法務部報告第二八二號であつて、これを裏づけるものはまつたくなないのである。

本官は一九四四年十一月以後に起つた諸事件を詳細に説明するを要しない。この期間に起つたいくつかの事件がわれわれの前に挙げられているが、確かにそれらは残虐な非行であつた。

それらは戦争の全期間を通じて、異つた地域において日本軍により非戦闘員に對して行はれた残虐行為の事例である。主張された残虐行為の鬼畜のような性格は否定し得ない。

本官は事件の裏づけとして提出された證據の性質を各件毎に列挙した。この證據がいかに不満足なものであらうとも、これらの鬼畜行為の多くのものは、實際行われたのであるということは否定できない。しかしながらこれらの恐るべき残虐行為を犯したかもしれない人物は法廷に現われていない。その中

E-1090

で生きて逮捕され得たものの多くは、已れの非行に對して、すてにみずから命をその代償として支拂わされてゐる。かような罪人の、各所の裁判所で裁かれ、斷罪された者の長い表が、いくつか檢察側によつてわれわれに示されてゐる。かような表が長文にわたつてゐるといふこと自体が、すべてのかような暴行の容疑者に對して、どこにおいても決して誤つた酌量がなされなかつたといふことについて、充分な保證を與えてくれるものである。しかしながら現在われわれが考慮してゐるのは、これらの殘虐行為の遂行に、なんら明らかな参加を示してゐない人々に關する事件である。

本件の當面の部分に關する限り、訴因第五十四に於いて訴追されてゐるような命令、授權または許可が與えられたといふ證據は絶無である。訴因第五十三に擧げられ、訴因第五十四に訴追されてゐるような犯行を命じ、授權し、また許可したといふ主張を裏づける材料は、記録にはまつたく載つてゐない。この點において、本裁判の對象である事件は、ヨロツバ樞軸の重大な戦争犯罪人の裁判において、證據によつて立證された判決されたところのそれとは、まつたく異つた立脚點に立つてゐるのである。

本官がすでに指摘したように、ニールンベルグ裁判では、あのように無謀にして無殘な方法で戦争を遂行することが彼らの政策であつたといふことを示すような重大な戦争犯罪人から發せられた多くの命令、通牒及び指令が證據として提出されたのである。われわれは第一次世界大戦中にも、またドイツ皇帝がかような指令を發したとの罪に問われていることを知つてゐる。

ドイツ皇帝ウイヘルム二世は、かの戦争の初期に、オースタリイ皇帝フランツ・ジョゼフに於いて、次のような旨を述べた電翰を送つたと稱せられてゐる。

る。すなわち、予は斷腸の思いである。しかしすべては火と劍の生霊とされなければならぬ。老若男女を問はず殺戮し、一本の木でも、一軒の家でも立っていることを許してはならない。フランス人のような墮落した國民に影響を及ぼし得るただ一つのかような暴虐をもつてすれば、戦争は二ヶ月で終焉するであらう。ところが、もし予が人道を考慮することを容認すれば、戦争は幾年間も長びくであらう。従つて予は、みずからの嫌惡の念をも押し切つて、前者の方法を選ぶことを余儀なくされたのである。これは彼の殘虐な政策を示したものであり、戦争を短期に終らせるためのこの無差別殺人の政策は、一つの犯罪であると考えられたのである。

E-1091

われわれの考察の下にある太平洋戦争においては、もし前述のドイツ皇帝の誓詞に示されていることに近いものがあるとするならば、それは適合國によつてなされた原子爆弾使用の決定である。この悲惨な決定に對する判決は後世が下すであろう。かような新兵器使用に對する世人の感情の激發というものが不合理であり、單に感情的であるかどうか、または國民全体の戦争遂行の意思を紛碎することをもつて勝利を得るといふかやうな無差別虐殺が、法に適合したものとなつたかどうかを歴史が示すであろう。『原子爆弾は戦争の性質及び軍事目的遂行のための合法的手段に對するさらに根本的な究明を強要するもの』となつたかどうかを、今のところ、ここにおいて考慮する必要はない。もし非戦闘員生命財産の無差別破壊というものが未だに戦争において違法であるならば、太平洋戦争においては、この原子爆弾使用の決定が、第一次世界大戦中におけるドイツ皇帝の指令及び第二次世界大戦中におけるナチス指導者たちの指令に近似した唯一のものであることを示すだけで、本官の現在の目的のためには充分である。このようなのを現在の被告の所爲には見出し得ない。

『關係被告の有していたと主張される知識と、なしたと主張される不作為とをもつて、檢察側はこの點に關する主張を推斷的に立證しようとして試みている。檢察側は、戦争犯罪が行われ、かつ行われつつあることの知識を日本政府が有していたことを、本件において提出された證據が立證するものであると斷定しているのである。この知識を有していたという事實と、併せてその繼續を防止する有効的な努力を試みなかったという事實に基いて、われわれはかやうな犯罪が政府の政策の一部として行われていたものであると見做すように要求されたのである。』

檢察側は、その最終報告においては、『日本政府

E-1092

われわれの考察の下にある太平洋戦争においては、もし前述のドイツ皇帝の誓詞に示されていることに近いものがあるとするならば、それは適合國によつてなされた原子爆弾使用の決定である。この悲惨な決定に對する判決は後世が下すであろう。かような新兵器使用に對する世人の感情の激發というものが不合理であり、單に感情的であるかどうか、または國民全体の戦争遂行の意思を紛碎することをもつて勝利を得るといふかやうな無差別虐殺が、法に適合したものとなつたかどうかを歴史が示すであろう。『原子爆弾は戦争の性質及び軍事目的遂行のための合法的手段に對するさらに根本的な究明を強要するもの』となつたかどうかを、今のところ、ここにおいて考慮する必要はない。もし非戦闘員生命財産の無差別破壊というものが未だに戦争において違法であるならば、太平洋戦争においては、この原子爆弾使用の決定が、第一次世界大戦中におけるドイツ皇帝の指令及び第二次世界大戦中におけるナチス指導者たちの指令に近似した唯一のものであることを示すだけで、本官の現在の目的のためには充分である。このようなのを現在の被告の所爲には見出し得ない。

『關係被告の有していたと主張される知識と、なしたと主張される不作為とをもつて、檢察側はこの點に關する主張を推斷的に立證しようとして試みている。檢察側は、戦争犯罪が行われ、かつ行われつつあることの知識を日本政府が有していたことを、本件において提出された證據が立證するものであると斷定しているのである。この知識を有していたという事實と、併せてその繼續を防止する有効的な努力を試みなかったという事實に基いて、われわれはかやうな犯罪が政府の政策の一部として行われていたものであると見做すように要求されたのである。』

檢察側は、その最終報告においては、『日本政府

という表現は單に關係だけでなく、陸海軍の高級將校、大使及び高級官吏をも包含する非常に廣範圍な意味で用いられているとわれわれに述べたのである。従つてわれわれは、ここにおいて用いられているこの表現は、かように廣範圍な意味で用いられているものと見做さなければならぬ。

檢察側は、南京暴行事件に關する限り、次に擧げる人物がそれに関する知識をもつていたことを立證したと主張しているのである。すなわち、

一 當時中支派遣軍を指揮していた松井被告。

（法廷第二五號及び第二五五號）

二 中國における日本外交官。

三 東京の外務省。

四 外務大臣、廣田被告。

五 當時朝鮮總督であつた南被告。

六 中支派遣の日本無任所公使、伊藤述史。

七 貴族院。

八 木戸被告。

である。

E-1093

松井被告が知つていたという點に關しては、本人の陳述、すなわち一九三七年十二月十七日には南京にあり、上海歸還まで一週間そこに留まつたと述べたことに頼つてゐるのである。そして南京入城と同時に、日本の外交官から、當地において軍隊が多く暴行爲を犯したことを聞いたというのである。

當時參謀長の副官であつた武蔵被告は、松井大將とともに入城式のために南京に行つたものであり、當地に十日間留つたと述べた。

松井大將は一九三八年二月まで司令官の位置に留つたが、事態を改善するための有効的手段は、この期間中ならとられなかつたと檢察側は指摘したのである。

日本外交官が知つていたという點に關する證據は、

E-1094

南京陥落當時同地にいたドイツ、英國、アメリカ及びデンマーク人の一團をもつて組織した南京難民地区の国際委員曾秘書ルイス。スマイス博士の証言である。スマイス博士は、一九三七年十二月十四日から一九三八年二月十日までこの委員曾の秘書であつた。彼の証言というのは、同委員曾が南京の日本大使館に對して、毎日個人的報告をなしたというのである。スマイス博士は、大使館はなんらかの處置を講ずることをそのたびごとに約束したが、一九三八年二月に至るまで事態を改善するための有効的な手段がとられなかつたと述べているのである。

難民地区国際委員曾の創設委員であつた南京大學の歴史學教授ベイツ博士は、最初の三週間はほとんど毎日、前の日のことに關するタイプした報告または書翰を持つて大使館に行き、またしばしば館員とその他の館員というのは、領事であつた福井氏、田中氏と稱する人物及び副領事福田篤泰氏である。福田氏は現在總理大臣吉田の秘書である。

ベイツ博士によれば、これらの日本人外交官は、惡條件のもとに、わずかながら彼らのでき得ることとを誠實をもつてなそうと努めていたのであるが、彼ら自身軍を顧る怖れ、上海を通じて東京にこれらの通信を傳達する以外には何もできなかったとのことである。これらの大使館員は、また南京の秩序を回復させるべき強い命令が東京から發されたことを証人に確言しているのである。またこの證人は、外國の外交官及びこの代表團に同行した一人日本人の友人から、ある高級陸軍將校が多数の下級將校及び下士官を率ゐて、陸軍の名譽のために、その振舞を改善しなければいけないということを顧る嚴重に申し渡したことを聞いたのである。

さらに證人は、一九三八年二月五日及び六日まで

E-1095

は状態が實質的には改善されず、また南京の日本領事館が作成した報告は、領事館によつて東京の日本外務省に送られたことを知つていたと證言したのである。二月六日、七日ごろから状態は明らかにならなりましたが、それ以後夏までいろいろ重大な事件はありましたが、それまでのように非常に大仕掛のものはありませんでした。

吾人はまた『私は南京駐在大使グルー氏から南京駐在米國大使に送られた電報を見ました。そしてこの電報で、南京から送られた報告について、グルー氏及び外務省の官吏の間になされた會談について相當詳細にわたつて言及していたのであります。この外務省の官吏の中には、廣田氏が含まれていますが』と述べている。もちろん証人には、これらの報告が實際に東京に送られたかどうか、あるいはまた誰に宛てて送られたかは、この方法以外には知る由もなかつたのである。

檢察側によれば、『是等獨斷行爲ニ關スル報告ハ全ベテ、外國新聞ノ非難報道ト共ニ、廣田ニ送達セラレタガ、報告ガ編々入りツツアツタ時デサヘモ、彼ハ同問題ヲ配柏ニ迫ラス、又内閣ニ計リマセンデシタ』と。

證據によれば、廣田はこれを當時の陸軍大臣杉山大将に伝えたとである。陸軍大臣は直ちに態度をとることを納し、かつまた實際に態度を警告を送つた。従つて廣田はグルーに對して、『最も嚴重な訓令が大本營から發せられ、在支のすべての司令官に渡されるはずである。その主旨は、これらの疎忽は中止せらるべきこと、及び本間少將が南京に派遣せられ、調査をなし、命令の遂行を確めること』を確言したのである。(法廷証三二八號)

一月十九日にグルー氏が、岡氏の抗議に對して態度を廣田氏がとり、かつまた『東京よりの訓令をもつて前線の部隊にこれを嚴守せしめるため激烈な手

E-1096

段が考慮されつつある」と東京から報告していることが證據になつてゐる。

南波告は、その當時朝鮮總督であつた。彼は新聞の殘虐行為の報道を讀んだのである。この事實が檢察側の主張をどのように助けるものであるかは、本官としては了解できない。これは單にこれら強行爲に關する新聞報道があつたことを示すだけである。何びとも、これを否定してゐない。

一九三七年九月から一九三八年二月まで、中國派遣の日本無任所公使であつた伊藤遼史は、南京にあつた日本陸軍が當時種々の強行爲を犯した旨の報告を當地の外交官及び新聞記者から受けたことを證言した。さらに彼は、これら報告の眞實性は究明はしなかつたが、東京の外務省に送つた報告の一般的要約は、すべて外務大臣であつたことを證言した。強行爲に關する外國新聞報道に關しては、事態がすでに拾收された後の一九三八年二月十六日の貴族院予算委員會において言及されたのである。そこには木戸波告が出席してゐた。しかしながら本官としては、何故にこの事實が檢察側の國策であるといふ點を少しでも支持するものであるか了解しがたない。このやうな批判及び點評は、むしろかやうな假説に反するものとなるのである。

さきに擧げた證據は、南京強行爲の報告が東京政府に達したことを明らかに示すものである。この證據はまた、政府がこの問題に關する處置をとつて、遂には軍司令官松井大將が畑大將と更迭されたことを明らかにしてゐる。強行爲もまた二月の初旬までに終熄した。この證據をもつて、かやうな強行爲が日本政府の政策の結果であるという結論にわれわれが追い込まれなければならない理由を、本官として解しがたいのである。

檢察側はこの南京事件後においてさえも、同様な

E-1097

戦時中、日本は、その後の戦況において犯され
 たことをもつて、日本政府が日本軍の兇暴な振舞
 の態を防止するのを欲しなかつたとの推斷を、合
 法的に下すことができる。と主張しているのである。
 檢察官は、提出證據が次の事實を立証するもので
 あると主張している。すなわち、
 一 日本政府は南京、上海事件に関する情報を入手
 したのであり、その後は中国における戦況の變
 動期間中、及び太平洋戦争において日本軍艦に
 よる戦争犯罪の反復に對して、警戒する理由が
 生じた。
 二 日本政府は、太平洋戦争勃発前における他の
 戦争犯罪が行われたことの情報を入手した。
 三 日本政府は、太平洋戦争の終結とあらゆる
 戦域において、戦争犯罪が行われたことの情報
 を入手した。
 四 しかしるに日本政府は、その情報を眞に防止し
 ようと企てなかつた。
 というのである。
 檢察官の主張は、前記事實はかような犯罪が政府
 の政策の一部として行われた事實、あるいはそれが
 行われたか否かに關して、政府がまづたく無關心で
 あつたという事實の非常に有力な證據であるとい
 うのである。
 本官は檢察官によつて述べられた前記の事實を、
 法廷記録にある證據がどの程度立証するかを検討し
 てみよう。
 本官としては、まず第一に南京において行われた
 と主張されている南京事件を取上げてみる。檢察官
 の證據によれば、一九三七年十二月十三日南京陥落の
 際、城内における中国軍艦の抵抗はすべて終熄した
 のである。日本の兵隊は城内に侵入して、街上の非
 戦闘員を無差別に射撃した。そして日本の兵隊が同

E-1098

市を完全に掌握してしまふと、殺害、拷問及び劫掠の狂宴が始まり、六週間続いたというのである。最初の数日間、二万名以上の者が日本人によつて虐刑された。最初の六週間以内に、南京城内及びその周辺において殺害された者の数は見当りは二十六万ないし三十万人の間を上下し、これらの者はすべて實際には裁判に付されることなく、殺戮されたのである。紅十字會及び崇善堂の記録によつて、この二箇体の埋葬した死体が十五万五千以上であつた事實が、これらの見当りの正確性を示している。この同じ六週間の間に、二万人を下らない婦女子が日本の兵隊によつて強姦された。

以上が檢察官の南京強姦事件の概略である。すでに本官が指摘したように、この物語の全部を受け容れることはいささか困難がある。それにはある程度の誇張と多分ある程度の歪曲があつたのである。本官はすでに若干のかような例を挙げた。その証言には、慎重な検討を要するところのあまりに熱心過ぎた証人が、明らかに若干いたのである。

ここに陳福寶と名乗る一人の証人について觸れてみよう。この証人の陳述は法廷証二〇八號である。この陳述において、彼は、十二月十四日三十九人の民間人が避難民地域から運送され、小さな池の岸に連れて行かれて機銃で射殺されたのを目撃したとあえて言つてゐる。証人によれば、これは米國大使館の附近で、朝、白日の下に行われたのである。十六日に彼は日本軍に捕われ、幾多の壯健な若者が銃剣で殺されてゐたのを再び目撃した。その同じ日の午後彼は太平橋に連れて行かれ、三人の日本兵が二軒の建物に放火するのを見た。彼はこの日本兵の名前をも挙げるこゝろができたのである。

この証人は、本官の目にはいささか變つた證人に見える。日本人は彼を各所に連れて行つてその種々

E-1099

の悪業を見せながらも、彼を傷つけずに救うほど彼を特別に好んでいたようである。この證人は、本官がすでに述べたように、日本軍が南京にはいつたその二日に難民地区から三十九名の者を連れ出したと言っている。證人は、これが起つた日附は確かに十二月十四日であるとしている。この一人の人のうち、その日に三十七名の者が殺された。許傳香博士でさえ、かようなことが十二月十四日に起つたとは言えなかつたのである。彼は難民收容所に關する十二月十四日の日本兵の行動に關して述べているのであるが、その日に收容所から何者も連れ出されたとは言っていない。

いづれにしても、本官がすでに考察したように、證據に對して悪く言うことのできる事柄をすべて考慮に入れても、南京における日本兵の行動は兇暴であり、かつベイツ博士が証言したように、難民はほとんど三週間におたつて惨烈なものであり、合計六週間にわたつて、續いて深刻であつたことには疑いない。事態に顯著な改善が見えたのは、ようやく二月六日あるいは七日過ぎてからである。

辯護側は、南京において残虐行為が行われた事實を否定しなかつた。彼らは單に誇張されていることを懸念しているものであり、かつ退却中の中國兵が相當数の遺屍を犯したことを暗示したのである。

一九三八年の廣州市内における難民についてはまったくなんらの證據もない。檢察側は同地における口述する若干の證據を提出したけれども、それは一九四二年及び一九四四年に關するものである。一九四一年に關する證據は法廷證三五二號であり、これは法廷外において作成された劉自然と稱する者の口述書である。この證人は出廷しなかつた。この口述書は、ある一日だけの出来事に關して述べたものと稱されている。この供述の全体は次の通りである。

「西曆一九四一年十二月二十一日（陰曆二）、日本軍

E4100

の廣東省恵陽入城に際して、男女老幼の區別なくみだりに屠殺し、皆刺殺した。私は當時親しく西湖畔、五眼橋、沙下、晒布場、河邊、府城、學宮、縣城、朝西巷、北門外、西門口、排沙等において六百余名殺されたのを見た。その他各所においても殺され、このたびの被害者は總計約二千余名に達するが、すべてが本城であつた。當時全株の住民を捕殺すると聞いたので、直ちに五眼橋まで逃げたが、日本軍人十名に遭遇して、銃剣で胸の左を突き刺された。當時二十日間の隠れをして、初めて全治したが、今なお痕跡があり、證據となる。

今一つの證據は、一九四四年に關するものである。これもまた法廷外において作成された供述書で、法廷証三五〇號である。この男の名前は黃福祥である。この供述書の全文は次のようである。

「一九四四年七月四日の朝、日本軍第〇〇部隊の全軍（原文には小屋迫（コヤセコ）部隊とある）が、當時私の一管轄下の西洞郷内の台山村に到着しました。彼らは悉くに放火、強奪、殺戮その他数々の暴行をいたしました。その結果五百五十九軒の店舗は焼かれ、七百名以上の支那人が殺されました。財産が破壊されて没収された被害は、一九四四年につくられた見積高によれば二億支那幣以上の金額になりました。その他日本軍に負傷せしめられた支那人が百名以上ありました。彼等負傷者たちの所在は、彼等がこの村から逃走して以来判明しておりませんから、上記の數に含まれておりません。」

以上が廣東省において起つたと稱せられる殘虐に關する證據の全部である。われわれがどのようにに關限的な證據法に束縛されていらないものであると考えるにしても、どんな種類のいわゆる證據であるにしても、これと同等な證據をその證明力を判定することにあたつては、これと同様な緩さをもつてすることはできない。

E-1101

と本官はおそれるのである。本官は、これほど重要な裁判において、かような陳述に價值を與えることを拒絶するものである。もしも同省に該處行爲が實際に行われたのであれば、本官は、それに関するもつとよい證據を檢察側が提出できないということには信じがたいのである。

漢口における同様な強襲に關する證據にも、本官は満足していない。この件に關して、多少考慮の價値ある證言をした唯一の證人はアルバート・ドーランスである。證人はスタンダード石油會社の支配人で、一九三八年十月の下旬、漢口にいたのである。當時漢口には四、五隻のアメリカ砲艦がいた。證人はこれらの砲艦上から若干の砲撃的事件を目撃したのであつて、それは彼の主訴問の條に述べた。占領がなされたのは午後であつた。その次の朝、證人は税關の波止場において、日本人によつて集められた數百の中國兵を見た。その當時楊子江の水が非常に低く、河岸から河中に向つて突出した土堤の半マイルぐらゐの長さの棧橋が用いられていた。三名ないし四名ずつの中國兵がこの長い棧橋の上を進行され、水の中に抛り込まれていた。彼等は頭を水の上に出すと射撃されたのであつた。證人はほかの人たちとともに、米國砲艦上でこれを見ていたのである。日本兵は、證人たちが見ていることに氣がつくとやめた。その後、今度は同じ場所において、この一團を汽艇に乗せて河中に至り、ここにおいて意外に突き落して、浮き上つた際には射撃したのである。この物語はこの證人一人によつて提供されたのであり、觀念がらほかの目撃者のだれも訊問されなかつたのである。

多分誤謬と矛盾の可能性を最小限度に止めるために、およそ一つの物語に對して一人の證人しか出されていゝないことをここに注意し得るのである。この

E-1103

証人によれば、中国人は後橋を連れ降され、そして
 河中に蹴落される。その場所において、身体を検査さ
 れたというのである。何故に水際まで来て、かよう
 な用のない検査手続に従わなければならぬと日本
 人が感じたか、了解するに困難である。
 いずれにしても、本官はこの証人の証言だけで後
 告に不作爲の罪を着せる準備はない。
 反し得ると思う。すなわち、この証人は檢察側の
 反對訊問を受けるために出廷したのであるが、檢察
 側はこのいづれにも反對訊問を行わなかつたのであ
 る。吉川証人は漢口作戦中、第六師団の後方主任参
 謀であつた。終戦時において、彼は中佐の階級を有
 していた。いま一人の証人吉橋三は、漢口攻撃の
 際大尉であつて、第二軍の参謀部附であつた。これ
 らの証人は、ドーランス氏とはまったく異つた陳述
 をわれわれに提供したのである。特に檢察側がその
 信憑性を衝くかのような暗示すらしなかつたことに
 鑑みて、本官としては、われわれがこの證據を受容
 してはいけな理由を見出し得ないのである。
 檢察側は、漢口において行われたと稱する殘虐行
 爲が、南京の場合のように日本政府に報告された事
 實があるという證據は、まづたくなことを認めて
 いるのである。宣傳散佈の今日において、この點は
 決して隠却し得る事實ではない。
 長沙における強姦行爲に再び戻るが、檢察側は、
 法廷外において作成された証金筆と稱する者の口供
 書に依存しているのである。この口供書は法廷証三
 四二號であつて、次の通りである。
 「敵方ハ我ガ長沙ヲ陥落セシメテ後、敵ノ軍隊ヲ
 分割派遣シテ、四方八方掠奪、燒棄、殺人、姦淫ヲ
 欲シイ儘ニシ、ソノ暴舉ハ極點ニ達シ、去年國曆六
 月十七日、敵兵十余名、突然西郷沱市ニ至リ、物資

ヲ被奪シタ。正誼部隊ハ其ノ一人ヲ射殺セシトコロ、
 ソノ怒ガ全市民ノ方ニ移リ、コノ日ノ夕方、獸ノゴ
 トキ兵卒百余名ヲ率イテ機關銃ヲ携帯シ、再ビ至リ、
 マズ機關銃ヲ用イ機關掃射ヲ行イ、次イデ街ノ兩端
 ヨリ全市ニ放火シ、全市ノ商店ノ百餘戸ノ建物ト商
 品ハ灰燼ニ歸シ、

ト私金庫モ災害ヲ受ケテ逃ゲ出シ、連々金ヲ乞イ、
 爾レベキ家モナクナツタ我等オナレ。

「松本新ク同市カラ逃ケ出シタ被害者ノ一人デアリマス。」

火災ノタメニ切ノ所持品ヲ失イ、家ハナクナリ、食ヲ

乞ウヨウニナツタノデアル。

R-1104

本官は、證人は同市に何事も起らない前に、實際は逃げ出したのではないかと考えるのである。いずれにせよ、裁判所條例によれば、かような陳述が受理し得るのであるが、しかし本官としては、これになんらの信頼を置くことはできない。辯護側證人横山は、長沙を攻撃し、同市を占領した第十一軍の司令官であつた。彼は同所において、なんら残虐行為が行われなかつたことを證言した。

檢察側は、長沙においていま一つの殘虐事件を示すために、他の同種の口供書を提出した。この口供書は日本陸軍獨立山砲第二連隊第一大隊第一中隊の兵長田村信忠のものである。これは本件における法廷證三四一號で一九四一年九月に起つたと稱せられる一事件に關するものである。ゆえにこれは一九四四年に行われたと主張してある。訴因四十八の起訴事實とは、なんら關係がないのである。それだけでなくこの口供書はある大隊がとつた一般民間人に對してなされた殘虐とは、なんら關係のないところにある。小さな行為だけを示すものである。

訴因第四十九によつて訴追されている衡陽においてなしたと主張される殘虐行為に關しては、記録上なんらの證據がないのである。同市は湖南省にある。檢察側は、あるいは上述の長沙に關する證據が、この場合をも包含すると考えたのかもしれない。それはさておき、この一都市に關する限り、この主張を支持する證據は皆無である。

R-1105

桂林及び柳州における殘虐行為は、訴因第五十において挙げられてゐる。この主張を支持する法廷證三五二及び三五三號がわれわれの手許にある。桂林法廷證三五二號は、桂林市參議會議長及び副議長、桂林市商會理事長及び同常務理事二名、並びに桂林總工會主任委員及び副主任委員二名によつて署名されてゐる。これは一九四六年五月二十一日附であり、

K-1106

一九四五年のある日に、同市において日本兵の行つた残虐行為に關するものである。訴因第五十は一九四五年十一月に起つたある事件に關するものである。この供述は、一九四五年七月二十八日桂林市から撤退數日前、前進中の中國軍によつて廣西・湖南間の連絡が遮斷されるのをそれ、日本軍隊が同市においてどのようなことを行つたかを述べているのである。日本軍は過去一年近く同市を占領していた。ここにおいて言及されているこの事件は、彼等が同市からの撤退を余儀なくされた際において、初めて起つたと言われているのである。次の法廷證三五三號は、一九四六年五月二十七日附で桂林の九名の市民の陳述とされてゐる。この口供書は、「敵軍ノワガ桂林ヲ侵略セシハ一ヶ年間にシテ、ソノ間姦淫、捕虜、掠奪等ナサザルコトナク、等々と述べている。これは非常に一般的である。あるいは、ときたま事件があつたかもしれない。かうな散發的の出來事は、村民たちにこれと同じやうな陳述をさせるものとなるのである。桂林の攻略に参加した辯護側證人益田は、支那派遣軍司令官の指揮下にあつた第十一軍の參謀であつたので、法廷においてこの問題に關する證言を行い、檢察側によつて反對訊問を受けなかつた。彼は同市において残虐行為が行われたこと、あるいは日本兵が濫りな行動をとつたことを否定した。長沙、衡陽、桂林及び柳州を攻略占領した第十一軍の司令官であつた横山勇も、また本裁判所において證言を行い、彼もまた檢察側によつて反對訊問をされなかつた。彼も日本軍隊の無秩序な行動を否定したのである。檢察側の證據は、その内容をして正しいものであると本官を納得させるものではない。本件における證據の中に挙げられた殘虐行為の散

K-1107

發的個々の他の事例に關する證據を、詳細に検討を
續ける必要はない。ほとんどすべての事例に關する
證據は、同様のものである。
いずれにせよ、われわれの現在の目的のためには、
かような個々の散發事件は、まづたく何ものをも證
明しないのである。
フィリッピンにおける事件もまたいま一つの組織
的で大規模な殘虐とされており、マニラ殘虐事件は
南京殘虐事件と並び稱されているのである。
最初の期間中、單に三つの事件しかわれわれに示
されてはいない。すなわち一つは一九四二年二月の中
旬に起つたもの、他は一九四二年五月と一九四二年
六月三日に起つたものである。これはすべて個々に
起つた散發的事例であり、本官としては、これら惡
行の實際の遂行者はすでに適當な處分を受けている
ものと信ずる。われわれの現在の目的のためには、
かような散發的な事例は何ものをも證明しない。勝
者を含むどのような列強のどのような軍隊でも、同
じような散發的事例が起らなかったことはほとんど
ないのである。
眞の『マニラ殘虐事件』というのは、戰爭が日本
に對して不利となつたときに始まるのである。
フィリッピンにおける殘虐事件を考察するにおい
ては、一九四四年十月九日以後に起つた事柄に對し
ては、われわれはそれほど重大性を置くことはでき
ないのである。それは日本軍司令官たちが、その軍
隊を有効に統御することが不可能となつた時期であ
る。すべての兵站線は破壊されたかもしくは混亂し、
勝に乗じた米國陸軍は、あらゆる補給線を有効的に
遮斷していた。彼等がこの期間においてその軍隊を
統御し得なかつたことを、任務の無視と見て、特に
故意の任務無視には歸し得ないのである。裁判所條
例においては、『任務の無視』それ自体は、故意で

あり、無謀であるとはいえ、犯罪として擧げられてはならず、従つてその審理處罰は、本裁判所の権限内にないことをわれわれは記憶すべきである。任務の無視は、實際の犯罪行為が、その任務を無視したと言われる者の行為であることを立證するため、單なる關連性をもつ證據事實にすぎないのである。われわれが證據を分析すれば、前述の最初の五つの期間中には、虐殺事件と主張される出來事は非常に稀であつたことがわかる。あるいは若干の散發的な事件があつたかもしれないが、かような事件は決して例外的なものではない。かような種類の犯罪を犯したことの無い陸軍あるいは海軍は、世界にないのである。かような行為を犯した者はすでに處罰を受けたと本官は信ずるのである。本官としてはこのような個々の散發事件をもつて政府の政策に關する結論を下すことはできないと考えるのであつて、われわれが現在問題としているのは、このような政策なのである。さきになした分析は、大規模な眞の殘虐行為は戦争が日本に對して不利となり、日本軍が收拾し得ないほど混亂した一九四四年の後期に行われたことを示すのである。

E-1, 108

當時起つた諸事件の責任を、各軍の司令官に負わせることさえ困難である。本官の意見によると、かような行為は戦地における司令官の怠慢または故意的不作為さえ示さないものである。當時の戦争段階において、かような兵士の行動が、戦地から遠く離れた所で運用されており、充分な通信機関さえもつていなかった政府の政策を、どうにかして反映すると提言することは道理に合わない。

かような観点から、全證據を再調して、本官は次のような結論に至つた。すなわち閣僚が、どのような方法によつてか、かような犯行を命令、認可または許可したと推斷する權利をわれわれに與えない。さらにかような犯罪は、政府の政策に準じて行われたいという檢察側の假説を本官は容認することができない。政府がなんらかの方法によつて、かような犯罪行為を許可したとの推論を、どうにかして導くべき證明のあるいは情況的、併在的、豫想的、間接的證據はないのである。

E-1, 109

従つて荒木、平沼、廣田、星野、賀屋、木戸、小磯、南、岡、大島、佐藤、重光、嶋田、鈴木、東郷及び東條に關しては、彼らがどういふようにしてかような犯行を命令、認可または許可を與え、またかような犯罪が政府の政策に準じて行われたことを示す怠慢あるいは不作為が彼らの方にあつたと推斷する權利を與えるような證據を、本官は見出さないものである。本官の見解によると、彼らは閣僚として、戦地における軍隊を管理する義務をもたず、かような管理を行う權限をもたなかつた。司令官は高位の責任ある人物であり、この點に關して、閣僚がかような高官の權能に頼ることは當然であつた。閣僚がかよすべての政府は、適當な機構の援けによつて役目を果すのである。政府の高官が、この機構の妥當な運用に頼つたことは當然であつた。この機構を、い

かにも故意に歪めたようなことを示す證據は、本件にないのである。戦争は地獄である。もし閣僚をかうような諸事件のために裁判し、處罰するとしたら、平和を地獄とせしめると言つたのはおそらく眞實であつたかもしれない。

現在の證據では、本官は、前述の人物のいずれをも、この點に關して犯罪行爲を犯したかど、もしくは犯罪的な不作爲のかどで有罪とは斷じ得ないのである。

しかしながら事件に關係した軍隊を指揮した人々の場合は、他の政府要員の場合とは違つた立場にある。従つて本官は彼らに對する訴追を別個に考慮してみよう。

本件の被告中、關係各軍隊を指揮していた人々は土肥原、橋本、畑、板垣、木村、松井、武藤、佐藤及び梅津である。

これらの人々に關する關連性ある諸事實は、その名前の下に次のように掲げてある。

土肥原 一九四三年ないし四四年、日本における東部軍司令官。

一九四四年ないし一九四五年四月、シンガポール第七方面軍司令官。

橋本 一九三七年、レディーバード號を砲撃した砲兵連隊長。

E-1110

三

畑

中支那派遣軍司令官、一九四〇年七月
ないし四年。

四

板垣

朝鮮軍司令官、一九四一年七月ないし
一九四五年三月、シンガポール第七軍司
令官、一九四五年四月ないし一九四五年
八月。

五

木村

ビルマ日本軍司令官、一九四四年三月
ないし終戦。

六

松井

支那派遣軍司令官、一九三七年十月な
いし一九三八年二月。(一)南京暴行事件、
一九三七年十二月。

七

武藤

スマトラ近衛第二師團司令官、一九四
三年、山下大將指揮比島第十四方面軍参
謀長、一九四四年。

八

佐藤

支那派遣軍参謀副官、一九四五年一月
次いで終戦まで印度支那及び泰國第三十
七師團長。

九

梅津

關東軍司令官、一九三九年十一月七日
ないし一九四四年七月十八日。

E-1111

記録に記された證據によると、これらの司令官は、
その指揮下の軍隊の軍人による残虐行為の實行を命
令し、あるいは許可したとわれわれが断定すること
は決して安當としない。その證據は、これらの司令
官がなんらかの方法において、將兵にその残虐行為
を行うことを教唆したものとわれわれが断定するこ
とを許すようなものでは決してない。従つて本官は、
まず最初にこの點に關する訴因第五十四をとりあげ、
そのうちに含まれた一般市民に關する起訴事實はこ
れらの被告のいづれに對しても立證されていないと
述べることによつて、これを處分するであらう。
本件は、同様の訴因第五十五が残つてゐる。責任は
法では充分確立された法則である。但しどのような

E-1112

事情が不作爲に對するか。よき責任を生ぜしめるかは、しばしば問題となる。不作爲を作爲と同一視することは、その行爲をなすべき義務のあるときにのみ生ずるものである。さらに不作爲によることが犯罪となるには、その事件が不活動と因果的に關係していたことが確實でなくてはならない。

本官の意見では、これらの司令官は軍隊内の軍規を維持し、その指揮下にある將兵にかような殘虐行爲を敢行することを抑制させる法律的责任があつた。司令官は部下の行爲に對し、單に彼が部下の上官であるという理由によるだけでは責任はないといふことは事實である。但し、彼が部下に對してもつていふ非常な支配力によつて、彼が當然防止できるような部下の行爲に對しては、責任をもつべきである。自らは自己の指揮下にある軍隊を統制するため、己の權限内にある適當な措置をとる義務があつた。

指揮下にある軍隊の將兵に關して、教師が教室において受持の生徒に對すると同一の地位に立つものと、意味ではない。われわれは軍隊の實際の作戰地域と、司令官または司令長官がこの統制を行うことを期待されてゐる普通一般の制度、並びにこれに關係して彼が當然依存できる適當な機能といふことを忘れてはならない。

被告松井大將は、南京陷落をもたらした中支方面軍の司令官であつた。彼は一九三八年二月東京に歸還し、畑大將が一九三八年二月十七日同人と交代した。

一九三七年八月十五日、松井大將は上海派遣軍司令官に任命された。同年十一月五日、大本營は當時の上海派遣軍と第十軍とを合併し、中支方面軍を組織し、松井大將をその司令長官に任命した。兩軍の指揮遣軍と第十軍の司令部の上にあつて、

E-1113

揮を統一することが中支方面軍に課せられた任務であつた。その任務は、兩司令部の共同作戦の統一にあつた。軍隊の實際の操作及び指揮は、各軍の司令官によつて行われた。各司令部には、参謀及び副官のほかに兵器部、軍醫部及び法務部等があつた。しかるに中支方面軍のうちには、かような係官はなかつた。〔法廷記録第二五七七號、法廷記録第三八九〇頁〕

大本營は、十二月一日中支方面軍に對し、海軍と協力して南京を攻略せよとの命令を出した。

十二月五日、中支方面軍司令部は南京から百四十哩離れた蘇州へ移つた。松井大將は當時病氣であつたが、彼は、重要問題については参謀と協議の上、病床で決裁した。〔法廷記録第三四一號〕

命された。従つてその日以後、松井大將は中支方面軍司令部であつて、それは一司令官の指揮下にある第十軍と、いま一人の司令官の指揮下にある上海派軍から組織されてゐた。

南京を攻略せよという大本營の命令を実施する以前に、松井大將は日本軍に對し、以下の要旨の命令を出した。すなわち、

「南京は中國の首都である。これが攻略は世界的事件であるがゆゑに、慎重に研究して日本の名譽を一層發揮し、中國民衆の信頼を増すようにせよ。上海周邊の戦闘は支那軍を屈服せしむるをその目的とするものなり。でき得る限り一般官民はこれを宜撫愛護せよ。かつ軍は外國居留民並びに軍隊を紛争に巻き込ましめざるよう常に留意し、誤解を避くるため外國出先當局と密接なる連絡を保持すべし。」

このことにおいて飯沼派遣軍参謀長等は、松井大將麾下の將兵に對し、直ちに前述の命令を傳えた。塚田中支那方面軍参謀長は、部下六名の参謀とともに左記要領の命令を準備した。すなわち、

E-1114

一 中支那方面軍は南京城を攻略せんとす。
 二 上海派遣軍並びに第十軍は南京攻略要領に準
 據し、南京を攻略すべし。
 右に言及した南京攻略に關する命令に含まれた要
 點は左の通りである。

一 兩軍（上海派遣軍及び第十軍）は、南京城外
 三、四キロの線に進出したときは停止し、南京
 城攻略を準備する。

二 十二月九日飛行機で南京城内の中國軍に降伏
 觀告文を散布する。

三 中國軍が降伏した場合には、各師團から選抜
 した二、三個大隊と憲兵隊だけを城内に入れ、
 地圖に示した担任區域内の警備をする。特に圖
 示された外國權益または文化施設の保護を完
 了すること。

四 中國軍が降伏觀告に應じない場合には、十二
 月十日午後から攻撃を開始する。この場合にも
 城内に入る部隊の行動は前記と同様に處置し、
 特に軍紀、風紀を嚴肅にし、速やかに城内の治
 安を回復する。

E-1115

入 上記の命令を作ると同時に、南京城の攻略及び
 入 城に關する注意事項と題する訓令が作成された。

一 その要旨は次の通りである。すなわち、
 二 皇軍が外國ノ首都ニ入城スルハ有史以來ノ盛
 事ニシテ、永ク竹帛ニ垂ルベキ事績タルト世界
 ノ齊シク注目シタル大事件タルニ鑑ミ、正々堂
 堂將來ノ模範タルベキ心組ヲ以テ各部隊ノ亂入、

友軍ノ相撃、不法行為等絕對ニナカラムベシ
 二 部隊ノ軍紀風紀ヲ特ニ嚴重ニシ、中國軍民ヲ
 シテ皇軍ノ威風ニ敬仰歸服セシメ苟モ名譽ヲ毀
 損スルガ如キ行為ノ絶無ヲ期ス。

三 別ニ示ス要圖ニ基キ、外國權益、殊ニ外交機
 關ニハ絕對ニ接近セザルハ勿論特ニ外交團ノ設

E-1116

定シタル中立地帯ニハ、必要ノ外立入りヲ禁ジ、所要ノ地點ニ歩哨ヲ配置スベシ。又城外ニ於ケル中山陵其ノ他革命志士ノ墓及ビ明考陵ニハ立入ルコトヲ禁ズ。

四 入城部隊ハ師團長ガ特ニ選抜シタルモノニシテ、豫メ注意事項、特ニ城内ノ外國權益ノ位置ヲ徹底セシメ絶対ニ過誤ナキヲ期シ、要スレバ歩哨ヲ配置スベシ。

五 掠奪行為ヲ爲ス又不注意ト雖モ火ヲ失スルモノハ嚴罰ニ處スベシ。軍隊ト同時ニ多數ノ憲兵及ビ補助憲兵ヲ入城セシメ、不法行為ヲ防止セシムベシ。

十二月十七日松井大將は南京に入城して、初めてあれほど警戒したのかかわらず、軍紀風紀違反のあつた旨を報告によつて知つた。彼はさきに發した命令の嚴重な實施を命じ、城内にある軍隊を城外に出すことを命じた。塚田參謀長及び部下參謀は、南京城外の宿營力を調査したところ、關係場所は軍隊の宿營に不適當なことを知つた。(法廷證第二五七七號)

七 號二
よつて十二月十九日、第十軍は上海派遣軍のいた蕪湖方面に引返した。第十六師團だけが南京警備のために残され、他の部隊は逐次楊子江の北岸及び上海方面へ撤退するように命令された。(法廷證第三四五四號)

E-1117

松井大將が部下の參謀とともに上海に歸還した後、大將は南京において日本軍の不法行為がある旨の噂を再び聞いた。これを聞いて同大將は、部下の一參謀に十二月二十六日または二十七日次のような訓令を上海派遣軍參謀長に傳達させた。すなわち、入城式ノ南京デ日本軍ノ不法行為ガアルト噂ダガ、入城式ノトキモ注意シタ如ク、日本軍ノ面目ノ爲ニ斷シテ左様ナコトガアツテハナラヌ。殊ニ朝香官ガ司

令官デアラレルカラ一層軍紀風紀ヲ嚴重ニシ若シ不
心得者ガアツタナラ嚴重ニ處断シ又被害者ニ對シテ
ハ賠償又ハ現物返還ノ措置ヲ構ゼヨム（法廷證第二
五七七號）

かように措置された松井大將の手段は効力がなか
つた。しかしいずれにしてもこれらの手段は不誠意
であつたという示唆はない。この證據によれば、本
官は松井大將としては、本件に關連し法的責任を故
意かつ不法に無視したと看做すことはできない。
檢察側は本件に關して處罰の數が不充分であつた
との事實に重點を置いてゐる。本官がすでに述べた
ように司令官は軍の軍紀風紀の實施のために與えら
れてゐる機關の有效な活動に當然依存し得るのであ
る。軍には違反者を處罰することを任務とした係官
が配置されてゐたことは確實である。
本官は、かような違反者を處罰する手續をとるこ
とは、司令官の任務または義務であるとは思わない。
司令官の耳には殘虐行為の噂もはいり報告も來た。
彼は充分にそれは不承認であることを表現した。從
つてその後には彼としては當然兩軍の司令官並びに軍
紀風紀を維持し處罰を加える任務を負ひてゐる他の
高級將校に依存し得るのであつた。われわれはまた
松井大將は當時病氣であり、これらの出來事があつ
て後數週間内にその任務より交代させられたことを
記憶せねばならない。
E-1118
どんな軍の司令官の立場というもの、かような
短期間さえもその機關が適當に活動してゐるか否か
を見る余裕を與えられないとするならば、實に堪え
難いものであらう。本官の判斷では、市民に關して
南京で發生したことに對し、同人を刑事上責任ある
ものとするような不作爲が同人にあつたことを證據
は示してゐない。
本件のこの部分に關する限り、土肥原、橋本、板

E-1119

垣及び梅津に不利な證據はない。本官がすでに前に示したように彼らが司令官としての任期中、普通市民に對する彼らの麾下の軍隊の殘虐行為について、その行為が彼らの犯罪的行為に歸せしめることを正當とするような満足すべき證據はどのようなものも提出され得なかつた。

畑に關しては、證據によれば、南京事件後松井が一九三八年二月、日本人に代つたといふのである。それ以後、たとえたまたま例外的事例はあつたが、殘虐的行為は目立つて取締られた。本官の意見では、この證據は畑大將として不作爲があつたと判定を下すことを正當とせず、かつまた右の例外的事件と司令官の不活動または不作爲との間に因果的關係があると

の推測を支持するものでもない。本官はその後、戦中に犯されたと稱する殘虐行為に關する證據に對し、以上に本官の見解を述べた。檢察側は、本官の見解では、本件のこの部分の立證に失敗したと思う。

従つて、本官の判定としては、畑被告はこの訴追に對しては無罪とすべきである。

木村は一九四四年三月から終戦までビルマの日本の軍の司令官であつた。この期間中ビルマの市民に對して犯された殘虐行為で、かような行為が本被告のなんらかの犯罪的行為であるとしてわれわれが當然見做し得べき満足な證據はなんら記録に出ていない。

佐藤は一九四五年一月から終戦まで印度支那及びタイ國の第三十七師團長であつた。この期間中同地の市民に對する虐待に關し、檢察側提出の證據は無價値であり、本官としてはかような證據に基いて行動することは安全とは思われない。

武蔵は一九四三年夏スマトラの近衛第二師團長で

E-1120

あり、一九四四年山下大將の下に比島第十四方面軍
 参謀長であつた。スットラ及び比島の市民に對する
 殘虐行為の證據は出てゐる。スットラにおける武藤の
 うな殘虐行為に關して記録に出ている證據は武藤の
 指揮期間前に關するものである。比島に關し法廷證
 第一三五五號から一四八九號が、これらの殘虐行為
 の立證のため證據として提出された。證人ワンド・
 オー・ワーフ、エス・ビー・ムーディ、ドナルド・
 エフ・イングルがこれらの行為に關し法廷で證言し
 た。山下大將は同軍の司令官であり、すでに裁判さ
 れ、これらの行為に對し處刑されてゐる。
 武藤は同軍の参謀長であつた。本官は當時比島に
 おいて發生しつつあつたことに對し、何故當局の何
 人をも責任あるものとなし得ないかの理由をすでに
 述べた。
 本官は「レディード」の砲撃は本裁判所と
 してこれを審理すべき権限内にあるとは思われない。
 本件はこの戦争を開始するずつと前にすでに解決し
 ている。訴追を行つてゐる諸國はかような解決を求
 めない方がよいであらう。かりに右諸國がその征服
 した敵國に對して、他に不平を言うことがまつたく
 なかつたとしても、彼等みずからその他の點では完
 全に満足とする解決を得てゐる問題をかき出さない
 方が、明らかに彼等としてより堂々としており、か
 つ上品であつたであらう。

E-1121

俘虜に對する、嚴密ナル意味ニホケル戦争犯罪

本官はこれから俘虜に關する起訴狀訴因第五十四及び第五十五の起訴事實を取上げよう。

すでに論及したように、これらの犯罪は起訴狀附屬書Dに擧げられてゐる。附屬書Dの第一ないし第八節は、右犯罪を列擧してゐる。

右犯罪は、附屬書Dに引用された條約、保證及び慣行中に存するものを含む戦争法規並びに慣習に違反するものであるとされてゐる。

附屬書Dに擧げられてゐる戦争法規並びに慣習及び條約、保證、慣行は次の通りである。

一、文明諸國民の慣行によつて確立された戦争法規並びに慣習。

二、一九〇七年十月十八日、ヘーグにおいて締結された陸戰の法規慣例に關する條約第四。

(a) 右條約の一部をなす附屬書中に記された規定。

三、一九〇七年十月十八日、ヘーグにおいて締結された海戰に關する條約第十。

四、一九二九年七月二十七日、ジュネーヴにおいて締結された俘虜の待遇に關する國際條約（以下においてジュネーヴ條約と稱す）

(a) 日本は右條約を批准しなかつたが、日本を拘束するに至つた。

五、一九二九年七月二十七日、ジュネーヴにおいて締結された戰地軍隊の傷病兵の狀態改善に關する國際條約（赤十字條約として知られてゐるもの）

六、東郷外務大臣の署名した通牒による保證。

(a) 一九四二年一月二十九日附東郷の署名した東京駐在スイス公使宛アメリカ人俘虜に

E-1122

E-1123

對し、ジュネーヴ條約を「準用」する旨保證した通牒。

(a) 一九四二年一月三十日附東京駐在アルゼンチン公使宛、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド人俘虜に對し、ジュネーヴ條約を「準用」する旨保證した通牒。

(b) 一九四二年一月二十九日附日本は赤十字條約を嚴格に遵守する旨保證した通牒。

(c) 一九四二年二月十三日附東郷の署名した東京駐在スイス公使宛、帝國政府が相互條件の下に現戦争中、一九二九年七月二十七日の條約の俘虜の待遇に關する諸規定を、敵國の抑留非戦闘員に適用する旨保證した通牒。

(d) 上記の諸保證は、日本外務大臣により屢次繰返され、近くは一九四三年五月二十六日にもなされた。

右諸條約並びに保證の違反行為の細目については、附屬書Dの第一節は、一九〇七年のヘーグ條約第四の附屬書第四條、並びに一九二九年のジュネーヴ條約の全部及び上述の諸保證に反する、非人道的待遇を訴追している。

第二節は、上記ヘーグ條約附屬書第六條並びにジュネーヴ條約第三編及び上述の諸保證に反する俘虜労働の違法な使用を訴追している。

第三節は、上記ヘーグ條約附屬書第七條並びにジュネーヴ條約第四條及び第三編の第九ないし第十二條に反する、俘虜に對する給養の拒絶及び不履行について述べている。

第四節は、上記ヘーグ條約附屬書第八條及びジュネーヴ條約第三編第五款第三章に反する、俘虜に對する過度にして違法な處罰を非難している。

第五節は、上記ジュネーヴ条約第三、十四、十五、二十五條並びに赤十字條約第一、九、十、十二各條に反する傷病者、衛生關係員及び看護婦の虐待について論じている。

第六節は、上記ヘーグ條約附屬書第八條並びにジュネーヴ條約第二、三、十八、二十一、二十二、二十七各條に反する、俘虜殊に將校に與えた屈辱的行爲を訴追している。

第七節は、上記ヘーグ條約附屬書第十四條並びにジュネーヴ條約第八、第七十七各條に反する俘虜に關する情報及び同伴の照會に對する回答の蒐集及び傳達の拒絶及び不履行を訴追している。

第八節は、上記ヘーグ條約附屬書第十五條、並びにジュネーヴ條約第三十一、四十二、四十四、七十八、八十六各條に反する利益保護國、赤十字社、俘虜及びその代表者の權利の妨害行爲を論じている。檢察側は、その最終論告において、次の諸點を立證したものと主張した。すなわち

- 一、證據が擧げられているところの戦争犯罪は事實上行われたこと。
 - 二、右犯罪は或る場合には、日本政府の政策の一部として行われたこと。
 - 三、その残りの場合においては、右犯罪が行われたもしくは行はれなかつたことに對して政府は無關心であつたこと。
- 檢察側は、この場合『日本政府』という表現を、非常に廣い意味で使い、單に内閣員ばかりでなく、陸海軍高級將校、大使及び高級官公吏をも含めてい

る。俘虜の虐待が各種の方法で行われたことを立證する證據は歴例的である。この證據を詳細に論ずることは、なんの役にも立たないであろう。これらの殘

忍行爲の實行者は今ここにはいない。彼等のうち存
令中で逮捕できた者は、連合軍によつて直ちに處分
されている。

E-1125

現在われわれの目前には、これと異つた一組の人
々がいる。彼等は戦争中、日本の巨港を司つていた
者であり戦争を通じて行はれたあの残虐にんな残虐行
爲は、そのような殘虐な方法で戦争を行うに際し、
彼等の愛意で日本が採用したところの政策の結果に
ほかならないという理由で、右殘虐行爲の責任をと
われんとしてゐる者なのである。

俘虜に關して行われたと稱せられてゐるところの
諸犯罪行爲は、全部同じ種類のものではない。それ
らは全部が「ソレ自体」犯罪ではない。そのうちの
一部は、條約と保證に違反するといふ理由で犯罪で
あるとされてゐる。他のものは「ソレ自体」犯罪で
あるとされてゐる。われわれは現在の目的のために
これらを區別しておかなければならない。そしてこ
のような行爲に對して現在の被害者にとの程度の犯
罪的責任があつたとなし得るかを見きわめねばなら
ない。

檢察側のカー氏は、次の諸點に基いて、われわれに被告に犯罪的責任があると見做すよう求めているすなわち

一、(a) 日本政府は事實上一九二九年のジュネーヴ條約によつて拘束されていた。
または

(b) 右拘束がなかつたとすれば

(1) 彼等は疑いもなく一九〇七年のヘーグ條約第四及び第十の拘束を受けている。

(2) これら一切の條約は、單に國際法の説明的宣言である。

二、(a) 俘虜は捕獲した政府の権力内におかれるものであつて、彼等を捕えた個人または部隊の権力内にあるものではない。

(b) 政府もしくは、その一員は、責任を或る一省に轉嫁せんとすることによつてこれを回避することはできない。

三、(a) 主要責任は、個々の政府員全部にある。戦争法規に違反する者の行爲を支配する力をもつ者であつて

(1) このような違反が犯されたことを知りながら、それが繰返し行われることを防止するような處置をとらない者、または

(2) その支配下にある者が戦争法規を犯すことを豫想出来る理由をもちながらその發生を防止するような適宜の措置を怠る者または

(3) 彼等の同僚に戦争法規を守らせる義務をもちながら、その義務の遂行を怠る者は、

E-1126

E-1127

彼等自身に戦学法規違反の罪がある。

(b) 右のような者に戦学法規違反の責任を負わすのには、彼らが次の事柄を承知していたの
でなければならぬといふことが必要であら
う。すなわち

(一) 残虐行為が行われるであろうといふこと。または
(二) 行われたこと。 または

(c) ある者が

(一) 右のことを知つてゐること または
(二) 残虐行為が他の者によつておそらく行わ
れるであろうこと、または行われたことを
當然知つてゐるはずであることが判明する
と同時に、そこに右の残虐行為を取りしま
るといふ無限行使の義務といふことが生じ
て来る。

(三) 彼等の義務は、事態を認識にかけ、もし
満足を得ることができなければ辞職するこ
とである。

(d) (一) 故意に事態を調査することをしなかつた
場合には、何人も責任を免れることはでき
ない。

(二) ある事態が長く蔓延し、それが知られた
つてゐるときには、被告が知つていたとい
うことを「一見明白」な一定が成立するの
であり、それに對しての被告の證明が必要
となつて来る。

この件について適用し得る法律については、檢察
側は、われわれに起訴狀附屬書Dを参照するよう
に述べ、この問題に關する法律論は、そこに充分に記
載してあると申し立てたのである。

この點について檢察側の依頼した條約の關係規則
と規定は、附屬書D中一、三、三と番號をつけた節に述
べられてゐる。その中に挙げられてゐる條約と保證

E-1123

はすでに述べておいた。

一九二九年のジュネーヴ條約の適用性についての
檢察側の立場は、同附屬書中に次のように述べられ
ている。

『日本ハ右條約ヲ批准セザリシト雖モ右條約ハ下記
理由ノ一又ハ數個ノ爲メ日本ヲ拘束スルニ至レリ
(イ) 本條約ハ日本及ビ本起訴狀ニ於テ起訴ヲ提起
シタル各國ヲ含ム四十七箇國ニ依リ又ハ此等諸

國ヲ代表シテ上記日附ヲ以テ調印セラレ四十箇
國以上ニ依リ批准セラレ所クシテ戰爭法規條約
ノ一部トナリ又ハ其ノ證據トナルニ至レリ

(ロ) 被告ノ一人ナル東郷茂徳ガ日本ヲ代表スル外
務大臣トシテ署名シタル千九百四十二年(昭和
十七年)一月二十九日附東京條約締結公使ニ宛
テタル通牒ハ左ノ陳述ヲ包含セリ

「俘虜ノ待遇ニ關スル條約ニ拘束シオラザル
モ日本ハ亞米利加ノ俘虜ニ對シ該條約ノ諸規定
ヲ「準用」セントスルモノナリ」

日本ヲ代表スル外務大臣トシテ被告ノ一人ナル
東郷茂徳ヨリ東京條約「アルゼンチン」公使ニ
宛テタル千九百四十二年(昭和十七年)一月三
十日又ハ其ノ頃ノ日附ノ通牒中ニハ左ノ如キ記
述アリ

「帝國政府ハ俘虜ノ待遇ニ關スル千九百二十
九年七月二十七日ノ條約ヲ未ダ批准シ居ラザル
ヲ以テ帝國政府ハ該條約ニ拘束セララルコトナ
シ然レドモ帝國政府ハ其ノ協力下ニ在ル英吉利、
加奈陀、歐洲及ビ新西蘭ノ俘虜ニ對シ該條約ヲ
「準用」スベシ、俘虜ニ對スル食糧及ビ、衣料
ノ供給ニ關シテハ帝國政府ハ相互主義ニ依リ俘
虜ノ國民的及ビ、民族的習慣ヲ考慮セントスル
モノナリ」

右二ツノ通牒又ハ其ノ一ニ依リ日本ハ該條約第九

E-1129

十五條ニ從ヒ該條約ヲ承諾シタルモノニシテ其ノ當時ニ於ケル戦争ノ狀況ハ斯カル承諾ニ直ニ效果ヲ與ヘタリ

(ハ) 右二ツノ通牒ハ其ノ各受領者ヲ通シ右通牒ガ移轉サルル事ヲ意圖セラレ且實際ニ移轉セラレタル亞米利加合衆國、大不列顛北愛蘭聯合王國、加奈陀、露洲及ビ新西蘭ニ對スル保證ヲ達成スルト共ニ其ノ各場合ニ於テ日本ト戦争中ナリシ凡テノ國家ニ對スル保證ヲ達成セシモノナリ

「上記ノ事項ヲ除外スレバ上記義務條約中ニハ「準用」ナル字句ガ適當ニ當テ候マルベキ規定ナシ」

「傷病者の状態改善に」する國際條約に關しては、

「日本ハ他ノ四十諸國以上ノ諸國ト共ニ斯クシテ戦争ノ法規慣例ノ一部トナリ又ハ其ノ證憑トナリタル該條約ニ締約國ノ一員トシテ參加セリ、千九百四十二年（昭和十七年）一月二十九日又ハ其ノ頃ノ日附ノ上述通牒ニ於テ日本ハ左ノ如ク述べタリ

「日本ハ千九百二十九年（昭和四年）七月二十七日ノ赤十字ニ關スル義務條約ヲ該條約ノ附印國トシテ締結ニ遵守スルモノナリ」

「東京駐留瑞西公使ニ宛テタル被告ノ一人東郷茂徳ガ外務大臣トシテ日本國ヲ代表シテ署名セル千九百四十二年（昭和十七年）二月十三日附ノ通牒ニ次

E-1130

ギノ記述アリタリ

「千九百二十九年（昭和四年）七月二十七日ノ赤十字ニ關スル義務條約ヲ該條約ノ附印國トシテ締結ニ遵守スルモノナリ」

該通牒ハ中華民國以外ノ日本ト戦争中ノ凡テノ國家ニ此等諸國家ハ實際該條約ノ條項ヲ日本ノ一役人收容者ニ適用シ得ルモノトシテ適用セリニ對スル

保證ヲ構成セリ

上述諸保證ハ日本外務省ニ依り屢次ニ亘り繰返シナサレ近クハ千九百四十三年（昭和十八年）五月二十六日ニモナサレタリ

最終論告に於て檢察側は日本がジュネーヴ條約を批准しなかつた「事實」に惡質な意味をもたしている。これは實にわれわれの目前にある問題に重大な關係をもつものである。檢察側によると、同條約批准の問題が起きた時には既に侵略戦争のための全面的共同謀議が存在していたのであり、この批准が反對され遂に否決されたのは批准反對派は當時すでにその企圖していた戦争においては俘虜を虐待するといふ政策をつくり上げていたためであるといふのである。

檢察側は眞劍にこの申立を主張し、その裏付として證據を提出した。

日本は一九二九年にジュネーヴ俘虜條約に調印したが一九三四年に天皇がこれを批准すべきか否かの問題が生じた。陸海軍は批准反對を主張、進言し、その理由は海軍によつて提示された。（法廷證第三、〇四三號及び第三、〇四四號、記録第二七、一七七

（八二頁）

右の理由を記述している文書は、檢察側が次のように要約している。

- 一、日本人はだれも俘虜にはならないからその義務は片務的である。
- 二、利益保護國は立會なしに俘虜と會談できるとする第八十六條は、軍機上危険である。
- 三、同條約を批准すると、敵の航空機搭乗員は優遇を受けるといふ知識のもとに、目的達成後、日本領土内に安心して着陸することができるか、否、敵の航空機の行動半徑を倍大することになる。

E-1131

曰

俘虜に對して日本軍人に對するほど嚴重な刑罰を課することができなくなり、日本軍人を彼等と同等の地位におくためには、日本陸海軍の懲罰令の改正を要することになり、右は軍紀維持上好ましくない。

次いで檢察側は、ジュネーヴ條約は、實際には日本が批准している一九〇七年のヘーグ條約と殆んど同じ見地に立つものであるから、右の批准反對論には根據がないと主張している。

檢察側は言う「ヘーグ條約中われわれの現在の目的に關連あるただ一つの懲罰規定は第八條である。この規定は用語において殆んど一九二九年のジュネーヴ俘虜條約の第四十五條及び第五十條に一致するものであり、その意味では二つの條約は互いに相殺するものといふことができる。ジュネーヴ條約中の懲罰を制限するただ一つの他の重要な規定は、第四十六條中に記されているもの、すなわち「一切ノ体刑、日光ニ依リ照明セラレザル場所ニ於ケル一切ノ監禁及一般ニ一切ノ殘酷ナル罪ヲ禁ズ。個人的行爲ニ付、藥國的ノ罰ヲ課スルコトヲ禁ズ。」という部分である。」

「日本政府が避けようと望んだのはこれらの制限であつた。日本政府は懲罰に假託して俘虜を虐待する權利を留保したいと欲し、そうすることによつて飛行士の同國侵入を制止しようとしたのである。俘虜虐待は政府の政策上の問題とされたのであつた。しかしながらこれらの理由は政府が擧げたものではなくて、海軍がもちだしたものであつて、しかも今次戦争開始の途か以前の一九三四年になされたものであることを記憶すべきである。」

陸軍もまたこの批准に反對したが、なんら明確な理由を擧げていない。(法廷證第三、〇四四號) 東條はその宣誓口供書の第一三二節で、ジュネーヴ

ウ條約を次のように論じている。

「次にジュネーヴ條約に關して一言致します。日本はジュネーヴ條約を批准致しませんでした。なほ又、事實に於て日本人の俘虜に對する觀念は歐米人のそれと異つて居ります。なほ衣食住其の他風俗習慣を著しく異にする關係と今次戰役に於ては、各種民族を含む廣大なる地域に多數の俘虜を得たることと、各種の物資不足と相俟ちまして、ジュネーヴ條約を其の體適用することは我國としては不可能でありました。」

E-1133

日本に於ける俘虜に關する觀念と歐米のそれとが異るといふのは次のようなことであります。日本に於ては古來俘虜となつたといふことを大なる恥辱と考へ戦國員は俘虜となるよりは、寧ろ死を選べと教へられてきたのであります。これがためジュネーヴ條約を批准することは俘虜となつてを獎勵する如き誤解を生じ、上記の傳統と矛盾する處があると考へられました。そして此理由は今次戰爭の開始に當つても解消致して居りません。ジュネーヴ條約に關する件は外務省よりの照會に對し陸軍省は該條約の遵守を聲明し得ざるも俘虜待遇上之に準じ措置することとに異存なき旨回答しました。外務大臣は一九四二年一月瑞西及アルゼンチン公使を通じ我國は之を準用する旨を聲明したのであります。(法廷證第一、四六九。一、九五七號)此の「準用」といふ言葉の意味は帝國政府に於ては自國の國內法規及現實の事態に即應するようにジュネーヴ條約に定むるところに必要な修正を加へて適用するといふ趣旨でありました。」

一九三四年には、岡田内閣が國府を擁護していたことを記憶しなければならぬ。この内閣に對しては、なんらの犯罪申し立てもない。この内閣の閣僚は、被告を擁護する者ばかりで、彼らは同内閣の外務大臣であつた。その批難が行われなかつたといふことにこの外務大臣が關係していたといふようなことは、檢察側は示唆さへしていない。當時の陸軍大臣及び海軍大臣も、共同謀議の仲間にはいつていたとはされていない。當時の總理大臣岡田は、本件において、檢察側證人として證言をしたのであるが、この批難拒否について彼は、ただの一言も質問されていない。

すでに指摘したように、一九三四年には、日本政府も、陸軍も、海軍も、太平洋戦争を予想してゐなかつたのである。ともあれ、彼等が、今次戦争中に生じた異常な諸現象に對して先見の明があつたといふことはできない。

E-1134

今次大戦中には、意想外の大多數の軍隊が降伏した。あるときには降伏した軍隊の数が降伏を受けた現地の日本軍よりはるかに多かつたこともあつた。昨年、イギリス議会の秘密會議の内容がアメリカで發表されたが、その中でチャーチル氏は、マレーにおいては十萬のイギリス軍が、三萬四千の日本軍に降伏したと述べている。この異常な事實のために、俘虜の管理は、眞に困難なものとなり、これらの俘虜に對して起つた事柄の大きな原因をなしたのである。このことについては後理論及するつもりである。一九三四年に、日本がこのことを予想していたのである。ありそれ故に、條約の批准を拒否していたのである。と主張することは全然議論にならない。

同條約の批准拒否を遂言するに當つて、陸海軍が擧げた理由を理解するためにはわれわれは、日本の無投降主義を忘れてはならない。『西洋諸國の軍隊は、すべて、最善を盡した後、まつたく降参の見込みがないとわかると、敵軍に降伏する。それでも、みづからは名譽の軍人と考え、國辱協定に従つて彼等の名前は、その存命を家族に知らせるため、本國に通告される。これは軍人として、また市民として、あるいはまたその家族に對して、恥辱にはならない。しかし日本人はこのことに關して違つた理解を下す。日本人にとつては、『名譽は死ぬまで戦うという』ことに結びつけられているのである。『日本軍人は絶望的な状態におちいつた場合は最後の手段として自殺するか、敵に對し武器なしといえども一齊に自殺的攻撃を敢行しなければならない。決して降伏してはならないのである。たとえ負傷して意圖を失つてゐるうちに俘虜になつたとしても、彼は日本で

E-1135

は再び頭があらないのである。彼は名譽を失つたのであり、彼の曾つての生涯は多つたのである。……これについては、前線で特別な公の訓示をする必要はなかつた。『北ビルマ作戦では、俘虜の敵と戦死者の数の割合が一四二對一七、一六六であつたほどに軍はこの規範を忠實に遵行したのである。これは一對一二〇の比率である。しかも、俘虜收容所に入れられた一四二名のうち、ごく少数の者を除けば、全部が、捕われたときには、負傷してゐたか、または意識を失つてゐた。一人または二、三人一緒に降伏したものの数は極めて少かつた。西洋諸國の軍隊においては、兵力の四分の一から三分の一の戦死にも届かないで、降伏しないといふことはできないといふことは、殆んど明白な眞理といつても差支えない程であつて、降伏者の比率は一對四である。』以上はルース・ベネディクト女史の言葉である。同女史は、一九四四年合衆國戰時情報局にあつて日本研究の任務についた人である。

右の言葉は日本陸海軍の本當の氣持を示すものであり、かつ彼らが（批准に）反對した理由を説明するものである。正當となし得るものかどうかは別として、これが日本人の心情であつたのであつて、無批准の決定は、彼等にとつて考慮の價值あるものと考えられるものをすべて慎重に考察した上で、到達を見たもののなのである。是非はともあれ、日本は、これらの規則は軍事作戦の能率の遂行を阻害する恐れのあるものと考えたのである。戦争法規の眞の認定は、その遵守が關係するすべての利益であるという事實にあると考えられてゐる。一九三四年に、陸海軍が將來の戦争における俘虜の虐待を企圖してゐたといふことは、まつたく理に合はない議論である。附屬書Dに引用されてゐる通牒によつて、日本は、ジュネーヴ條約第九十五條に基き、同條約を受諾し

E-1136

たという検査側の主張は本官としては承認すること
がでない。
が、ジュネーヴ条約は、第九十一條において、同条約
が、なるべく速やかに批准されることを要求してい
る。

裏面白紙

1729-

99

第九十三條は、本條約ハ其ノ實施ノ日ヨリ一切ノ國ニシテ其ノ名ニ於テ本條約カ署名セラレサリシモノノ名ニ於テ爲サルル加入ノ爲開カルヘシと規定している。

第九十四條は、どのようにして書面を以てスイハ連邦政府に對して、加入を通告すべきかを規定している。

第九十五條は、戰爭狀態ハ戰爭開始前又ハ開始後交戰國ニ依リ寄託セラレタル批准及ビ通告セラレタル加入ニ對シ直ニ効力ヲ生ずるものと述べている。

條約が今のまゝでは、日本は最初からの署名國の一員であるから、同國の場合には加入の問題は起らないのである。加入は一國であつて、その名において本條約が署名せられなかつたその國のためにだけ開かれてあるものである。さらに、第九十四條の要求する形式は、この場合において遵守せられなかつた。

條約は日本によつて批准せられなければならなかつた。言うまでもなく日本はそれを批准しなかつた。従つて第九十五條は、日本に關する限り適用されない。日本は批准を寄託したものである、また加入を通告したものである。もちろん、本官の見解では、加入は日本に對して全然開かれていなかつたのである。

條約は日本のために署名されたのであるから、それが同國に對して法的拘束力を有するかどうかの問題は、實際は同條約第九十二條をわれわれがどう解釋するかにかかつている。

第九十二條は次のように言っている。すなわち、
「本條約ハ少クトモ二箇ノ批准書カ寄託セラレタル後六月ニシテ實施セラルヘシ、爾後本條約ハ各締約國ニ付其ノ批准書ノ寄託後六月ニシテ實施セラルヘシ」と

E-1137

本條項の有する批准文書は最低致は寄託せられ、その結果條約は効力を發したのである。條約がもともと日本は締約國の一員であつた。しかし日本のため、批准文書の寄託がなかつた。同國に對しては條約は効力を有し得ない。

第九十二條を本官が讀んだところでは、本條約は批准文書がなくは、日本に關する限り、どんな場合においても効力を持たなかつたのである。本官は、條約の全文を讀んでみて、第九十二條の意味として、締約國の無批准の效果は、その締約國が條約の利益を得ることを阻止することにあるだけだと解釋することにはできない。しかし、第九十二條の要求する最低致の批准文書が寄託されてゐる場合においては、自國の批准がなくても、その締約國を拘束するものである。

従つて本官は、日本はジュネーヴ條約の署名國であり、かつまたジュネーヴ條約は、第九十二條の意味の範圍内においてもまた効力を有するから、日本の無批准によつて日本の利益のためには効力をもちなかつたけれども、日本を拘束するものであるといふこの檢察側の主張を是認することはできない。本官の意見では、本條約はその形のまゝにおいて、日本に對して有利にもまたは不利にも、いずれも効力を有するに至らなかつた。

檢察側は、次に本條約は戦争に關する新たな法規、あるいは規定を定めたものではなく、單にすでに認められたところの戦争法規を制定したにすぎない主張してゐる。本官は、この見解を認めるに困難を感じるのである。

E-1138

第九十一條ないし第九十六條は、この主張に反するものである。第九十六條は、個々の締約國のため、本條約を放棄する權利を留保してゐるのである。

締約國は條約の内容に關して協定してゐるのである
 ということ、及びそれによつて條約の取扱つてゐる
 事項に關して、相互間に新たな法的關係をつくつて
 いるのであると了解してゐたようである。
 本官の意見では、檢察側が依據してゐる往復文書
 は、ジュネーヴ條約を本件に適用させるものではな
 い。

太平洋戦争の勞務に關して、聯合國は日本がジュ
 ネーヴ條約を適用するか否かについて問合せてたの
 である。一九四一年十二月十八日附の法廷證第一、
 四六八號は、この件に關する米國の通牒であり、一九四二年一月三日
 附の法廷證第一、四九四號は、同問題に關する英國の通牒である。

日本外務省は陸軍省の意見を求めて、次の回答を待たのである。

「舊府俘虜條約ハ御批准アラセラレザリシモノナ
 ルニ鑑ミ右條約ノ遵守ヲ聲明シ得ザルモ俘虜待遇上
 之ニ準ジテ措置スルコトニハ異存ナキ旨通告スルニ
 止ムルヲ適當トスベシ」

「一九二九年ノ舊府俘虜條約ハ日本ニ對シ何等拘
 束力ヲ有セザルモ同條約ノ原則ヲ準用シ得ル範圍ニ
 於テ抑留非戦闘員ニモ準用スルコトニ異存ナシ但本
 人ノ自由意志ニ反シ勞役ニ服セシメザルヲ條件トス」

(法廷證第一、九五八號)

これらの討議の後、一九四二年一月二十九日、英
 國に對して次の回答がなされたのである。

「日本帝國政府ハ俘虜ノ待遇ニ關スル千九百二十
 九年ノ國際條約ヲ批准シ居ラズ從ツテ何等同條約ノ
 拘束ヲ受ケザル次第ナルモ日本ノ國內ニアル「イギ
 リス」人、「カナダ」人、「オーストラリア」人、
 及「ニュージーランド」人タル俘虜ニ對シテハ同條
 約ノ規定ヲ「準用」スベシ」
 「俘虜ノ被服及食糧ノ補給ニ關シテハ相互條約ノ
 下ニ俘虜ノ國民的人道的風習ヲ考慮スベシ」(法廷
 證第一、九五六號)

一九四二年二月四日、米國に對しても同様の回答がなされた。その回答は次の通りである。

「第一、日本ハ嚴格ニ署名國トシテジュネーヴ赤十字會議ノ條約ヲ遵守シ居ルコト。第二、停戦ノ取扱ヒニ關シテハ當該會議ノ取定メニ義務ヲ帯ビザルトハ雖モ、日本ハ其ノ支配下ニ有ル米國停戦ニ對シテハ、該會議ノ取定メ條項ヲ「必要ノ變更ヲ加ヘテ適用スルコト」。

外務省と陸軍省との間の討議を擔任した松本澄人は、法廷に對して「準用」という表現は何を意味していたかを説明した。停戦待遇に關する日本の意圖は、ジュネーヴ條約の規定を事情の許す限り適用するにあつた。證人は二種の難問題について述べていたのである。

E-1140

「ジュネーヴ條約と或る點に關して矛盾する國內法、治安維持法、陸海軍刑法及び軍法會議法。ニ 東亞地域が廣大であるため、日本の直面するであろう困難。

檢察側はヘーグ條約は、日本によつて批准されたと正しく主張している。しかし同條約はその第二條において「規則・・・ノ規定ハ交戰國カ悉ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約國間ニノミ之ヲ適用ス」という規定が含まれている。

イタリイ、ブルガリアのいずれも一九〇七年の條約を批准していない。

従つて本官の意見では、一九〇七年のヘーグ條約の規定も、一九二九年のジュネーヴ條約のそれも、本件に適用するものでない。

もちろんこれは停戦の運命が絶對的に日本人の思ふがままに置かれていたと意味するものではない。

本官がここにおいて見出すすべてのことは、これらの條約は、條約として本件に適用しないということである。

E-1141

本官はこの問題についてさらに述べる前に、起つた事件に對して大きな影響を及ぼした二個の最も切なる要素に注意を拂つてみたい。その一つは降伏に關する日本と西洋との間における見方の根本的相違、すなわち降伏の「恥辱」あるいは「名譽」に關してである。他の一つは、日本が太平洋戦争中直面せねばならなかつた投降者の壓倒的な数であつた。後者は殆んど原子爆弾のようには豫期されなかつたものである。もし原子爆弾が「軍事的目的の追及の合法的な手段に關して、さらに根本的な討究を強要する」に至つたならば、これらの壓倒的な投降者の数も、また同様投降軍に宿舍を與へるべき勝者の裝飾の程度に關して、さらに根本的な討究を強要することになるのである。十万の軍隊が三万四千の軍隊に降伏することとは、小数の戦勝軍にとつてきわめて重大な問題を生ずるのである。かような突然の降伏の可能性を含むかような戦争技術を有する總力戦の今日、現存する條約の多くの規定は、根本的な修正を要するのである。戦争法規のどのようなものも、戦争目的の達成に對して確かな永久的な障害と認められ、場合、共通の利益の是認及び規定の存続の理由がなくなくなり、その規定は遵守されなかつたことをわれわれは忘れてはならない。

戦争を防止し得ると見られる一層完全な世界的國體及び結合が實現するまでは、もし戦争法規が戦争の目的確保に有効なものであるならば、これら法規はまたその目的達成に對して、大きな障害となり得るものに關しても、同様規定し得ないものである。もし原子爆弾を有する國が、その製造技術の漏洩を阻止できることを期待できるならば、彼らにこの有利な立場を放棄するのを期待することは、他の軍事的防禦の計畫及び優秀な研究、あるいは行政機構から得た軍事的優位を發表すること

E-1142

とを期待すると同様に、きわめて無理なことであると言わなければならぬ。原子爆弾の恐ろしい威力はその使用の結果もたらされる一般市民の生命財産の無差別の破壊にもかかわらず、單なるセンチメンタルな人道的異議の下に簡単に片づけられない有利な點を持つものであると聞かされている。この爆弾の使用に伴つて生ずる民衆の損害及び苦難は、これまた敵の志氣を弱めることにおいて、軍事的に有利であると思われる。われわれは言い聞かされている。もしそうであるならば、われわれは壓制的多数の降伏によつて生ずる事態、殊に一方の方針が最後まで戦うにあり、他方のそれが絶望的な不利を避けるにあるとき、に生ずるものについて、考えなければならぬ。本官はすでに降伏の際の日本人の措置について述べた。それは、共同謀議者國の措置ではない。それは、日本人の國民生活と終始一貫したものである。この傳統的措置は、日本の軍人の心境を形づくるに大きな影響を與え、われわれが今關係している多くの事件の原因となるものであつた。もちろんこれは彼らの非行を少しも正當ならしめるものではなく、また確かにかような非行を裁く裁判において、戦勝國はそれによつて彼らの行動を正當ならしめようとすることを許していないと本官は信ずる。しかしわれわれはここで、これらの行動が犯罪性を有するものであるか否かを考慮しているのではない。われわれは單にここにおける被告のいづれによつても命令、授權または許可がなされたという證據がないのに、すべての戦國地域においてかような非行が、一般的に行われていただけのことによつて、かような命令、授權または許可があつたという推論に導き得るかというだけを考えているのである。右に述べたような心構えを有する日本人が、俘虜になつた西洋人は降伏というその事實だけによつて、

E-1143

恥辱を受けたと見做すのは何も不思議なことではない。『日本人の眼から見れば、彼等は不名誉を蒙り、米國人がそれを認識しなかつたことが、彼等によつてにがにがしかつた。米國人俘虜が従わねばならなかつた多くの命令はまた彼等の日本人監視員が彼等の上官に従うことを要求されていたものであつた。強行軍とか、少し詰めになつての戦送は、彼等にとつては通例なことであつた。』
 「口答え」であるうとも、苛酷に罰せられた。一般人民の生活にでさえ人が口答えをすることに非常に厳格であり、彼等自身の軍の習慣では重罰に處せられた。このことと、教養上の習癖の結果として生じた行爲とを區別することによつて、俘虜收容所内で起つた虐待行爲並びに放縱な悪行を赦すことにはならない。

『……降伏の恥辱は日本人の意識に深く焼きつけられていた。彼等はわれわれの戦争の慣習に異つた行動を、當然のものとして認めていた。そしてわれわれのそれは同様に彼等にとつては異つたものであつた。米國人俘虜は彼等が生きていることを彼等の家族に知らせるため、彼等の氏名を自分の政府に通報するように要請したとき、日本人はまったく驚きかつ非難した。少くとも下士官兵は、バタアンにおける米國兵の降伏ということは予想外であつたし、彼等は日本式に戦い抜くであろうと想定していた。また米國人は俘虜になることをなんら不名誉と考えていないという事實を認めることができなかったのである。』

日本人の考え方の一つであり、特に日本の陸軍に關するものは、彼等の戦闘部隊の「消耗性」に關することであつた。『米國人はすべての救援、窮乏に陥つてゐる者の援助に對してスリルを感じたのである。』

E-1144

る。傷ついた者を救うことになればその勇敢な行爲はそれだけ英雄的行爲になるのである。日本式の武勇はかような救助を否定する。わが軍²⁹または戦艦に備えつけられていた塔乗員の安全装置に對してさえも、彼等は卑怯だと叫んだのである。・・・・・日本式の考え方では生死の危険を受諾することだけに美徳があつたのである。彼等にとつて用心することは恥ずべきことであつた。この態度は負傷者及びマラリヤ患者の場合に於いて示されたのである。このように兵隊は一種の損傷品であり、醫療設備は戦艦部隊の効果をあげるためにも、まづたぐり不充分であつた。時が違ひにつれて種々な補給の困難は、この醫療手當の不足を悪化させたが、これは全貌ではない。それには、日本人の唯物主義に對する輕蔑が一つの貢獻をなした。日本兵は死そのものが精神の勝利であり、傷病者に對するわれわれのやうな手當は、醫療機の安全装置と同様に、英雄の行爲に對する妨害であると思へられた。また、日本人は民間生活に於いても、米國人ほど醫師に依存することに慣れていない。米國に於ける不具者に對する仁愛の念は他の厚生の措置に對する關心より特に高く、これは平時における歐洲の一部の國からの訪問者によつても、しばしば批評されるのである。この觀念は日本人から見れば確かに異つてゐる。いづれにしても、日本の陸軍は戦争中砲火の下で負傷者を後送し、應急手當をするのに訓練された救助隊を有していなかつた。第一線、後方及び遠く離れた療養のための病院の醫療組織を有していなかつた。醫療品の補給に對する用意は悲慘なものであつた。・・・・・もし日本人の不具者に對するこの態度が彼等の自國民に對する待遇に於いて根本的なものであつたならば、それは彼等の米國人俘虜に對する待遇においても同様に重要であつた。われわれの基準から見

E-1145

れば、日本人は俘虜に對すると同様に、自國兵に對しても、虐行爲の罪を犯したのである。元フイリツビンにおける軍醫部長であつたハロルド・W・グラットリー大佐は、台灣で三年間俘虜として抑留され、た後、米國人俘虜は日本兵よりよりよい醫藥手當を受けたと述べた。

これは人類學者が日本人の見た軍隊生活について書いていることである。これは彼等の俘虜に對する非人道的行爲を正當ならしめるものではなく、確かに適合國が彼等の強忍な行動を赦免させるものとして認められたものではない。しかしこれは政府の政策に對することなく、彼等の行動を認めるものである。日本兵の心構えがどのようなものであるかと、また彼等の俘虜に對する行動が彼等の眼から見えてどんなに正當であつたにしても、彼等は彼等の犯した強忍な行爲に對して應えなければならぬのである。かつまた本官がすでに指摘したように、その大部分のものはその命をもつてすでに應えたのである。われわれは今ま一つ兵つた部類の人間に關するものを取扱つてゐる。われわれが彼等をこれらの行爲に關して責任あるものと見做す前に、われわれはここに提出された證據によつて充分確證せられた、かような行爲と彼等との關係を見出さなければならぬ。この目的のために、われわれは次の問題を念頭に置かなければならない。

一 證據がどの程度まで被告と、右行爲との關係を立證しているか。

二 (a) 問題の行爲が國家の行爲と云ひ得るかどうか。また

(b) それが個人の資格での被告の誰かの行爲と見做し得るかどうか。

三 もし國家の行爲であるならば、被告がそれに関連して刑事的責任を有するものと見做し得るか

どうか。

本裁判所を制定する裁判所條例の第六條は次のように規定している。

E-1146

「何時たるかを問はず被告人が保有せる公務上の地位、若しくは被告人が自己の政府または上司の命令に従い行動せる事實は何れも夫れ自体當該被告人をしてその間接せられたる犯罪に對する責任を免れしむるに足らざるものとす、但し斯かる事情は本裁判所において正義の要求上必要ありと認むる場合においてはその輕減のため考慮することを得る。

上級の地位そのものによつて被告を犯罪に對する責任から免れさせるに充分でないといふことである。

裁判所條例は、被告はその公務上の地位だけによつて犯罪的責任があると見做さなければならぬとい

は言つていない。また確かにそれが法律ではない。犯罪的責任はまず彼に認識せねばならぬ。そして

もし被告が辯護のためだけに彼の公務上の地位を申し立てるならば、裁判所條例はかような申し立てを排除する趣旨である。

ニュールンベルグ裁判所條例は、その第七條及び第八條において、これに相當する規定を設けた。その條項は次の通りである。

「第七條、國家の元首または政府各省の責任ある官吏のいづれとを問はず、被告人の公務上の地位は、責任を免れしむるもの、または刑を輕減するものとして考慮されぬ。

第八條、被告人が自己の政府または上司の命令に従い行動せる事實は、當該被告人をして責任を免れしむるにあらざる、但し、本裁判所において正義の要求上必要ありと認むる場合においては、刑の輕減のため考慮することを得る。」

E-1147

いが、上司の命令であるというし立てに關連のあるものとして次の二個の規定に注意を拂つてみよう。英國軍法提要第四百四十三條（陸戦）は次のように規定している。

「しかし、軍隊に屬するものにして、自國政府または指揮官の命令に基いて、一渡に認められた陸戦法規に對する違反を犯したものは、戦争犯罪人にならず、従つて敵側に處罰され得るものにならざることを注意すること肝要なり。」

米國の規定も一九四四年までは同様であつた。その陸戦法規第三百六十六條は次の通りである。

「軍隊に屬する個人は、これらの違反行為が自國政府または指揮官の命令または許可の下に犯されたとき、處罰を受けず。指揮官にしてかかる行為を犯すことを命令し、またはその權限下にある部隊によつてそれが犯されたる場合においては、右指揮官は、彼を捕へた交戦國により處罰されることを得。」

以上、本官は、檢察官がどのようにに本件の被告に對して、目下考慮中の起訴事實によつて、犯罪的責任を決定しようとしてゐるかを述べた。

現在の目的のため、被告を次の四種類に區別することが便利であらう。

一 政府の幹部として俘虜に關する任務を與えられていた被告。

二 犯罪を實際に犯した者の屬してゐた軍隊を指揮してゐた被告。

三 政府のその他の幹部。

四 政府、軍隊のいずれにおいても地位を有してゐなかつた被告。

E-1148

俘虜に關して直接責任のある當該官廳は、(1)陸軍省 (2)外務省及び (3)大本營であつた。

陸軍省における責任のある幹部の主なものは次の

ものであつた。

(一) 陸軍大臣。

(二) 陸軍次官。

(三) 軍務局長。

(四) 軍務課長及び

(五) 俘虜情報局長官。

外務省における責任のある幹部は次のものであつた。

(一) 外務大臣及び

(二) 外務次官。

大本營においては、責任は次のものにあつた。

(一) 陸軍大臣。

(二) 参謀總長。

(三) 海軍大臣及び

(四) 軍令部總長。

この範疇において責任を有する者は、被告木村、小磯、武藤、岡、佐藤、重光、嶋田、東郷及び東條になるのである。

木村は一九四一年四月十日から一九四四年二月まで陸軍次官であつた。

武藤は一九三九年十月から一九四二年四月まで軍務局長であつた。

岡は一九四〇年十月十五日から一九四四年七月十八日まで軍務局長であつた。

佐藤は一九四一年二月から一九四二年四月まで軍務課長、一九四二年四月から一九四四年十二月まで軍務局長であつた。

重光は一九四三年四月から一九四五年四月六日まで外務大臣であつた。

嶋田は一九四一年十月から一九四四年七月まで海軍大臣、一九四四年七月から同年八月まで軍令部總長であつた。

東郷は一九四一年十月から一九四二年九月まで

E-1149

務大臣であつた。

東條は一九四〇年七月から一九四四年七月まで陸軍大臣の地位を占めていた。

小磯は一九四四年七月二十二日総理大臣となり、彼の内閣は一九四五年四月六日まで続いたのである。

被告土肥原、橋本、畑、板垣、木村、松井、武蔵、佐藤及び梅津は第二の範疇に属するのである。

第三の範疇だけに属する被告は、荒木、平沼、廣田、星野、賀屋、木戸、南、大島、白鳥及び鈴木である。

右に述べた第一の範疇の被告の占めていた官職に含まれている責任に關しては、檢察側の證據は、證人田中隆吉の陳述にあるのである。

同證人は陸軍省兵務局長であり、一九四〇年から一九四五年の間存在していた陸軍省の各部署の機密及び責任に關して熟知していたのである。證人の証言は次のように要約することができる。

E-1150

一 陸軍省の最も重要な部署は軍務局である。その理由は、軍務局は陸軍豫算、陸軍の軍隊の編成、裝備、内外の施策、宣傳、調査の最も重要な業務を掌理していたからである。(法廷速記録第一四、二八五—二八六頁)

二 陸軍に關する國際協定、規定は、軍務局軍務課において事務を取扱っていた。(法廷記録第一四、二八六頁)

三 俘虜收容所の位置及び建設に關する責任は陸軍大臣にあるが、收容所の位置並びに建設に關する事務は軍務局軍務課の掌理するところであつた。(法廷速記録第一四、二八六頁)

四 (a) 俘虜の待遇に關する抗議に關しては、その書類は外務省から陸軍省、内務省及び海軍省に送られた。

(b) かような外交文書はまず陸軍省の副官部に

(c) 送られ、そこから軍務課に送られた。俘虜に
關するものは軍務課から俘虜情報局に送られ
た。〔法廷速記録第一四、二八七頁〕
陸軍省の外部に對する回答は、軍務局軍務
課においてつくられた。〔法廷速記録一四、
二八七頁〕

五

(a)

(a) 同答案は次に陸軍省の副官部を経て外務省に送られることになつてゐた。これらの回答案は大臣及び次官の決裁を経た後外務省に廻つたのである。

(b)

(b) 陸軍省の局長會議は一週間に二回行われた。一九四二年の下旬バタインの戦闘が済んだ直後、會議が行われ、そこで俘虜取扱ひの問題が取上げられた。

(c)

(c) この會議で南方の各地の戦闘地帯で捕えられた多數の俘虜をいかに取扱うべきかという問題について決定を見た。

(d)

(d) この會議に出席したものは、東條陸相、木村陸軍次官、富永人事局長、佐藤軍務局長、證人自身及び菅兵器局長、吉住整備局長、栗橋經理局長、三木醫務局長、大山法務局長、中村憲兵司令官、本田機甲本部長、松村報道部長、このほかに大臣、次官の秘書官。以上である。

(e)

(e) この會談で植村俘虜情報局長官の申出によつて東條陸軍大臣から裁決が下された。

(f)

(f) 國內の勞働能率の高揚を目的とした當時の日本の國內情勢に鑑み、また當時流布されてゐた「働かざれば食うべからず」という標語に照らして、この會合で決定された第一の點は、俘虜の全部を強制勞働に服させることであつた。

この決定に對して、植村俘虜情報局長官は准士官以上を強制勞働に服させることはジユネーヴ條約に違反してゐると言つた。しかしながら植村がかような見解を表明したにもかかわらず、東條陸相は、日本政府の建前はジユネーヴ條約の精神を尊重するにあり、日本は同條約を批准してゐないとい

E-1153

六

いう事實に鑑み、これらの將校を勞働用に利用するといふ裁決を與えた。

南方各地ばかりでなく、日本内地、台灣、朝鮮、中國、滿洲等に俘虜收容所を設け、東亞各種の民族に日本に對する信頼感を起させる一手段としてこれらの地域に俘虜を送ることが決定された。《英文記録第一四二九〇一〇一頁》

七

(a)

大本營は勅令によつて設立された。《法廷證第八〇號》それは陸軍、海軍兩部に分れていた。陸軍部は參謀本部、海軍部は軍令部によつて構成された。その上陸軍大臣及び海軍大臣は正規の構成員として大本營に参加した。このほか陸軍次官、陸軍軍務局長、及び他の諸局長が必要に應じ陸軍大臣の隨員として出席した。大本營内の最も重要な地位にある者は參謀總長及び軍令部長であつた。その他の重要な職員は參謀次長、陸軍大臣、參謀本部第一部長の順になつていた。證人が第一部長というのは作戰部長の意であつた。《英文記録一四、二九三頁》

日本においては俘虜の取扱い方は他國とまつたく異つており、俘虜情報局及び俘虜に關する事項の管理は陸軍大臣自身の監督のもとにあつた。従つて俘虜に關する事項の實際的取扱いには陸軍大臣自身の責任であつた。そして外務省は通信を取扱う單なる郵便局の役を勤めたにすぎない。《英文記録第一四、三六五、六六頁》

(b)

證人の記憶によれば、俘虜の管理の仕事は俘虜收容所をどこに設けるか、俘虜をいかに取扱うか、俘虜の健康をいかにして増進するか、病氣の俘虜をどうするか、赤十字の通信を給與物品をいかに分配するか、また中立國を

E-1154

E-1155

通じての俘虜の手紙の交換に關する問題とい
うような職務を含んでいた。

(d) 俘虜に關する政策事項は、日本では陸軍省
なかんずく軍務局によつて實施された。日本
國外については參謀總長が陸軍大臣と協議の
後これを取扱つた。參謀本部では第二部がそ
れを取扱つた。

(e) 俘虜に支給すべき食糧の徴發に關する事項
は俘虜收容所を監督していた各司令官がこれ
を取扱つた。言い換えれば、陸軍大臣の命令
指示に基いて各現地司令官が實行した。

(f) 捕獲された俘虜に關する現地司令官の必
要物件に關する事項は、各地の俘虜收容所長
がこれを扱い、直接陸軍省の俘虜情報局長
に報告し、その手もとにおいて處理せられた
（英文記録第一四、三六九）

(g) 俘虜に關する問題は作戦行動にはまつた
く關係なく、政策事項であつたから、俘虜
情報局を通じて直接陸軍省と折衝すること
もあり得、またそうしてもなんら違法では
なかつた。（英文記録第一四、三六九）

(h) このように現地から陸軍省に直接報告す
るということは早く處理する必要のある事
項に關しての便法であつた。規則に従えば、
現地から中央當局に對する報告は參謀本部
を通じてなされるべきであつた。嚴密に規則
を適用するとすれば、直接報告はこれらの
規則に違反したということになる。しかし
俘虜問題は純然たる政策事項であるから、
直接報告をなし得るということに暗黙の了
解があつた。そこでこの件に關し參謀本部
からはなんら抗議がなされなかつた。參謀本部
の點についてさらに次のような證據が擧げられ

E-1156

ている。

- 一 法廷證、第六八號、帝國憲法。
- 二 法廷證、第七三號、各省官制通則。
- 三 法廷證、第七四號、陸軍省官制。
- 四 法廷證、第七五號、海軍省官制。
- 五 法廷證、第三、三五〇號、憲兵令。
- 六 法廷證、第七八號、參謀本部條例。
- 七 法廷證、第七九號、軍令部令。
- 八 法廷證、第二、九八三號、艦隊令拔萃。
- 九 法廷證、第三、四六二號、戰時高等司令部勤務令拔萃。
- 十 法廷證、第一、九六五號、昭和十七年三月三十一日附の俘虜に關する規定。

昭和十六年十二月二十三日附の俘虜收容所に關する勅令。

E-1157

十、東條の證言。
十一、島田の證言。
本官は右にあげた證據を詳細にわたつて調べる必要はない。本官の當面の目的のためには、田中隆吉の證言が國家機構の運営についてかなり正確な説明を與えている。

さてここで本官は俘虜に對する犯罪の諸項目を取上げてみよう。行われたと稱される數種の犯罪として次のようなものがある。

- 一 一九〇七年のヘーグ條約第四條及び一九二九年のジュネーヴ條約第二條に違反した俘虜の非人道的取扱。
- (a) 憲兵隊による俘虜の取扱。
- (b) 俘虜は飢饉に瀕せしめられ体刑に處せられ、またその病人は顧られなかつた。

E-1158

- 二 一九二九年のジュネーヴの俘虜の待遇に關する條約第二條に違反して侮辱を加え、公衆の好奇心ニ曝シタこと。
- 三 (a) 逃亡しない旨の誓約または約束をさせたこと。
- (b) 逃亡の廉によつて俘虜を一九〇七年のヘーグ條約及び一九二九年のジュネーヴ條約の規定を越えて處罰したこと。
- 四 俘虜の輸送。
- (a) 海上。
- (b) バタイン死の行進。
- 五 (a) 作戰に關係ある仕事に對する俘虜の使用。
- (b) 一九〇七年のヘーグ陸戰法規第六條及び一九二九年のジュネーヴ條約第二十九條に違反した俘虜將校の強制勞役。
- 六 (a) 泰緬鐵道に俘虜を使用したこと。
- (b) 俘虜を不當にも間諜行為の厭で處罰したこと。
- 七 (a) 連合國飛行士の處刑。
- (b) 裁判ヲ受ケタル上の處刑。
- (c) 裁判ヲ受ケタルコトナシの處刑。
- 諸作戦地において俘虜に與えられた待遇が非人道的であつたといふことは否定できない。これらの殘虐行為を實際に行つた者はすでに他の場所で處分されたのであり、また彼等の事件が嚴正な裁判によつて適切に處断されなかつたなどと想像すべき理由はまつたかない。これらの實際の犯行者は本裁判の對象ではない。本裁判の對象である被告に對する起訴事項は、
- 一 彼等がこれらの殘虐行為ノ遂行ヲ命令シ、授權シ、許可セルこと。
- 二 彼等ハ夫々ノ官職ニヨリ、戰爭ノ法規ノ遵守ヲ確保スル責任ヲ有スルトコロ、故意ニ又不注

意ニ其ノ遵守ヲ確保シ、其ノ違背ヲ防止スル適當ナル手段ヲ執ル可キ法律上ノ義務ヲ無視シ以テ戦争法規ニ違反セルコト。

もし右の主張の第一項が立證されたとするならば、行われた残虐行為は彼ら自身の行為だということになり、彼らはこれらの行為が中國國際法上犯罪行為であるものに對し、刑事上の責任があるということになるのである。

第二項に關する限り、本裁判所を構成する現條例によれば、單なる故意かつ不注意な義務怠慢だけでは現被告に對し刑事上の責任を課するには充分でないという理由はすでに述べておいた。單なる不作爲といふこととそれ自体はどんなに故意かつ不注意なものであるとしても、本裁判所において裁判に付せられるべき行為として裁判所條例中に擧げられていない。究極の立證事實は、問題の行為を、被告自身の行為とらしめるような、被告が發せられた「命令、授權、または許可」なのであるから、不作爲といふことは、單に一つの證據事實を提供するものであるにすぎないのである。

本裁判の對象たる被告に對し、目下考慮せられつつある起訴事實に對する刑事上の責任を課するため、檢察側は次の諸點を強調している。

- 一 俘虜は政府の權限内にある。
 - (a) 従つていかなる政府もまたその閣員も責任を、ある特定の部局に轉嫁することによつて回避することはできない。
 - (b) 責任は政府の個々の閣員すべてが負うべきである。
- 二 (a) 残虐行為は世にあまねく知れ渡つていたものであるから、これによつて各被告は残虐行為を知つていたに相違ない。
- (b) 各暴虐行為の間に一般的相似性のあつたこと

とは、全般的な計画または型が存在したことを立證し、また右が公認の恐怖政策であつたことを示すものである。

ヘーグ條約第四條は「俘虜ハ敵國ノ政府ノ權内ニ屬シ之ヲ捕ヘタル個人又ハ部隊ノ權内ニ屬スルコトナシ。俘虜ハ人道ヲ以テ取扱ハルベシ。」。ジュネーヴ條約第二條もまたやや異つた辭句をもつてではあるが、同じことを言つてゐる。本條項によれば「俘虜ハ敵國ノ權内ニ屬シ之ヲ捕ヘタル個人又ハ部隊ノ權内ニ屬スルコトナシ。俘虜ハ常ニ博愛ノ心ヲ以テ取扱ハルベク且暴行、侮辱及公衆ノ好奇心ニ對シテ特ニ保護セラルヘシ。俘虜ニ對スル報復手段ハ禁止ス」。

檢察側によればこの「敵國」または「敵國ノ政府」は政府の各閣員を意味し、またこれを指すものであり、その閣員は何人といえども、ある特定の部局に責任を轉嫁しようと試みることによつてこれを回避することはできないといふことである。檢察側によれば最高責任は政府の閣員の各個人に存するといふのである。本官はこれらの規定をこのように解釋することは否認することができないと思ふ。

本官の意見では、政府の閣員は政府各機關が正當に職分をはたしてゐるものとしてこれに信頼する權利があると思ふ。一國の政府はその國の憲法に基いてその各閣員の間に各種の職分を分配することによつて活動する。これらの職分の妥當な遂行の責任は、その職分の遂行を委任された特定の閣員の負うところとなる。他の閣員はこれらの分擔された責任を受け、特定の機關が正當に職分を遂行してゐるものとして、これに信頼する權利がある。自分自身の責任の範圍内においてさえ、各閣員はその職分の遂行のために憲法によつて規定された機構が正當に運営されてゐるものと信頼する權利を有するのである。

E-1161

檢察側によれば、政府の各閣員はかような事項を内閣にはかり、それによつて自己が満足を得られない場合は辭職する義務を負うてゐるといふのである。本官の意見では、少くともわれわれ當面の目的に關する限り、ある特定の閣員のなんらかの不作爲といふ理由をもつてわれわれが彼らに刑事上の責任を課するようには要求された場合に、本官は檢察側が定めた行動標準を遵守することを主張しはしない。かような標準は國際團體の黄金時代の理想となるかも知れない。しかし現在では世界中のいづれの政府もこのような動き方をするものではなく、本官は本件の被告に對していかなる格別の行動標準をも期待するものではない。またわれわれは今ある閣員の戰時の行動を審理してゐるといふことを忘れてはならない。いかなる平時の行動の規範も戰争遂行中に發展を見た事態の欲求に應ずるには程度の差はあつても、不適切であり勝ちである。すべてかような戰争は新しい社會的、經濟的交戰上の條件を産み出すものである。またここでわれわれは現代國際社會の列強が特にかような戰争中において宣傳に演じさせる役割について、これを無視しなければならぬ。

日本政府が太平洋戰争中に自國民が犯した戰争犯罪について知識を入手した三つの主要経路として檢察側が主張するものは次の通りである。すなわち

- 一、交戰國を代表する利益保護國の抗議。
- 二、太平洋戰争中アメリカ及びイギリスからなされた放送の録音記録。
- 三、戰争犯罪の事實の證據、または戰争犯罪遂行の指示を構成するような日本の公文書。

である。

多くの抗議は陸軍所管の俘虜に關するものであつた。これらの抗議の寫しは譯文添附の上、同問題に關係のある陸軍省各課に送付され、また時には、抗

E-1162

議の性質いかんによつて内務、司法等の諸省にも送付された。
 陸軍省では受理した抗議文はすべて大臣、次官および局長の會議で審議された。この後で抗議文は俘虜情報局によつて抗議の原因である事實が起つた地域、軍司令官と同地域の俘虜收容所長に送付された。前節の最後に述べられた機關から情報を入手した上で軍務局軍務課が回答を作成しこれを外務省に同付した。

提出された各種の證據文書によれば、利益保護國から送せられた抗議文その他の文書は陸軍省内に相當廣く回覧されるのが慣例であつたようである。さらにまた外務省はしばしば抗議文の寫しを陸軍省と同じく俘虜情報局にも送つていた。(法廷記録第二七、一五八頁、法廷證第四七三號、法廷證第三、五二九・三三六七A號)

檢察側は單に機構の問題として考えるならば、右の制度については、少しも瑕疵を認め得ないことを承認した。しかし檢察側は日本政府が國際法上の義務に對し、口頭禪を唱えるだけでは不十分であると主張した。日本政府は、日本軍が常習的に行動した野蠻な態度をすでに熟知していたことを想起することとを裁判所は足されたのである。

E-1163
 抗議の性質自体並びに抗議に伴つた裏付けの證據及び現地軍司令官が俘虜情報局に對してなした回答によつて、かような情報に關する限り、戦争犯罪が現に行われており、また過去にも行われたことは、陸軍省、外務省にとつて完全に明らかであつた。しかもなおこれを防止する有効な措置がなならぬ。しなかつたと檢察側は主張したのである。従つてかような犯罪は政府の政策事項または日本政府として無關心な事項として存續を許されていたと檢察側は申し立てたのである。

E-1164

檢察側が戦争犯罪の事實の證據または戦争犯罪遂行の指令を構成するものとした日本側公文書は、本審理における俘虜の非人道的待遇とは關係のない違ふ事柄に關するものである。その或るものは禁止勞務に對する俘虜の使用に關するものであり、他のものは檢察側が俘虜に對する侮辱と呼んでゐることに關するものである。本官はかような犯罪は別に列擧しておいた。この部分の證據は、右に關連して考察することにする。第三のものは戦時中に發せられた殘酷な取扱ひの印象を與える報道、たとえば俘虜の處罰または衣服をまとわないうて勞役に服せしめるといふような報告を禁止した。本官は、かような措置から、當局はこのような俘虜取扱ひを知つてゐたといふ推論が必然的に導き出されることはないと放送があるといふ意味においてこれを承知してゐたのであつて、それは予防措置をとるに充分な理由であつた。このような檢閲上の措置は敵側交戦國にも共通なものであつた。交戦國が悪宣傳を恐れるのは異例でなかつた。

英米側放送の錄音記録に關しては、本官がすでに考察を加えた宣傳の過去の歴史に再び言及しなればならない。第一次世界大戦後敵を刺戟し、味方の非戦闘員を昂奮させ、中立國を嫌惡と恐怖の念で満たすため、智慧を絞つて一種の卑劣な競争が行われたことは周知の事實である。一般國民は最も奇異な作り話さえもそのみにさせられた。本官は被告たちが問題の放送や抗議文を顔面通りに受入れなくてよい權利があつたと信ずるのである。彼等は疑いもなく調査をなす義務があつたのである。事實調査をしたのである。被告には當然自國側の責任ある將校の報告に頼る權利があつた。どの政府にしても、その

E-1165

政府がもし味方の責任ある將校からの報告を受入れるとしても、その義務に對し單に「口頭禪」を唱えることにはならないと、本官は備する。特に戰時中はそうである。どの政府もそうしたのである。本官には、いずれの政府の陸軍大臣または外務大臣にしてみても、自身犯罪の行われたといわれる場所に赴き、みずから抗議に根拠があるかどうかを確かめるべきものと期待されているとは考えられない。われわれは戰場が廣範圍にわたることを忘れてはならぬ。陸軍大臣または外務大臣と太平洋戰線の諸地域所在の俘虜收容所との關係は、警察部長と一つの都市の内にある諸警察署との關係ほどのものでさえなかつたのである。抗議の性質または添付された裏づけの證據と稱せられるものに、本官はなんら特に信頼し得るものを見ない。抗議は中立國を通じて交附されたものであるが、これらの中立國は單に抗議提出の交戦國から受領したものを傳達したにすぎない。日本軍の常習的行動に關する證據はなんら提出されてはいない。中國における虐待事件に關する報告が當時どうであつたか、また現在どうであるかを、本官はすでに検討した。檢察側はすべての收容所において、この點について行われた犯罪の型の類似性を大いに強調した。本官は別の問題との關連において、このいわゆる型の類似性を検討した。本官の意見によれば、これらすべての非人道的取扱いが政府の政策または指令の結果であると断ずることを正當とするような型の類似性は、立證されなかつたのである。陸軍省から出た明確な指令及び訓令は、かような取扱いを禁止していることが證據として提出されてゐる。残虐行為の報告と比較して、いくら不充分で

された事件も證據として提出されている。明らかに取扱いが不當でなかつた收容所の例もあるのである。中立國の視察報告で、少くとも戦争中の相當期間は、少くとも若干の收容所では、俘虜を好遇した場合を立證するものがある。これらの事柄の一つ一つは、すべて、現在證據中に暴露された殘虐行爲を使族するやうな中央の政策、指令または許可があつたとする假定を覆すに足りるものである。本官はすでに、本件においていかなる目的のために、いかなる種類の不作爲が立證されなければならぬかを指摘した。本官の意見によれば、俘虜に對して行われた非人道的取扱いが、被告の中のたれかによつて、命令、授權、または許可されたと推定する權利を裁判所に與えるやうな被告の不作爲は、なんら本件において立證されなかつた。ここで問題になつてゐる戦争はあるいは侵略的であつたかもしれない。

E-1166

あるいは多くの残虐行為があつたかもしれない。しかし被告に對して公平であるためには、被告が残忍な方法をもつてこの戦争を行おうと企てたといふことは、本裁判においてきつた立證されていゝ一事實であると言わなければならぬ。

ジュネーブ俘虜條約第二條に反して、侮辱し、公衆の好奇心にさらしたことは、法廷證第一九六九號、第一九七三號及び第一九七五號によつて立證されてゐる。

E-1167

法廷證第一九六九號は、一九四二年十月の日附の、神奈川縣知事から厚生、内務兩大臣に宛てた報告であつて、同報告は、東部軍司令官及び陸軍大臣に轉送された。同報告は次のように述べてゐる。すなわち「俘虜ノ就勞ニ關シ一般ニ知ラシメタルモノニアラザルモ、就勞場所、收容所間ノ往復途中等ニオイテ俘虜ノ就勞ヲソレトナク察知シタル一般人ハ眼前ニ英米人ノ俘虜ノ就勞ノ姿ヲ見、御稜威ノ有難キコトヲ痛感セルモノノ如ク、從來動モスレバ英米依存ノ風比較的強キ者多キ狀態ニアリタル本縣民ニ及ボセル影響相當甚大ナルモノアルコトヲ認メラル。」

法廷證第一九七三號は、一九四二年三月四日、朝鮮軍參謀長が當時陸軍次官であつた木村被告に出した通信であつて、その中で彼は次のように述べてゐる。すなわち、「半島人ノ英米崇敬觀念ヲ一掃シテ必勝ノ信念ヲ確立セシムルタメ頗ル有効ニシテ總督府及ビ軍トモニ熱望シアルニ付キ、英米俘虜各一千名ヲ朝鮮ニ收容セラレタク、特ニ配慮ヲ乞フ。」

一九四二年三月二十三日、被告板垣が朝鮮軍司令官として、被告東條に、俘虜收容に關する計畫を送つた。同計畫中で彼はその目的を次のように述べてゐる。すなわち、「英米人俘虜ヲ鮮内ニ收容シ、朝鮮人ニ對シ帝國ノ實力ヲ現實ニ認識セシムルト共ニ、依然朝鮮人ノ

大部ノ内心抱負セル歐米崇拝觀念ヲ拂拭スルタメノ思想宣傳工作ノ資ニ供セントスルニアリ。(法廷證第一九七三號、第三頁)

檢察官は最終報告において、法廷證第一九七五號を次のように叙述している。すなわち、一九四二年十月十三日朝鮮軍参謀長ハ朝鮮ノ釜山、京城及び仁川ノ觀察ガ群ツテ居ル道略ニ於ケル俘虜九百九十八名ノ行進ニ關スル報告ヲ被告ハ木村ニ送りマシタ。彼ハ「一級ニ米英崇拝思想ノ一掃ト時局認識ノ透徹ヲ期スル上ニ於テ多大ノ効果ヲ收メタルガ如シ」ト述べマシタ。しかし法廷證第一九七五號は、かような俘虜の行進については何事をも述べていない。この報告は「英軍俘虜ノ收容ニ件フ一般民衆ノ反響」を示し、次のように述べている。すなわち「馬來半島ニ於ケル俘虜九百九十八名ノ到着ハ、一般民衆ニ及ボセル影響極メテ大ニシテ、俘虜輸送ノ道中ニ於ケル釜山、仁川地方ノ觀衆人員モ約十二万、内地人約五万七千名ノ多數ヲ算シタリ。これに確かに「公衆の好奇心にさらすために俘虜を行進させること」ではなかつた。もちろん檢察側は、すべての他の國において俘虜は公衆の注視から保護された道路を通じて輸送されることは言えないであらう。本官はジュネーブ條約第二條がかような輸送を禁じているとは信じていない。言うまでもなく、俘虜となつたこれらの兵士は公道を歩くことに慣れており、また同じ程度に公衆の注視にも慣れていれる。彼等が俘虜になつていた事實が、公衆の眼から見れば、彼等の名譽を汚したとしても、彼等は公衆の注視から保護される權利をもつていたわけではなかつた。彼等に對する公衆の妨害、または侮辱に關する申立はないのである。

本官は、まずジュネーブ條約の第二條は本件に適用されないことを指摘しなければならないのである。なぜこゝろ述べるかは、すでに説明したのである。

E1168

-1169

- 1153 -

E1170

日本の公式発表の数字によれば、一九四二年六月二日から一九四五年三月三日までの間に、逃走しないう宣言に背いた罪のために六十四名の俘虜が軍法會議によつて有罪とされ、禁錮一年から死刑に至るまでの刑に處せられたことを檢察側は指摘している。(法務省一九四八年第二)

すべての軍法會議による處罰及びその他のあらゆる懲罰については毎月の報告が必要とされていたので、日本軍府はこれらの不法な刑罰が課されていたことを知つていた。(法務省第一九四九年第一九四九號)この報告は情報局に送られたのである。

本官は、逃走しないうという宣言あるいは約束をさせることが、これを許した政府の官吏の罪であるとは考へない。本官は一九二九年のジュネーブ條約によつて批准されたことなく、またジュネーブ條約も、あるいはヘーグ條約も、本件においては適用し得ないものであることを再びここに指摘したい。

あるいはこれが、本件における重大な投降者の数があるに等しい。この點に關して日本當局者のとつた態度は、單なる軍家の行爲となるのである。本官は、どの被告にしてもこれらの行爲に對して罪があると判定しようとは思わない。

これらの規定による逃走俘虜の處罰もまた單なる軍家の行爲である。この點に關して、右のような規則に違反し、あるいは熱心なしに何事かが行われたとは、檢察側は主張してはいないのである。

俘虜の海上輸送に關する檢察側の主張の要旨は、このやうな輸送のたびごとに、條約違反があつたといふのである。檢察側は、このやうな違反に共通した特徴を強調している。これによると、これらの共通の特徴といふのは、俘虜の超過收容、過少給養、不充分的衛生通風施設、醫藥品及び水の不足、及び不當取扱である。

B1171

る。檢察側は、このような犯罪の態様が似ていることが、それが政府の政策として、あるいは政府の無關心によつてなされたものであるという事實を示すものであると主張している。檢察側は、被告のうちの誰も、このような犯罪を防ぐための眞の努力のどのような證據をも、自らあるいは證人によつて提出しなかつたことが、重罪な點であるといつて指摘している。關係に關しては、檢察側は、この種の犯罪が行われたことを知つたら、内閣の同僚にこの事實を告げ、辭任することを防止する有効な手段がとられないう限り、張っている。閣僚のうちの誰かが内閣において戰爭犯罪の問題を採り上げたという證據はない。これをしなかつたことは、彼等の罪をさらに重くするのである、と。

檢察側は、さらに、このような戰爭犯罪の行われたことを知つた官吏は、誰でも自分の持つていた權限を用いて、その問題を直ちに矯正するか、少くともこれらの非行を直ちに停止させる程度の處置を講ずることが、その義務であつたと述べている。

ここに於いて再び、歴大な投降者の数によつて生じた特別な困難を考慮に入れなければならぬ。本官はこの問題に關する證據を眞面通りに受け容れないが、誇張及び歪曲に對するできるだけの酌量をしても、超過収容、過少給養及び不十分な衛生並びに通風の事實は否定できない。また明らかに輸送中における俘虜の不當取扱の實例もあつたのであるが、しかし本官はこれをもつて、政府の政策あるいは政府の無關心を示すものであると認めることはできない。

この問題に關して、關係は辭職すべきであつたといふ。この問題に關して、關係は辭職すべきであつたといふ。この問題に關して、關係は辭職すべきであつたといふ。

S1172

ての言い分であるが、本官としては、現在の目的のために、このような里見的な標準をもつて、俘虜の取扱を計ることはできないと思う。

証人によつてここに明らかにされた事実がその發生したときにおいて國情に知られていたという證據はない。

「バターン死の行軍」は、實に惡惡な殘虐である。輸送船もなく、また食糧も入手し得なかつたために止むを得なかつたという理由でこれを辯護しようとして試みられたのである。(英文遠征記録二七、七六四頁)

それが事實であつたと假定しても、それは行軍中の俘虜に與えた取扱を正當化するものでけなない。灼熱の太陽の下、百二十キロメートルにわたる九日間の行軍の全期間中、約六万五千名の米國人及びフィリッピン人俘虜は、その補給員によつて置かれ、殴打された。與えられた唯一の飲料水は水牛の水呑湯の水であり、唯一の食物はフィリッピン人が彼等に投げ與えたものであつた。病氣あるいは疲勞のため行進から落伍した者は、射殺されるいは銃剣で刺されたのであつた。(英文記録第一二、五七九―九一頁)

輸送手段の缺乏に關する主張に對して、檢察官は、バターンの米國軍司令官キング少將が作成した宣誓口供書という形式による證據をもつて、對應しようを試みた。同少將は「降伏に備えて武器や裝備を破壊するにあたり、私は私の軍隊を全部バターンから輸送するに充分な自動車輸送の便とガソリンを残しておいた。降伏後私はこの目的のために日本軍から要求される人員を供給することを申し出て、このことが行われんことを願つた。日本人は俘虜移動の處理は彼等の好きなようにするといい、また私はそのことには關係がないこと、そしてそれに關する私

の希望は考慮されぬと言ひ聞かされた。(法廷證第一四四八號)

いづれにしても、本官は、この出来事が少しでも正當化し得るものであるとは考えない。同時に、本官は、これに對して、どのようにして現在の被告のうち誰かに責任を負わすことができるか、理解することができない。これは殘虐行為の孤立した一事例である。その責任者は、その生命をもつて、償いをさせられたのである。本官は現在の被告のうちの誰もこの事件に關係を持たせることはできない。

作戦行動に關係のある仕事に俘虜を用いたことに關する檢察側の主張は、一九〇七年のヘーグ條約第六條、並びに一九二九年のジュネーヴ條約の第三十一條に違反して、日本政府が俘虜をかように用いたといふのである。

一九〇七年のヘーグ條約の第六條の條文中に、俘虜を用いるところの仕事は「一切作戦動作ニ關係ヲ有スヘカラス」と規定している。

一九二九年のジュネーヴ俘虜條約の第三十一條には、「俘虜ニ依リ爲サル、勞働ハ作戦行動ニ何等直接關係ナキモノタルヘシ」とある。

證據となつた一連の日本政府公文書は、日本政府が、故意に、かつた政策として、俘虜を、このように勞働に就かせたことを示している。次に挙げるのは、これらの文書の一部である。

- 一 法廷證第二〇一〇號 — これは一九四二年五月六日附台灣軍參謀長宛の通牒である。ここに板舌木村は「白人俘虜ハ之ヲ我生産擴充並ニ軍事上ノ勞務ニ利用スル如ク逐次朝鮮、台灣、滿洲、~~南洋羣島~~ニ收容シ。。」と述べている。
- 二 一九四二年八月の特高警察の月報に、勞力不足の結果、俘虜を使用しようとする計画がある。(法廷證第一九七二號A、法廷記録第一四、五、

E1173

E-1174

○九頁
この計画には、『農に軍關係作樂及港灣施設勞務者不足の緩和策として、普通寺俘虜收容所に收容中の米兵俘虜一五〇名を大阪に分遣勞役に服せしめたる所、其の成績良好なるものありしに依り、殘てより勞力不足に悩みつゝありし、東京・・・に於ける事業主方面に在りては、軍に對し俘虜の使用方懇請する所ありたりとある。

三 法廷証第一九七〇號A ———— これは一九四二年八月二十三日附、陸軍次官としての被告木村から關東軍參謀長に宛てたものであつて「航空緊急整備實現ノタメ、別紙利用方針ニ基キ、滿洲工作機械株式會社ノ現在能力ヲ増強シ、其ノ大部ヲ擧ゲテ、内ニ於ケル航空武器、彈藥、並航空機ノ緊急整備ニ必要ナル工作機械ノ生産ニ充當致度、・・・とある。ここに掲げたこの計畫において、一千五百名の俘虜の使用を考へている。

四 法廷証第一九七一號A ———— これは内務省警保局外事課發行の一九四二年九月の外事月報である。これに日本における勞働力不足の問題並びに内閣企業院の會議において到達した決定について述べている。これによれば「俘虜は之を國民動員計畫産業中、鑛業、荷役業、及國防土木建築業の所要勞務に使役すること」と決定したのである。

五 法廷証第一九六七號 ———— これは一九四二年十月二日附、東部軍參謀長から被告東條に宛てた文書であり、東京俘虜收容所に收容中の俘虜を、「生産力補充産業勞務」工場に於ける「生産力補充産業勞務」その他に使用する許可の申請である。これは陸軍大臣によつて許可されたのである。

六

法廷證第一九六九號——これは一九四二年十月六日附、神奈川縣知事から厚生大臣及び内務大臣に宛てた報告であつて、次の通り述べてある。

「今回作使役ニ依り、初メテ計画的ニ物資ノ輸送業務ノ圓滑化ノ進捗ヲ圖ルコト可能トナリタルコトハ、各事業主ノ等シク陳述スル所ニシテ、業界ニ多大ノ好影響ヲ與ヘ、延イテハ軍需品ノ外、生産力増充産業ノ遂行上ニ及ボス影響モ大ナルモノト思料セラル。」

七

法廷證第一九六七號——これは一九四二年九月四日附、朝鮮軍司令官としての被告板垣から板垣東修宛の報告である。この報告には、朝鮮作爲收容所において用いる諸規則を示している。それには次の條文が含まれている。『第一條 作爲ハ一人ト雖モ無爲徒食セシムベカラズ、其技能、年齢、体力等ニ應ジ、適當ナル業務ヲ課シ、以テ我が生産増充並ニ軍事上ノ業務ニ使用スルモノトス。』

文

一

法廷證第一九六一號——これは一九四二年六月三日附、作爲である將校及び准士官に課す業務に關して作爲管理部長から各陸軍關係部隊に宛てた通牒である。これには「俘虜タル將校及准士官ノ業務ニ關シテハ、俘虜勞役規則第一條ニ禁セラレアル處ナルモ、一人ト雖モ無爲徒食ヲ許サル我國現下ノ實情ト、俘虜ノ健康保持等トニ鑑ミ、之等ニ對シテモ、其身分、職能、体力等ニ應ジ、自發的ニ勞務ニ就カシメ度キ中央ノ方針ナルニ付、可然指導相成度」とある。

B1176

一九四二年六月五日、台灣軍參謀長宛に同様な通牒が送られた。(法廷證第二〇〇三號) 二 一九四二年九月四日に、朝鮮軍司令官としての被告板垣から被告東條宛に、朝鮮俘虜收容所で行された諸規則に基く報告が送られた。(法廷證第一九七六號) 本規則の第三條は次の通りである。

「俘虜ハ將校以下全員ヲ勞務ニ就カシムルモノトス。但シ准士官以上ノ者ニ在リテハ其身分、職務及体力等ニ應ジ自發的ニ左ノ如キ勞役ニ服セシムル如ク指導スルモノトス。」 本件において、ヘーグ條約、あるいはジュネーブ條約が適用され得るかどうかは別問題として、これらの條約の規定は、ある種の禁止勞務について言及しているのである。

現在の總力戰の時代において、「作戰行動に直接關係」という表現の意がどのようなものであるにしても、俘虜が戰闘部隊に宛てられた物資を輸送するため使用された若干の證據があることは否定できない。しかしながら、本官はこの違反を單なる國家の義務違反と考へたい。これらは單なる國家の行爲である。本官はこのような違反に對して、被告のうちの誰にも刑事上の責任を負わそうとは思われない。俘虜將校の強制使用の問題にも同じ見解が適用される。

泰緬鐵道に關しては、檢察側の主張は次の通り要約して差支えないであらう。

一九四二年八月以降、インド長略の準備をしていたビルマにおける日本軍補給のための、泰國カンチャンブリからビルマのタンブイザットに至る鐵道線建設のために、シンガポール及び蘭領東印度からビルマ及びシヤムに俘虜が送られた。この鐵道の全距離は約四百キロメートルで、その大部分は人跡未踏の山岳地

E1177

E1178

鐵道建設予定線ニ沿フ地域ハ人跡ナキ密林地帶ニシ
テ宿營給養及衛生施設停處ノ平常狀態ト著シク異ナ
リ。

「當時給養不良、宿營施設不備、衛生施設不完全ナリシ上ニ、作戰上ノ要求ニ基キ昭和十八年八月開通ヲ目途ニ、所謂突撃作業ヲ敢行セル爲、多數ノ患者死亡者ヲ生ズルニ至レリ」(法廷證第四七三號、法廷記録第五四九二頁)

檢察側は充分な證據をもつて、俘虜の死亡が虐待、過勞、飢餓、疾病及び醫療不備によるものであつたことを示している。(法廷記錄第一、四一一—四一

E1179

頁、一一、四七八頁、一三、〇〇〇一頁、一三、〇二
 〇一三五頁、法廷記録第一、五六一一七〇號、第一、五七
 四一五號、第一、五八〇號
 「F」部隊及び「H」部隊は、それぞれ一九四三年
 四月及び五月に、シンガポールから泰國に到着した。
 「H」部隊は三千名中、七ヶ月間に九百名が死亡し
 た。

鐵道建設の決定は、南方軍總司令部の要請に基い
 て大本營によつてなされた。(法廷記録第一四六三
 三頁)次いで一九四三年二月に、大本營は作戦上の
 理由から建設期間を四ヶ月短縮することに決定した
 が、後にその新期間を二ヶ月延長した。(法廷記録第
 四七五號、法廷記録第五、五一三頁)その結果として、
 路線は、最初の計画より二ヶ月早く、一九四三年十
 月に完成した。(法廷記録第五、四三七頁)

辯護側は、事實を一般的に否認はしていないが、
 死亡率の原因は、雨期が早く来たために給與の輸送
 が妨げられたことであると主張している。(法廷記録第
 四七五號、法廷記録第二七四一、二四頁、二七七四
 六頁)辯護側の言うには、南方軍總司令官は建設の
 成否が衛生状態にかかつていることを認識し、衛生
 状況を研究改善し、防衛の目的をもつてマラリヤを
 研究し、また用水を浄化するために、現地に衛生隊
 を派遣した。南方軍司令部は醫務官から、俘虜の罹
 病の重大な危険性と、また一九四〇年末以降は俘虜
 の死亡率の増加について報告を受けていた。(法廷
 記録第二七、七四六頁)

右の通りであつたと假定しても、すなわち、日本
 側があらゆる注意を拂つたのであり、また死亡の原
 因はまつたく雨期が予想外に早く来たことに歸し得
 るものと假定しても、この状況の下では日本側は戦
 争犯罪を犯したことになる。南方軍司令部は俘虜を
 作業のために、著しく不健康地であることを承知の

E1180

上で、ある地域に派遣する権利はなく、また軍事上の目的のために使用される鐵道線路の建設に俘虜を使役する福利もなかった。當時日本側は、この鐵道を、もつぱら軍事上の目的のために、すなわち、ビスマルク駐屯部隊の補給と増援のために、使用する意圖を持っていたことと見えて、余地がない。

しかしながら、雨期は、死亡を増したかもしれないが、死亡の原因は雨期ではなかったことは明瞭である。日本側の数字によつても、三月四月という早い時期において、一ヶ月の死亡数はすでに二百名を超えていた。もし雨期が當時すでに始まつていたとしたならば、何故そこに「F」部隊と「H」部隊とを四月末と五月に送る理由があつたか。〔法廷記録五四三九頁〕

さらに、死亡は、殆んどすべて俘虜に限られていた。

とすれば、俘虜の死亡は、日本人の服しなかつた條件に俘虜が服したという事實によるものである。俘虜たちは、虐待、過度の勞働、醫療の不行届と飢餓によつて死んだのである。

以上が被擧者の主張である。本官は、本件を次の二部に分ける。すなわち

一 作戰行動と直接關係のある作業に俘虜を使役したこと。

二 俘虜の非人道的な取扱ひ。

使役に關しては、被告東條が全面的に責任がある。と、本官は斷言なく言明する。しかしながら、俘虜の使役に關する規則の右の違反は、單なる國家の行為である。それはそれ自体としては犯罪ではなく、

本官は東條に刑事責任を負わすものではない。

この使役中の俘虜の非人道的な取扱ひが、東條を含む被告のうち誰かの不作爲に原因し、または被告告のうちの誰かがなんらかの方法によつて予見し得

裏面白紙

たということについては、本官を満足させる證據は
提出されていない。

E-1181

本件に關して取調を受けた最も重要な證人はダ
ルリンブル・ワイルド大佐であつた。同人の證言の
中で重要な部分には法廷記録第五四三頁から始つてい
る。この證言を分析すると以下のことが明瞭となる
す。わち

一 俘虜は一九四二年九月から俘虜管理部によつ
て引續かれた。

二 一九四二年九月までは俘虜は第二十五軍司令
部の管理下であり、そして勞務キャンプは各種
の日本部隊の管理下にあつた。

(a) 一九四二年俘虜は東京を中心とした俘虜管
理機關によつて派散された。

(b) 馬來及びスマトラは一つに合併され、福榮
少將の下に其處收容區の中に編入され、俘虜
管理部の管轄とされた。

(c) 俘虜の保護をいしは管理について、福榮
少將は東京からの命令に従つた。同人は俘虜
の管理以外には全然職務をなかつた。

三 行政の制度は泰緬鐵道の地帯におけるものと
同じであつた。シャムにおける俘虜管理に當つ
ていた將校は陸軍少將であつた。

四 (a) 一九四二年八月以來、泰緬鐵道建設のため
にシンガポールから俘虜が送られた。

(b) 彼らの中には東インドからチャンギー
收容所に送られて來た多數の者が含まれてい
た。

(c) 海陸軍に、また海路ビルマに送られた者
もあつた。

(d) 俘虜は一九四二年八月ごろから泰緬鐵道建
設のために働くようシンガポールを出發し始
めた。

(b) 最初、ルマに行つたのは、A部隊と稱せら
れたヴァーレイ代將指揮下の歐洲人の一隊で

E-1182

E-1183

あつた。

(c) 本證人はF部隊と一緒に行つた。彼らは一
九四三年四月下旬出發した。彼らは總數七千
名であり、そのうち三千六百名は歐洲人で三
千四百名は英國人であつた。

(d) この七千名中三千百名は死亡した。生存者
は一九四四年八月シンガポールに歸還した。
(e) 本營道建設時期を通じての死者總數は四
万六千名中一万六千名に達した。

(f) この事業は一九四三年十月末完了した。
(g) これら死亡者の全部は一々けつきりとレコ
ードに残された。

(h) 本證人の屬していた部隊は馬來俘虜管理所
の監督下にあつた。數字は常に在チャンギ
俘虜本部に送附され、そこからさらに東京に
移附された。シヤム俘虜收容機關の下にあつ
ては、彼らはシヤム俘虜收容機關の下にあつ
た。數字は同様にシヤムのタルソニにある陸
軍少將の本部にその都度報告された。寫し一
部は佐々少佐によつて東京俘虜管理本部へ送
附された。

(i) この建設事業には約十五万人のアジア人の
勞働者が使役されていた。そのうち十万人が
死亡した。

(j) 本證人は一九四三年四月に始まつて以來の、
俘虜によつてなされた仕事並びに受けた虐待の
詳細を述べている。

本證人の證言からして、惹起された不幸な出來事
は大部分現地係將校の職務上の行過ぎの結果であつ
たことが明かとなる。法廷速記録五、四四五頁にチ
ヤンギーにおける有村少將のとつた行過ぎの一例が
出ている。本證人は右少將に對し、チャンギーには
本真に適する者は七千名はなく、本證人が集め得る

E-1184

最高け五千名であると説明した。証人は次いで以下の様に述べている。すなわち「有村少將の本部はこの點について心配しないで安心しろということであつた。われわれは日本側が歩行不能な病人として分類することを同意した労働に不適當な者二千名を同行するよう公に告げられた。この移行される理由に、シンガポール島においては食糧事情が困難にかりつつあつたこと。われわれは労働キャンプに行くのでなく、そこは山の中にある好い場所であること、たれもここで働かされることを要求されたいということ。われわれに要求される一番大きいことは、ただ自分たちの養生もし、そのキャンプ内で必要をことだけをすればよいこと。病人はキャンプに居残つていると食糧が不足であるから、病人を連行した方が一番よろしい。病人のためには保健キャンプで回復するよい機会であろうということが理由であると告げられた。」

これは有村少將の行過ぎと彼の悪質な性格を示すのにすぎない。確かにこれを東京においてとられた措置に關連することはどうしてもできない。それからさらにワイルド大佐が法廷記録第五四五七頁において述べていることは、軍に一伍長の残忍性を示すにすぎない。五十人の俘虜が病氣していた。その伍長は、それにもかかわらず彼らを夜間行軍させた。本証人はこれらの五十名を日本軍醫の許に連れていった。この日本軍伍長もまた一行と同行した。軍醫は彼らに治療を加え、かつそのうち三十六名はその夜行軍をさすべきではないことに同意した。本証人の提案に従つて、その軍醫は日本の伍長に對しこれを命令した。しかるにこの五十名がキャンプに連れ歸られたとき、この日本の伍長は三十六名にあらず、十四名だけがその夜留まるのだと命令を下した。再

びこのことを日本軍醫に報告してから、本證人はその軍醫が文書によつて部下の先任軍曹に對して三十名が居残るべきであるという命令を出さすことに成功した。これはその伍長に渡された。それにも拘らず右伍長はその者たちを行軍させた。

E-1185

F部隊の日本部隊長伴野中佐が示した職務上の行過ぎの話もまた同様である。この事件は法廷記録第五、四九一六〇頁において本證人が述べている。濠洲の行進隊は多敵のアジア人労働者がコレラによつて死亡している小屋から敵ヤードの距離に收容されていた。ハリス中佐はコンコイタの集結（ステダングー）キャンプで伴野中佐に對し事情を説明し、「この行進を全然中止させるか、あるいはコンコイタに寄らないで迂迴させて行かなければならぬ。もしそうしないと一週間以内にわれわれの全キャンプ内に猛烈なコレラの発生を見るであらう。」と警告した。伴野中佐は頑として聞かなかつた。彼のこの強情の結果は、濠洲行進部隊にコレラの発生となつた。伴野中佐は馬來及びスマトラの洋行管理部の將校であつた。本證人は法廷記録第五四七七頁に述べている日本軍工兵の數名による不必要な殘虐行為の話もまた同様である。これら殘虐行為の實際の犯行者は法廷に出ておらない。本官は彼らのうちで生存してゐて逮捕し得る者はすでにその殘虐行為に對して受くべき責は受けてゐると信ずる。ワイルド大佐みずから本法廷に對して法廷記録第五、六八四一八五頁に記録されている證言の中で、同人が「東南アジア司令部において東南アジア戦争犯罪調査に従事して以來、およそ四百件が裁判に附せられた。そのうち三百件以上はすでに裁判が終了し、百以上の死刑宣告と約百五十の投獄刑の結果となつたと申立てた。この中には濠洲、オランダ及び米國の手によつて裁判された事件は含まれていない。従つ

てこれらすべての不法行為の犯行者と稱せられる者の何人に對しても、なんらか誤つた寛容が示されたと憂慮する余地はない。われわれがここにおいて關心をもつてゐるのは、右とは全然別個の人間たちなのである。これらの者たちがこの不法行為または職務上の行過ぎを予知すべきであつたとわれわれに言わせるようなものはなんらわれわれに提出されておらない。

ワイルド大佐の証言は、むしろこれらの現地將校たちは、かような余りの行過ぎを示した自分たちの罪を自覺し、従つてこれら行過ぎの結果を東京の當局から隠そうとする手段をとつたことを示すものである。F部隊の日本軍醫の通譯は、本證人の部隊をして強いて死因を下痢と變更させた。現地における現狀を同様隠蔽しようとしたことは、本證人によつて法廷速記第五、四八五―五四八六頁において、カンチャンプリの憲兵隊にもあつたと稱せられてゐる。

E-1186

本證人の証言は、また問題となつてゐる鐵道建設は東京の關係當局によつて俘虜勞働を利用することとを期待して計畫されたものではなかつたことを明瞭にしてゐる。この目的のためには一般勞働者がほとんど大部分徵募されたのである。俘虜は最後の手段として使用されただけであつた。

檢察側はその法廷證第四七五號を奇妙なふうに使用してゐる。本法廷證は泰緬遠接鐵道建設に伴う俘虜使用狀況調書であるとされてゐる。檢察側はこれを證據として提出し、そして右は泰緬鐵道に對する日本政府の報告書であると説明した。

檢察側は法廷に對して「この文書は日本の降伏直後日本陸軍省によつて作成され、一九四五年十二月十九日、日本陸軍省から連合國最高司令官へ送附されたものである。しかしこれは彼らが自發的に作成

E-1187

したものであつて、請求によつて作成されたものではない。』と述べた。法廷はこれを一九四六年九月十一日證據として受理し、法廷證據第四七五號とした。明かにこれは檢察側が依存しようとした文書であつた。しかるにその後に至つて、あたかもこれは辯護側が依存しているものであるかのやうに、證人ワイルド大佐からその内容の矛盾を採し出そうとした。辯護側は確かに本文書に依存しなかつた。またたといその内容が何らかの證據價値のあるものとしてもそれは辯護側に不利な單に一つの證據として、當法廷によつて他の證據とともに考慮されるべきものとなつたであらう。本官の見解では、それが日本の陸海軍省によつて作成されたということは、現在の被告たちに不利となるなんらの重大證明力をそれに與えるものではない。殊にわれわれはそれが日本の降伏後作成されたものであることを知つており、その上どのような資料に基いて、また何の目的のために、その文書の作者がこのやうに作成したかということを知らないからである。もし本調書がなんらか關連ある資料に基いてゐるものとすれば、かやうな資料は降伏後といえども、入手できたに違いない。そしてそれらの資料からわれわれみずからどのような結論を引き出し得るかを調べるために、當然それらの資料は法廷に提出されるべきであつた。もし本調書作成者がかやうな資料をもつていなかつたとするならば、本調書は證據としては全然無價値であり、單に現在の被告に對する不利となる偏見を生じさせることを目論んだものにすぎない。

本報告は三編に分れてゐる。第一編は遠合國側の抗議内容に關し、第二編は調査内容を述べると稱し第三編は結論である。

本調書の最後の結論には以下の通り記してある。

すなわち

E-1188

「一之ヲ要スルニ建設實施ニ伴ヒ多數ノ犠牲者ヲ出シタル事情前述ノ如ク其ノ主要原因ハ時期ニ制限アリシト見テ到ナル準備ノ至難ナリシト更ニ斯ル大建設作業ニ未経験且貧弱ナル科學裝備ノ日本軍力其ノ所命必遂ノ特性ニ基キ建設ヲ強行セルコト等ニ存スルモノニシテ絶対ニ故意ニ犠牲者ヲ生セシメタルモノニアラザルコトヲ明言ス

而シテ本作業ニ伴フ使用セルコトニ關シテハ當時陸軍全般トシテ斯ノ如キ直接作戦ニ非ザル作業ニ使用スルハ條約ノ違反ニ非ザルノ見解ヲ保持シアリタルモノニシテ所謂一般ノ俘虜虐待事件トハ其ノ本質ヲ全ク異ニスルモノナリ

「二本件ハ以上ノ如ク當時ノ状況上已ムヲ得ス發生シタルモノニシテ強テ其ノ責ヲ追究スルトセバ多數ノ死亡者ヲ出シタル責任ハ建設ヲ命シタル當時ノ參謀總長（杉山大將）及俘虜ノ使用ヲ許可シタル陸軍大臣（東條大將）並ニ現地ニ於テ建設ノ責任ニ任シタル南方軍總司令官（寺内大將）ニ於テ負フベキモノナリ

「三尙個々ノ俘虜虐待ノ事件ニ關シテハ更ニ聯合國側ヨリ詳細特ニ犯行者ノ官氏名等ノ提示ヲ受ケ調査致度若シ調査ノ結果此等ノ罪狀判明セハ犯罪者ヲ嚴重ニ處分スルノ用意アリ

E-1189

本調査の作成者、この悲劇の原因は、建設時期ニ制限アリシコトニ存スルモノであるとしている。證人ワイルド大佐は法廷にまつたく別の解釋を述べている。

ワイルド大佐は次のように證言した。すなわち「私も日本側には對し、彼らがアジア人及び軍人労働者を取扱っているやり方は、軍人の見地から見ると罪惡よりも悪く、大過失であると言つた。われわれは日本側と言つたし、かつ私は現在そう考へているが、もし日本側がその労働者を妥當に取扱ひ、かつ

もつと食糧を與え、十分な宿舍を與え、適當な勞働時間を課したならば、彼らはその希望した時期までにその鐵道を完成したのであらう。われわれは當時彼らに言つたし、かつ私は現在そう考へているが、日本側がその勞働者を取扱つた取扱ぶりの結果、日本側はその鐵道完成に予定より數箇月も遅れ、その結果、この鐵道が補給を企圖していたビルマの一作戦は失敗した。

この鐵道を急いで完成させるということは、そこで生じた不詳事の原因ではなかつた。もし俘虜と勞働者たちがよい待遇を與えられていたならば、予定時間以内にその完成を見ることになんら困難はなかつたであらうといふことは、ワイルド大佐の証言中にある。虐待がその完成遅延の原因であつた。時間の不足がその不詳事の原因ではなかつた。従つて時間制限を定めた責任者であつたかもしれない人々は、なんら誤算をしたのではない。そして確かに彼らの計算は俘虜に對して發生したことについて責任あるものではなかつた。

本調査が他の點ではどのような價值を有するものであつても、その調査によつてなされている罪の重さの程度を考慮するに當つて、なんら證明價值を有しないものである。本官の意見では、この調査の基礎となつたかもしれない資料が提出されていないといふ點から見ても、本調査は最初から全然提出されるべきものではなかつたと思ふ。

參謀本部員並びに陸軍大臣はこの建設事業に俘虜を使用したことに對して確かに責任があつた。しかしその行爲は「ソレ自体惡」ではなかつた。従つて本官としてはこれら被告の何人をも、それに對して軍事上の責任があるものとするとはできない。

これら俘虜の上に發生した不詳事に關しては、當局者（俘虜使用を許可した）がこれらの結果を予知

E-1190

し得る資料を有していたという證據はなんら法廷には提出されてはいない。これらの結果の大部分は現地將校の職務遂行上の行過ぎのために生じたものである。軍事上の責任を課そうとして、この不詳事の責任を陸軍大臣もしくは他の閣僚にまで及ぼすことは困難である。

露報行為は國際法上特異の立場を占めるものである。必要を情報の入手のため交戦國が間諜を利用するといふことは、從來から合法的なものと認められて來てゐるのである。

ヘーグ規定第二十四條によると、奇計並敵情及地形熟知ノ爲必要ナル手段ノ行使ハ適法ト認めメルと定めてある。しかしながら交戦者にとつてかような手段の行使が適法であるという事實は、右交戦者によつて使用されるかような情報蒐集に従事する個人を處罰から免れさせるように保護するものではない。交戦者は間諜及び反逆者を使用しても、これは適法であるが、相手交戦者がこれら間諜及び反逆者を處罰しても、同様に適法な行爲である。間諜行爲を行ふ者は戦争犯罪人と認められ、従つて合法的にこれを處罰することができ、間諜行爲に對する普通の處罰は絞首刑または銃殺である。しかし、間諜は軍法會議に依る裁判を経るのでなければ、之れを罰することを得ない。

檢察側の申立て、俘虜のある者が間諜行爲について有罪の判決を受け、死刑を宣告された、また一人は間諜行爲未遂で有罪と判決され、懲役十四年の宣告を受けたといふのである。檢察側は俘虜の何人もこの點について裁判なくして處刑されたと申立ててゐるのでない。

E-1191

間諜行為の起訴事實について有罪の判決をしたのは不當であつたと本裁判所が斷ずる根據となるような證據は、少しも提出されていらないと思ふ。いずれにしてもこれらの俘虜は、間諜行為について起訴され、正當な機關による裁判を受け、この機關によつて有罪の判決を與えられたのである。本官としてはどうか刑事上の責任ありとすることができるか、理解できないのである。

連合軍航空機搭乗員に對する取扱いは、日本に對する非難のうち、最も重大なものの一つである。この點についての檢察側の證據提出は、一九四二年四月十八日に日本を襲つたドウリトル大佐指揮のアメリカ飛行機搭乗員に對する取扱いで始まつてゐる。この搭乗員たちは中國で俘虜となつた。檢察側の主張は、彼らの捕獲に關して、一九四二年八月十三日、被告畑により、中國において、「敵航空機搭乗員處罰ニ關スル軍律」が定められたというのである。右の飛行機の搭乗員たちは、この規則に基き、軍律會議によつて裁判を受け、死刑を宣告された。後に彼らのうち五名について右の刑は終身懲役に減刑された。残りの三名は處刑された。この規則は、一般市民または非軍事的の目標に對する爆撃、射撃その他の攻撃について、死刑を規定したものであつた。右の主張の裏付けとして、檢察側は次の證據に依存している。法廷證第三、一二九號ないし三、一三一號、記錄第二七、九〇七頁ないし二七、九〇八頁及び法廷證第一、九九一號ないし一、九九三號、記錄第一四、六六二頁ないし一四、六七〇頁。

次いで檢察側は以下の場合においては、捕えられた航空機搭乗員らが裁判を受けずに處刑されたという主張をしている。すなわち、

ブーゲンビル

一九四三年十二月に二

- 1179 -
6

件、一九四三年五月に一件。
 ニ、ニューブリテン、一九四四年七月に一件。
 ニ、ニューギニア、一九四三年三月二十九日に一件、一九四四年にも一件。
 四、アンボン、一九四四年八月二十九日に一件、一九四三年九月二十一日に一件。
 五、セレベス、一九四四年九月十三日に二件、一九四四年九月半ば以後に八件、一九四四年十月に九件、一九四五年一月に一件、一九四五年二月に二件、一九四五年七月に一件、一九四五年三月二十三日に四件、一九四五年六、七月ごろに一件。
 六、パタビア、一九四五年六月に七件。
 セ、ボルネオ、一九四五年二月に三件。
 ハ、ビルマ、一九四五年二月または三月の事件。
 六、漢口、一九四五年十一月四日の事件。
 七、ヒリツピン、一九四五年三月二十六日の事件。
 十一、シンガポール、一九四四年十二月また一九四五年一月に一件、一九四五年六月に一件、一九四五年五月から七月までの間に数件。
 十二、内地、一九四五年五月十一日より一九四五年八月十五日までの間に数件。
 法廷証第一、九九二號は、一九四二年七月二十八日附の「陸軍次官木村兵太郎發」内地各軍參謀長宛「敵航空機搭乗員取扱」に関する通牒である。それは次の通りである。
 「帝國領土滿洲又ハ我が作戦地域ヲ空襲シ我が權内ニ入りタル敵航空機搭乗員ハ左記ノ如ク取扱フコトニ定メラレタルニ付承知相成度依命通牒ス。」
 左記

E-1193

一 戦時国際法規ニ違反セザル者ハ俘虜トシテ取扱ヒ之ニ違反ノ所爲アリタル者ハ戦時重罪犯トシテ處断ス。

ニ 防衛總司令官ニ内地、外地各軍ト香港、占領地總督を含む、以下同じニハ當該權内ニ入りタル敵航空機搭乗員ニシテ戦時重罪犯トシテ處断スベキ疑ノアル者ハ軍律會議ニ送致ス前項ノ軍律會議ニ關シテハ陸軍軍法會議法中特設軍法會議ニ關スル規定ヲ準用ス。

法廷證第一、九九三號ハ、同日附「大本營陸軍部」發、支那派遣軍總參謀長後宮淳「空襲ノ敵航空機搭乗員取扱ニ關スル件通牒」である。この通牒は次の通りである。

「〇〇軍軍律」案ニ

第一條 本軍律ハ帝國領土滿洲國又ハ我が作戦地域ヲ空襲シ〇〇軍ノ内ニ入りタル敵航空機搭乗員ニ之ヲ適用ス

第二條 左ニ記載シタル行爲ヲ爲シタル者ハ軍罰ニ處ス

一 普通人民ヲ威嚇又ハ殺傷スルコトヲ目的ト

シテ爆撃、射撃其ノ他ノ攻撃ヲ加フルコト

ニ 軍事的目的ヲ有セザル私有財産ヲ破壊又ハ

毀損スルコトヲ目的トシテ爆撃、射撃其ノ他

ノ攻撃ヲ加フルコト

三 已ムヲ得ザル場合ノ外軍事的目的以外ノ目

標ニ對シテ爆撃、射撃其ノ他ノ攻撃ヲ加フル

コト

四 前三號ノ外、特ニ人道ヲ無視シタル暴虐非

道ナル行爲ヲナスコト

前號ノ行爲ヲ爲ス目的ヲ以テ帝國領土滿洲國

又ハ我が作戦地域ニ來襲シ其ノ未タ之ヲ遂ゲ

ザル前〇〇軍ノ權内ニ入りタル者亦同じ

第三條 軍罰ハ死トス但シ情狀ニ依リ無期又ハ十年

E-1194

E-1196

以上監禁ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
 第四條 死ハ銃殺ス
 監禁ハ別ニ定ムル場所ニ拘置シ定役ニ服ス
 第五條 特別ノ事由アルトキハ軍罰ノ執行ヲ免除ス
 第六條 監禁ニ付テハ本軍律ニ定ムルモノノ外刑法
 ノ懲役ニ關スル規定ヲ準用ス

附則

本軍律ハ昭和〇〇年〇月〇日ヨリ之ヲ施行ス本
 軍律ハ施行前ノ行為ニ對シテ之ヲ適用ス
 法廷證第一、九一號は、一九四二年八月十三日
 附 敵航空機搭乗員處罰ニ關スル軍律にて、明ら
 かに上述の案を採擇したものである。本軍律は次の
 ように定めてゐる。

第一條

本軍律ハ帝國領土滿洲國又ハ我が作戰地域ヲ空襲
 シ支那派遣軍ノ權内ニ入りタル敵航空機搭乗員ニ
 之ヲ適用ス。

第二條

左ニ記載シタル行為ヲ爲シタル者ハ軍罰ニ處ス。
 (一) 普通人民ヲ威嚇又ハ殺傷スルコトヲ目的トシ
 テ爆撃、射撃其ノ他攻撃ヲ加フルコト。
 (二) 軍事時性質ヲ有セザル私有財産ヲ破壊又ハ毀
 損スルコトヲ目的トシテ爆撃、射撃其ノ他ノ攻
 撃ヲ加フルコト。
 (三) 已ムヲ得ザルノ外軍事的目的以外ノ目標ニ對
 シテ爆撃、射撃其ノ他攻撃ヲ加フルコト。
 (四) 前三項ノ外戰時國際法規ニ違反スルコト。
 前項ノ行為ヲ爲ス目的ヲ以テ帝國領土滿洲國又
 ハ我が作戰區域ニ來襲シ其ノ未ダ之ヲ遂ゲザル前又
 那派遣軍ノ權内ニ入りタル者亦同ジ。

E-1196

第三條

軍罰ハ死トス。但シ懲款ニヨリ無期又ハ十年以上ノ監禁ヲ以テ之ニ代ルコトヲ得。

第四條

死ハ銃殺ス。

監禁ニ於テ定役ニ服ス。

第五條

特別ノ事由アルトキハ軍罰ノ執行ヲ免除ス。

第六條

監禁ニ於テハ本軍律ニ定ムルモノノ外、刑法ノ懲役ニ關スル規定ヲ準用ス。

附則

本軍律ハ昭和十七年（一九四二年）八月十三日ヨリ之ヲ施行ス。本軍律ハ施行前ノ行爲ニ對シテモ之ヲ適用ス。

布告、別紙

帝國領土、滿洲國又ハ我が作戰地域ヲ空襲シ、我が艦内ニ入レル敵航空機塔乗員ニシテ、戰時國際法規ニ違反セル者ハ軍律會議ニ付シ戰時重罰犯トシテ死又ハ重罰ニ處ス。

法廷證第三、一二九號及び第三、一三〇號は辯護側の文書であつて、それはこれの塔乗員の裁判並びに有罪の宣告は、軍法會議で行われたことを示している。

連合軍飛行士の處刑事件の起訴事實は、次の二つの項目に分類される。すなわち（一）裁判に基く處刑、（二）裁判を経ない處刑である。

裁判に基く處刑という項目においては、この裁判は「事後法」に基いて行われたものであり、かような「事後法」をつくること自体が、犯罪であつたと主張されている。

本官はすでに、戦争犯罪を犯したものととして俘虜を裁判し、處刑することに關して、交戦國がどのような範圍まで立法をなす權能を有するかという問題

E-1198

を考察し、そしてこの権利は戦勝国を包含いかなる
 交戦国にもないとしたのである。
 その際本官は、ニールンベルグ裁判所がその裁
 判所を創設した條例を、戦争犯罪を定義し、それ
 よつて右の點に關して拘束力のある法を、その裁
 所に與えたものと解釋した次第を指摘した。戦勝
 國は右の點に關して法をつくる権能が國際法上與
 られておき、もともと戦勝國が、また戦争犯罪人
 はさておき、戦勝國が、また戦争犯罪人を
 裁判する目的で設けられた各種の裁判所のきわめて
 多くの裁判官も同様に、俘虜の裁判のために「事
 法」をつくることは、戦勝國の自由であると主張
 し得るものとすれば、本官は連合國飛行士の裁判
 ために「事後法」をつくつた人々に、なんらかの刑
 事責任を負わせることは不本意である。本官は彼
 のかような行動を「惡意」あるものと看做すわけに
 はいかない。
 われわれの記憶すべきことは、この條例は事後法
 を定めたものであると同時に、その「事後法」を定
 めたのは一般的な目的のためではなく、特定の俘虜
 の裁判のためであつたといふことである。それはあ
 らゆる者を対象とした「事後法」ではなく、特殊の
 個人または集團を対象としたものであつた。
 これらの軍律をつくつた人々の「善意」を判断す
 るにあたつては、空戦に關する規則は全然制定され
 ていないといふことを想起する必要がある。軍備制
 限に關する一九二二年のワシントン會議に代表を派
 遣した諸國は、空戦法規の法典を起草する任務を有
 する法律家の委員會を任命する件につき、決定をな
 したのである。この會議には英帝國、アメリカ合衆
 國、フランス、イタリア及び日本の諸國が代表を派
 遣した。その後オランダは右の委員會の仕事に參加
 するため招請された。

E-1199

一九二三年に、同委員会は法典草案を提出した。しかしながら、これは列強のいずれからも批准されなかつた。同法典は戦争における航空機の使用を規律する法の規則を明らかにし、これを明文化しようとした意図がある。第一の試みとしてだけ重要性を有するものである。それはおそらく将来において、この方向に向つてなんらかの進展がとられる場合に、好都合な出発点となるであらう。しかし、いづれにしても、それは未だなし遂げられておらず、かつ連合諸国を含んだどの交戦国も、これらの規則になんら注意を拂つていないように思われるのである。

同委員会は懸念に因りて若干の規則を定めた。いづく航空機による爆撃の問題は、空襲に關する法典を作成する上に、最も解決困難な問題である。今日の戦争の経験は、都市の非戦闘員である住民に對する爆撃及び投射物の無差別投下に著く荒廢について、廣く世界の人心に生々しい恐怖の印象を残した。人類の良心は、實際に軍事作戦行動の行われる戦場以外の場所で行われるこういう形の戦争遂行に反抗するものであり、そして制限を加えなければならぬ。いとう感傷は普く創始ものである。

同委員会はこの草案の第十二條において、次のように提案している。すなわち「普通人民に威嚇し、軍事的目的を有せざる私有財産を破壊若くは毀損し、又は非戦闘員に損傷スルコトヲ目的トスル空中爆撃ハ之ヲ禁止ス」と。

第二十四條においては次のように提案している。

「空中爆撃ハ軍事的目的ヲ其ノ破壊又ハ毀損ヲ明瞭ナル軍事的目的ヲ交戦者ニ與フルカ如キ目標ニ對シテ行ハレタル場合ニ限り適法ナリトス。」

「右爆撃ハ専ラ下記ノ目標ニ對シテ行ハレタル場合ニ限り適法ナリトス。(イ)軍隊(ロ)軍事工作(ハ)

E-1200

軍事建設物又ハ軍事貯蔵所(一)兵器彈藥又ハ明瞭ナル軍需品ノ製造ニ從事スル工場ニシテ重要且公知ノ中樞ヲ構成スルモノ(二)軍事上ノ目的ニ使用セラルル交通線又ハ運輸線。

(三) 陸上軍隊ノ作戦行動ノ直近地域ニ在ラサル都市、町村住宅又ハ建築物ノ爆撃ハ之ヲ禁止ス。第一二號ニ掲ケタル目標ヲ普通人民ニ對シ無差別爆撃ヲ爲スニ非サレハ爆撃スルコト能ハサル位置ニ在ル場合ニハ航空機ハ爆撃ヲ禁止スルコトヲ要ス。

(四) 陸上軍隊ノ作戦行動ノ直近地域ニ在テハ、都市、町村住宅又ハ建築物ノ爆撃ハ兵力ノ集中重大ニシテ爆撃ニ依リ普通人民ニ與フヘキ危険ヲ考慮スルモ尚爆撃ヲ正當ナラシムルニ充分ナリト推定スヘキ理由アル場合ニ限り適法ナリトス。

右の委員會は四つの主要な觀點からその任務に當つたといわれている。

一 人道的觀點
二 委員會におけるそれぞれの代表國の國家的觀點

三 戦争法規に關する法律的觀點
四 戦闘部隊がそれぞれ自國を目して中立國ともまた交戦國とも見做している戦争の遂行に關する戦闘員の立場からの觀點

さらに次のようなことがいわれている。すなわち人道的觀點からする戦争法規の改正に關して、すべての國家及び各代表團の全員は、戦争法規は戦争目的達成のためやむを得ないものは別として、人々の苦痛または私有財産の破壊を防止するに役立つものであることが望ましいといふことは同意した。論議中、人道的觀點を新たに問題にする者が出る度ごとに、他の各國委員團代表は忽ち口を揃えて、戦争の惨禍を制限したいと望む點では自分の國は他の

E-1201

ざの國に比べても劣るものではないといつてこれに
答えるのであつた。しかしながら、一般大衆は平和
の時代、感情の鎮靜している状態にあつては、戦争
のもたらす擾亂という一面を見るにすぎないに反し、
政府は彼らに比して、將來の見透しも鋭く、従つて
戦争勃發の必然性をよく知つてゐるものである。

E-1202

ゆえに戦時の激情の影響下にあつては、民衆が自己の政府に向つて、眞先に破棄を迫るような取極に對して、平時には同じ民衆の世論に強いられて、國際協約によつて同意することを、この國の政府も好まないものである。このようにして協定される規則は、最も極端な平和主義者や人道主義者を満足させることはまずない。

「。。。他の三つの觀點からは、同委員會には意見の分裂があつた。これらの新しい（戦争）手段のための戦争法規の作成において、各國は中立國または交戰國の立場のいづれをも無視しないで、主として自己の國策及び世界における自己の地位を昂揚するといふ原則によつて、導かれていたように見受けられる。各國代表團は、それぞれ自國の情勢に有利な規則を支持する個々の單位であつた。。。。。しかしまたそこには委員會を構成する法律家の一團と、技術顧問の一團との間を貫く、多少とも表面に現われたもう一つの分裂があつた。委員の大多數は戦争技術と慣行について、殆んど専門的知識を持つていなかった。あるものは戦争の推移は、たゞい國民的感情が大きな興奮状態にあるときでさえ、すでに協定された規則の法典の字句によつて導かれるであろうと考える傾向をもつていた。彼らは次のことを常に認識していたとは見受けられない。すなわち、このいふ時期においても、一般的に認められてゐる戦争の諸法規というものは、殆んど全部過去の經驗にその基礎をもつてゐるものである。従つて新たな戦争が起つてきた場合、それに伴う新しい社會的、經濟的及び交戰上の條件は、現存の規則をして、この戦争の途上において發展してきた事態の要請に對應するには、むしろ不適切なものさしてしまふといふことである。。。。。」

委員會は爆撃の諸規定を提案するにあつて、こ

のことを考慮に入れたのであつて、次のように述べている。「地方航空機は戦争の有力な手段であつて、いずれの國もみずからが航空機によつて攻撃を受け、可能性と、敵側がその空軍をどのように用い得るかを認識するものは、いずれも、敵を合法的に効果的に攻撃し得る場合にその敵を攻撃することを制限される程度にまで、自己の自由を束縛する危険を敢えて冒すことはできないといふことも、同様に明瞭である。」

従つて委員會は何が攻撃の合法的目標を構成するかに関し、同様に明らかな了解がない限り、禁則を制定することは無益であると考えた。協定に達するのが困難であつたのは、正にこの點についてであつた。

言うまでもなく今次の戦争においては、戦勝者である連合國側でさえ、これらの爆撃の諸規則に従わなかつた。原子爆弾による爆撃の場合にはさて置いて、普通の爆弾の使用においてもさへ、提案された爆撃の諸規則はまづたく違守されなかつたのである。原子爆弾の使用を正當として辯護するために行われてゐることは、ここでは繰返さないことにしよう。

原子爆弾は「戦争の性質及び軍事上の目的達成のための合法的手段に関するさらに根本的な究明を、ぜひとも必要とする」に至つた。米國國際法雜誌の編輯委員のエレリー・C・ストウエル氏は的確に指摘した。同氏はさらにいづく、「この爆弾の恐るべき効力と、その結果起る一般民衆の生命財産の無差別的破壊のため、民衆の間にこれに對する相當な反對を巻き起した。同時にわが軍部及び政府當局者は、これは敵の敗北を促進し、その結果多數の連合國兵士の生命を救うものである」といふ理由に基いて、それに支持を與えてゐる。……原子爆弾に關する是非の論がさうまごめられ、すべての論議が盡され

た後に判明してくることは、戦争を防止し得る力があることを認められる一層完全な世界的機軸及び結合が實現するまでは、戦争の諸法規は、戦争の目的を確保するごのような効果的手段も否定し得ないというごである。もし英國、カナダ及び合衆國が原子爆弾の技術の秘密を保つことができると考えるならば、彼らに對して、その利益の放棄を期待することご合理的にできまいのは、優秀な研究または行政機構から得た他の軍事的防衛計畫や、軍事的利益を公表することごを期待することが合理的にできないのご同様である。

かような空襲に關する状態において、航空機搭乗員の裁判のため日本當局者が軍律を設けたという行為を、その軍律の制定が「事後」法をつくつたものであるという理由に基いて、犯罪的であるご考えることは困難である。本官の意見では、彼らはこれらの軍律を制定することによつて、なんら罪を犯したものではないのである。

われわれが忘れてならないことは、空襲の眞の慘禍は、幾人かの航空機搭乗員が捕えられ、慘殺される可能性にあるのではなく、無差別的な爆弾の投下や投射物の發射によつて起る大きな破壊にあるのである。人類の良心が反感、憤怒の情を抱くのは、無残な爆撃手に與えられた處罰に對してではなく、むしろその爆撃の殘忍な方式に對してである。

これら軍律に基いて行われた裁判に關しては、本官は被告のいずれの者も有罪とする確たるものがあると思わない。たさいわれわれが委員會によつて提案された諸規則を基準として判斷しても、それによつたく無視した爆撃が行われたのである。いずれにしても、もし軍律會議がそれを事實として立證し、それに從つて航空機搭乗員を戦争犯罪の廉で有罪と宣告したのであつたならば、本官は司令官あるいは

B-1204

E-1205

内閣の閣員あるいはまた参謀本部の首腦の何びとも、その判決に反對しなかつたことによつて、犯罪を犯したと言ふことはできない。

裁判なしに行つた處刑に關しては、われわれは再び關係當局が、軍律會議による裁判を特に明瞭に強固したことを示している法廷證第一、九九一號ないし第一、九九三號を参照することが至當である。確かに彼らはこれらの不法行為を命令し、授權し、または許可したとは言ひ得ないのである。

裁判なしに行われた航空機搭乗員の處刑と主張されてゐる事件は、その基礎となつてゐる證據とともに左に註記してある。本官はまず最初に、本件のこの部分を支持する檢察側の證據は、^{附して}無價値であると言ふべきである。われわれにはJAG報告書といふものの拔萃が提出され、同報告書は、米軍「法務部長」によつて作成されたものであると聞いている。法務部長というものは、高級な地位にある、責任ある人物であることには疑いはないであらう。しかし同報告書の基礎をなしたであらうところの資料が、本法廷に提出されてゐない限り、本官は彼の權威だけによつてそれを受諾する用意はない。もし彼の結論がほんとうに關連性のある資料に基くものであるならば、われわれはその資料を入手して、そしてわれわれ自身も同一結論に到達し得るかどうかを質する權利を有するものである。異つた人々の考えは、證據の結果に關して異なることもあり、従つて同じ事由に關してでさえ異つた決定に導かれるものである。しかしわれわれは、前記の法務部長が取扱つたのとは異つた事由のために、ここに集まつてゐるのである。彼の結論がまつたく證據に基くものでなく、または關連性のない證據に基いたものであるかもしれない。限りにおいて、これらの證據は無價値であり、却下されなければならない。

この問題に關して檢察側が依存した他の一團の證據は、『日本の戦争法規違反に關する調査報告』と言われているものである。本官は同報告書の作成者がどういふ人物であらうとも、その結論に對して、より以上の敬意を表するものではない。報告書は調査としてはきわめて貴重なものであるかもしれない。しかし本官は多數の者の生命と自由がかかつている事件においては、研究や調査の結果に對する尊敬の念はもつが、これに従つて事を決する意思はない。證據の大多數は信すべきいかなる保證もなく、法廷外において作成された信頼性の不明な人々の供述書である。これらの人々の眞實を述べる能力、及び彼らがそれを進んで行つたかどうかは、いずれも未だ考查されていない。

一、ブーゲンヴィル

法廷證第一、八七五

號、法廷速記録第一四、一三一頁及び法廷證第一、八七七號、法廷速記録第一四、一三三頁

法廷證第一、八七五號は、第十七軍憲兵隊附のワタナベカオル陸軍大尉及びイトウタイチ陸軍少佐の訊問調書である。同調書は明らかに以上二名の裁判に使用するために、法廷外で作成されたものである。

訊問中において、タイオフ島とブーゲンヴィルのポートン間の海中に墜落した二名の米國飛行士が、第十七軍憲兵司令部の命令によつて斬首されたことが自認された。これは一九四三年十二月に起つた事件である。

法廷証 第一、八七七號は法廷外で書きとられた一中国人チャーチーの陳述で、同人は一九四一年十二月、香港において日本軍によつて捕えられたと稱している。彼の陳述は次の通りである。すなわち、一九四三年五月私ハ、ブイノ近クデ、飛行士ガ着ルヤウナ外衣ヲ着タ一人ノ白人ヲ見カケタ。彼ハ青年デアツタ。日本ハ彼ノ兩手ヲ後デ縛リ地上ニ坐ラセタ。彼等ハ熱湯ヲ入レタドラム體ヲ彼ノ側ニ置イタ。ソシテ約九人ノ日本人ガ順々ニ彼ノ前ヲ通り過ギ、彼ニ熱湯ヲフリキ體ニ一杯ヅツ澁ギカケタ。彼ハ苦シサニ泣キ叫ンダ。私ハ彼ガダリト地上ニ倒ホレ。靜ニ臥スノヲ見タガ、彼ハ泣キ叫ブノヲ止メタ。私ニハ彼ハ死ンダモノト思ハレタ。コノ日本人違ハ兵士デ將校デハナカツタ。ソノ白人ハ、背ガ高クテ中肉デ綺麗ニ鬚ヲ剃ツテ居リ、好男子デアツタ。外衣ハカーキ色デアツタ。私ハコレヲ目撃シタ。唯一ノ中国人デアル、というのである。右陳述は下級戦争犯罪人の裁判において使用するためにも書きとられたものである。

ニ

ニユーブリテン

法廷証一、八六六號、法

廷記録第一四、一二三頁及び法廷証第一、八七三號、法廷記録第一四、一二九頁。

法廷証第一、八六六號は、法廷外で書きとられた連合軍情報局ジョン・ジー・マーフィー大尉の陳述である。同人の陳述は次の通りである。すなわち、『ニユージーランド空軍ニ属スル、ノーマン・ヴィカスハ俘虜トシテ我々ト共ニラバウル、トネル・ヒル・ロード近傍ニ居マシタ。彼ハブーゲンビル・ショートランド地區デ撃墜サレタト申シタ。私ハ記憶シテ居リマス。彼ガラバウルノ俘虜收容所ニ到着シタトキ、彼ハ惨

詰ニ虐待サレテキマシタ。彼ハ縄ヲ縛ラレテ居テ、其ノ縄ニハ魚釣用鈎ガ着ケテ有リ、彼ガ頭ヲ動かサウトスルタビニ、其ノ釣鈎ガ彼ノ顔ニ刺サル様ニナツテ居マシタ。ワイカースノ健康ハ悪化シ一九四四年七月、彼ハ私ノ面前デ、榮養不良並ニ赤痢ノ結果、死亡致シマシタ、^レといふのである。

法廷証第一、八七三號は法廷外で書きとられた印度軍のハヴィルダー・チャングラムといふものの陳述である。その陳述は次の通りである。すなわち、一九四四年十一月十二日、私ハ日本ノ貨車ノ爲ニ、トタビル地區ニ於テ鹽竈ヲ掘ツテキタ。午後四時頃單發ノ米戰鬪機ガ私ノ働イテキル所ヲ百ヤード程離レタ所ニ不時着陸シタ。剛部隊ケンデボ・キャンブニ屬シテキル日本人ハ急イデソノ地點ニ往キ、十九才位ノ繰經者ヲ捕ヘタ。彼ハ日本人ガ到着スル前ニ自分デ飛行機カラ下リタ。イナモヲ將軍モ其處ノ日本軍司令部ニ住ンデキタ。不時着陸ノ後、半時間程シテ、日本憲兵隊ガ聯合軍線縱士ヲ斬首シタ。私ハ之ヲ樹木ノ後カラ見テ、日本人ガ線縱士ノ肉ヲ腕、脚、胸、腎カラ切り取ツテ、ソレヲ自分達ノ宿舍ニ運ンデ行クノヲ認メタ。私ハソノ光景ニ驚イテ、日本人ガソノ肉ヲドウスルカ一寸見ヨウト思ツテ後ヲツケテ行ツタ。彼等ハソノ肉ヲ小サク刻ンデ、油ヲ揚ゲタ。午後六時頃或ル日本軍高級將校（少將）ガ一五〇名程ノ大部分將校ノ日本人ニ演説シタ。演説ガ済ンダ時、揚ゲ肉ガ一切宛全出席者ニ與ヘラレ、彼等ハ其場デソレヲ食ベタ、^レといふのである。

三
法廷証第一、八三六號、
法廷記録第一四、〇七五頁、法廷証第一、八四六號、法廷記録第一四、〇九六頁。

E-1208

法廷証第一、八三六―B 號は鹵獲された日記帳からの抜萃で、一日本兵俘虜が述べたことを記録したものである。一九四三年三月十八日高射砲に射落されたダグラス機の乗組員二人のうち一人を、同月二十九日駒井部隊長が斬首したときの様子を述べたものである。鹵獲された日記帳は裁判所に提出されたかつた。その日記の所有主並びに著者の所屬部隊は不明である。日本語で書いてあればよいと思う。

法廷証第一、八四六 號は日本の第二軍第三十六師團第五十三野戰高射砲大隊に屬する大尉オノ・サルトの訊問調書を記録したものである。オノ・サルトは自分が吉野部隊長に對して殺害用に供すべき捕虜を、一名手に入れた旨申し出たと述べている。二人の俘虜の引渡しを受け、た彼は、その俘虜をシャベルで刺突すべく命じた。これは一九四四年のことであつた。同人がかような行動に出たのは、米軍が彼の放列を爆撃したため、激しい敵意に驅られていたゆえであつた。

アンボン 法廷証第一、八三〇 號、法廷証録第一四、〇六三頁、法廷証第一、八三一號、法廷証録第一四、〇七一頁。

法廷証第一、八三一 號は日本海軍兵曹長吉崎の訊問調書の記録である。ここに陳述しているところによれば、同人は一九四四年八月二十九日、ガララ俘虜收容所の米軍飛行士三名の斬首に参加した。これは上官の命令による行動であつた。同地方はその前日、米軍航空機隊によつて爆撃を受けていた。

法廷証第一、八三〇 號は法廷外で書きとられた米陸軍航空隊の中尉ポール・アルフレッド・スタンスベリーの陳述である。この供述者は、

- 1195 -
8

一九四三年九月二十一日カイ島に墜落せるB
124に搭乗していた爆撃手であつたといふこ
とである。その墜落は次の通りである。すなわ

「墜落ノ際、乗組員ハ重傷ヲ負ヒ、航空士ハ
飛行甲板ニ釘付ニサレタ。日本軍ノ小艇ガ一隻出
テ來タ。航空士以外ノ飛行士ハ俘虜トナツタ。
日本人達ハソノ航空士ニ對シ何ヲシテ遣ルコト
モ拒絶シ、棄テ殺シニシタ。ソノ他ノ飛行士ハ
アンボンニ連レテ行カレタ。彼等ハ敵デ充満シ
タ監房ニ入レラレタ。毛布モ、夜具モ、蚊帳モ
無カツタ。監房ノ中デハ日ノ目モ見エズ、通風
設備モ無カシタ。米穀ノツイタ小量ノ米飯ヲ宛
ガレ、飢餓ニ苦シンデキタ。何等醫藥ノ手當ハ
受ケナカツタ。六十八日間殆ンド毎日殴打交リ
ノ取調ベヲ受ケタ。ソノ後、本供述者並ニ仲間
ノ一飛行士ハ船デ日本ニ送ラレタ。度々番兵ニ
殴打サレタ。兩人トモ脚氣デ不甦ニナツタガ、
六十日間ノ航海中、何ノ治療モ受ケナカツタ。
コノ供述者ノ痲痺ハ九ヶ月、同僚飛行士ノハ二
十ヶ月續イタ。

セレベス 法廷証第一、七九八乃至一、八
〇三號、法廷記録第一一三、八四六乃至一三、八
六五頁、法廷証第一、八一〇號、法廷記録第一
三、九二〇頁。

法廷証第一、七九八號は一九四四年九月三日
に俘虜とたつた飛行士二名に關するものである。

法廷証第一、七九九號は、一九四四年九月下
旬一航空機が墜落した時に生き残つた 飛
行士八名に關するものである。

法廷証第一、八〇〇號は一九四四年十月中の
飛行士九名、一九四五年一月中の同一名、及び
一九四五年二月中の同二名に關するものである。

B-1210

法廷証第二、八〇一號は一九四五年七月の事件に關するものである。

法廷証第一、八〇二號及び第一、八〇三號は、一九四五年三月二十三日の飛行士四名の死刑に關するものである。

これらはすべてセレベスの俘虜收容所において、下級の戦争犯罪人に對して行われた訊問の調書である。

法廷証第一、八一〇號は「一九四五年十一月五日ブリスベンに於て、マンスフィールド裁判官の面前にて取りタル証言」である。ここで國連佐のある陳述は次の部分である。すなわち、捕縛された聯合軍航空機搭乗者ハ殺害サレタノデアツ。メナドデ射落サレタリ或ハ不時着シタ聯合軍航空機搭乗者ハ全部殺害サレタト云フコトヲ私ハ聞イタ。トツキ隊ガ彼等ヲ殺害シタノダト云フコトデアツタ。私ガトツキ隊建勳デ働イテ居タ時ニ私ハ三名ノ航空機搭乗員——米人ダツタト信ズル——ヲ見カケタ。一九四五

六

年六月末ハ七月頃我々ハ彼等ガ監獄ニ居タノヲ見カケタ。彼等ハトンダノデ處刑サレタモノト

私ハ思ツテキル。ステルマ氏ハ監獄ニ入レラレ竹片ヲ爪ノ下ニ挿シ込マレタ。トツキ隊ガコレヲ寫タノデアツタ。山口ハ彼等ノ長デアツタ。バタヴィア 法廷記録第一三、六〇一頁。ここで根拠となつてゐる証言はリンガーの証言である。同証人は次のように述べてゐる。すなわち、「シヤワノ苦力ノ頭ガ報告シマシタノニ、一月二十五日ニ空襲ガアリマシテ、ソノウチノ二人ノ飛行士ガ滑走路近クニ落下傘デ降りテ來タトイウコトデアリマシタ。彼等ノ一人ハ、滑走路上ニ降りタトキニ、早速彼ノ首ハ斬ラレ-

テシマツタ。ソウシテモウ一人ノ方ハ本ニ吊ル
 サレテ銃剣デ刺殺サレテワリマシタ。モウ一週
 アリマシタガ、一九四五年一月二十九日朝、燃
 エテキル飛行機ガ滑走路ノ上ニ不時着陸ヲシヨ
 ウトシマシタ。飛行機カラ出テ來マシタ二人ノ
 飛行士ハ、日本軍ニヨツテ煙ノ中ニ再ビ投ゲ込
 マレマシタ。降伏直後ニ。・。・私タチハマダ
 バレンバンニ於イテ、コノ二同ノ空襲ニヨツテ
 降リテ來タコロノ七人ノ飛行士ガ衆人ノ前ニ
 曝ラサレテヲツタノヲ見マシタ。・。・我々ハ
 コノ七人ノ飛行士ノ運命ハドウナツタカトイウ
 コトヲ聞キマシタ。

裏面白紙

「彼等ハ全然知ラナイト言イマシタ。ワレワレハ憲兵隊ノ建物ヲ搜索イタシマシテ、彼等ノ名前ガ監房ノ壁ニ書イテアルヲ發見イタシマシタ。ソシテ遂ニ彼等ハ、コレヲノ人間ハシンガポールニ送ラレタノダトイウコトヲ容認イタシマシタ。一九四五年六月ニコレヲノ人間ハシンガポールデ死刑ニ處セラレタノデアリマシテ、日本側ノ責任者ハ告白シタ後ニ自殺ヲシテシマツタノデアリマス。コノ事件ハ「メリデイアン作戦」トシテ知ラレテオリマス。」

ボルネオ、法廷證第一六九〇號、法廷記録第一三、五〇〇頁

法廷證第一六九〇號は日本海軍津田兵曹長の陳述となつてゐる。これによると一九四五年二月、東部ボルネオのサマリ نداにおいて、米國飛行士三名が首をはねられた。

ピルマ、法廷證第一五七四號、法廷記録一二、九七六頁。

法廷證第一五四七號は、法廷外でとられた英緬混血のロバート・アンドルー・ニコルの陳述である。この事件の日附を彼は「一九四五年ノ二月若シクハ三月、ドチラカ越起スルコトガ出来マセヌガ、ソノ七日」と述べてゐる。彼によればその航空兵の姓名は「英國エセックス州テングフオード出身のスタン・ウツド」であつた。裁判官側には英國空軍に果してそういう航空兵がいたか。また果してこの航空兵が事實死んでゐるのかどうかさへも、わからないのである。證人自身の證言によれば、證人は偶然にこの事件を目撃したのにすぎない。「日本軍ノラングーン占領前ハ私ハ常ニラングーンニ居住シテキマシタガ、日本軍ノ來市ガ次第ニ近ヅギマスト同時ニ一九四一年二月二十日ラングーンカラ撤退シ一九四五年五月二十五日

E-1212

進ミヤウシムヤニ滞在シテキマシタ。一九四五
年二月若シクハ三月、ドチラカ想起ス。コトガ
出来マセンガ、ソノ七日水曜日、十時頃、ミヤ
ウシムヤノ私ノ家ノ前ニ一臺ノ貨物自動車ガ停
リ、バー・フライングト言フ若イ、ビルマ人ガ
一人ノ日本兵(三ツ星)ニ伴ハレテ私ノ家へ來
テ、私ニ英語及ビルマ語ヲ流暢ニ話セルカト尋
ネマシタ。私が出来ルト答ヘマスト、随行スル様
ニ、ト言ハレマシタ。と證人は述べている。何
故一行がその林の中で事を運ぶ手筈を並へたの
かという理由については何も陳述がない。明ら
かなのは、そのとき以前後に立つ通譯がいなか
つたため、この英國の航空兵の訊問を行うこと
ができなかつたのだといことである。

漢口、法廷證第一八九一號、法廷記録第一四、
一六二頁

法廷證第一八九一號は、一九四五年十一月四
日附の存府に關する中央諮問委員會の報告書第
十二部である。本法告は一九四四年十二月、中
國漢口における米國航空兵三名の殺害を記して
いる。同法告は以下のようである。すなわち、

「一九四五年十一月四日、鏑木少將
事件ノ内容

「昨年秋頃以來漢口市街ニ對スル無差別
銃爆撃ニ依リ市民住宅ニ相當ノ被害アリシノミ
ナラズ市民就中中國軍ノ死傷者、多致ヲ出シ市
民ノ憤激次第ニ激化セリ

「漢口市青年團(一)ハ右無差別銃爆撃の
報復手段トシテ漢口市街ノ攻撃ニ參加セル米軍
飛行士ヲ市中行進セシメ之ニ對シ市民ハ毆打暴
行ヲ加ヘタリ。
「其ノ實施ノ方法手段程度等ニ關シテハ詳知
シアラズ。

1200-
1170

E-1213

E-1214

「三右事件ハ實行前

漢口市青年團(？)(ヨリ第三十四軍司令部ニ
對シ實施許可方申出アリタルモ軍司令官(佐野
中將ハ當初俘虜ノ虐待ハ國際法違反ナルノミナ
ラズ米國ニ抑留セラレアル日本人ノ取扱ニ惡影
響アルヘキヲ以テ許容セラレザリシモ青年團ハ
右ハ無差別銃撃ニ對スル報復手段ニシテ且中
國民衆ノ責任ニ於テ實行シ日本軍ニハ絶待迷惑
ヲ與ケサルニ付是非實施ヲ許可セラレ度旨再三
懇願シ來リシヲ以テ右實施ヲ許可セラレタリ。
十 フイリツビン・セブ市、法廷證第一四六
一號、法廷記録第一二七七八頁

檢察側は法廷證第一四六一號を、「法務部報
告書第七十二號の證據要約で、一九四五年三月
セブ市における二人の米國飛行市俘虜の殺害に
關するものであります」と述べている。
處刑は一九四五年三月二十六日に行われたと
言われている。

十一 シンガポール、法廷證一五一四號、法
廷記録第一二九二七頁

法廷證第一五一四號はオーストラリアのアレ
キサンダー・ゴードン・ウエイントン中尉の法廷
外でとられた陳述書である。本陳述中の關連性
ある部分は以下のようである。すなわち、
「一九四四年三月八日私ハ、一九四四年二月
二十五日日本裁判所が私ニ課シタ懲役十年ノ刑
ニ服スル爲クツチンカラ シンガポールヘ
送サレタ。同ジ裁判所デ懲役ヲ宣告サレタ十
九名ノ他ノ捕虜ガ私ト同行シタ。

「一九四四年三月十一日、我々ハ「アウトラ
ム・ロード」監獄ヘ連レテ行カレタ。〇。〇。
「一九四四年十二月、若シクハ一九四五年一
月新嘉坡空襲中B9 壹機ガ墜落サレ、火ヲ發シ

E-1215

タ。搭乗員ノ二人ハ非道ク火傷シタ。此二人ハ
アウトラム・ロード 監獄ニ連レテ來ラレタ。
二人ハ將ニ火傷ダラケノ一ツノ塊デアッタ。ソ
シテ頭カラ足迄黒クナツテイタ。二人ハ一ツノ
監房ニ收容サレタガ何一ツ醫療ヲ受ケルコトヲ
許サレナカッタ。

一九四五年六月、或ル土曜日ノ午后私ハ九
名ノ聯合軍航空隊員ノ一隊ガ監房カラ引出サレ
ルノヲ見タ。彼等ハ嚴重ニ武裝シタ一名ノ監視
ト日本人ノ埋葬班ニ引卒サレタ。コノ一隊ノ幾
人カハ日本人ノ模範囚デアッタ。數日後ソノ數
人ガ九人ノ航空隊員ハ首ヲ切ラレ、自分達ガソ
ノ埋葬ヲ手傳ツタ旨ヲ私ニ語ッタ。

凡テ一九四五年五月カラ七月ニカケテ私ハ
十七人ノ聯合軍航空隊員ト十五名ノ中國籍ノ
一般入ガ處刑ノ爲同様ナ狀態デ連出サレルノヲ
見タ。埋葬班ハ歸ツテキタガ、俘虜達ハ歸ツテコナカッタ。埋葬
班ハ歸ツテキタトキ恰モ彼ラガ土ヲ掘ツテイタカノ様
ニ汚レテイタ。私ハ便壺ヲ取りニ行ク仕事デ航
空隊員達ノ監房ヲ往復シタノデ彼等ト多少接觸
スル機會ガアッタ。彼等ハ公判ニ附サレナカッ
タト私ニ話シタ。

私ハ一九四五年八月日本軍ガ降服シタ時釋
放サレタ。

一体どうして公判が云々されるに至つたのか
推測しがたいところである。

日本本土、法廷證第一九二一號乃至一九
二四號、法廷記録第一四二〇四頁乃至一四二一
八頁。

これ等の法廷證は一九四六年一月九日附の俘
虜に關する日本中央諮問會報告からのものでは
ある。

法廷證第一九二一號は同報告書の第二十三部

である。右報告には次のようにのべてある。すなわち、

「東部地区内ニ於テ捕獲セラレタル聯合軍搭乗員ハ軍律違反ノ疑アルトキハ軍律會議ニ依リ處分セラルルカ又ハ不起訴トナレバ俘虜收容所ニ收容シ一般俘虜トシテノ取扱ヲ受クルカノ二途ニ區分セラルルモノナルトコロソレ以前ニ於テハ先ツ軍律違反容疑者トシテ東部憲兵隊司令部ノ留置場ニ留置シアリタリ。・・・留置間ニ於テ死亡者十七名ヲ出ダセリ。」

「一 東京陸軍刑務所内ノ監禁場ニ於テ、一九四五年五月二十五日夜ノ空襲ニ依リ、收容中ノ軍律違反容疑者六十二名ガ焼死シタ。」

1202-A
1132-A

○日本軍人ノ捕虜ノ取扱
捕虜ノ取扱

E-1216

「千葉縣日吉村ニ墜落セル重傷した塔乗員一名ヲ介錯シタル件、すなわち同塔乗員は、一九四五年五月二十六日、挺進隊の日本人大尉の命令によつて斬首されたのである。報告書はさらに、死後において銃剣によつて刺突した形跡があるようであるに附け加えている。」

三 昭和二十年二月十一日東海軍管區開設以來終戦迄ニ管區内ニ降下セル聯合軍デ飛行機塔乗員生存者ハ四十四名ニシテ内初期ノ六名ハ軍事目標ヲ攻撃セルコト明白ナルヲ以テ俘虜トシテ收容シ以テ五月十四日降下セル十一名ハ無差別爆撃ヲナシ戦時重罪犯人タルノ疑濃厚ナリシヲ以テ軍律會議ニ附ス五月下旬以降更ニ降下セル二十七名ハ非人道的無差別爆撃ノ事實明瞭ナリトシテ當時ノ状況下軍律會議ノ正式手續ヲ省略シ軍律ニ據リ之ヲ處断セリ。

四 第十三方面軍司令部ニ東海軍管區司令部ト二位一体ノ作戰軍ニシテ職員モ大部軍管區司令部ト兼任ナリ一ハ本年五月頃ニ在リテハ聯合軍ノ本土上陸ヲ八月頃ト判断シアリテ當時全軍作戰準備ニ専念シ司令部業務亦繁忙ヲ極メアリ偶々五月十日四名古屋市ノ無差別爆撃ニ参加セル塔乗員十一名ヲ受領シ之ヲ軍律會議ニ附スベク審議中ナリシモ尙引續キ空襲ノ激化ニ伴ヒ塔乗員モ更ニ増加スルノ状況ニアリ而シテ五月下旬以降ニ在リテハ敵ノ爆撃ハ市民ノ殺傷ト民家ノ焼夷破壊トヲ主目的トスル無差別非人道的都市爆撃ニ轉移シアルモノ如ク此等塔乗員ノ調査ニ依ルモ明瞭ニ察知セラレタリ。

而シテ時日ノ經過ト共ニ作戰業務ハ益々繁忙トナリ諸般ノ状況ハ迅速ニ處置スルヲ要スル状態ニ在リ且無差別爆撃ニ依ル被害ハ官民ノ徹底セル努力ニモ拘ラズ絶大ナル數ニ上リ其ノ敵愾

- 1203 -
1198

E-1218

心ハ最高潮ニ達シアリ又一方連日ノ相繼グ猛烈ナル空襲下此等塔乗員ノ管理ハ困難ヲ極メアリ即チ方面軍ニ於テハ斯カル狀況下此等塔乗員ヲ手續繁雜ナル軍律會議ニ附シ時日ヲ遅延セシムルハ全ク當時ノ狀況ニ合セサルモノアリトナシ、十一名ハ六月二十八日瀬戸市赤津町宮地山中ニ於テ、十六名ハ七月十四日司令部第二廳舎裏ニ於テ夫々刑ヲ執行ス。

法廷証第一九二二號ハ、同報告書ノ第二十四部であり、その日附は一九四五年十二月二十六日となつてゐる。報告書は次のように述べてゐる。

「中部軍管區内ニ於テ日本軍ノ捕獲セシ聯合軍飛行機塔乗員ハ總數約四十九名ニシテ、内三名ハ東京ニ送致、約六名ハ傷病死、二名ハ軍律會議ニ於テ審判ノ上處斷、殘餘ノ約三十八名ハ之ヲ軍律會議ニ附讀スルコトナク處斷セリ。

E-1219

昭和二十年六月以降空襲ノ激化ニ伴ヒ捕獲セシ塔乗員ノ數モ漸次増加シ、此等ハ前記通牒ニ基キ、總テ中部憲兵隊ニ於テ十分調査ヲ行ヒ、軍律違反ノ證據ヲ舉ゲタルモ、第十五方面軍司令部ニ中部軍管區司令部下二位一體ノ作戰軍ニシテ職員モ大部軍管區司令部下兼任ナリニハ激化スル空襲ト米軍ノ本土上陸ニ對スル防衛作戰ノ準備ニ忙殺セラレ、法務部又軍秩違反ノ事件ノ處理ニ忙殺セラレタル爲、遂ニ此等塔乗員ヲ軍律會議ニ附スルコトヲ得サリキ。

當時中部軍ニ於テハ昨春秋以來ノ空襲ノ激化特ニ本年三月以降東京、名古屋、大阪、神戸等ニ對スル無差別焼夷彈爆撃ノ爲多數ノ人命ト私有財産ヲ燒毀セラレ、國民ノ憤怒特ニ塔乗員ニ對スル反感益々盛ナリト觀シアリタリ。

右ノ狀況ニ於テ中部憲兵隊ハ塔乗員ノ處置ニ關シ中部軍管區司令部ヨリ指示ナキ爲、東京憲兵司令部ニ連絡シ、且七月上旬ノ第一回ノ處斷ニ方リテハ、軍管區司令部トモ連絡ノ上之ヲ實行セリ。

1204
1194

法廷證第一、九二三號は、報告書の第二十七部で
あり、その日附は一九四六年三月二十七日となつて
いる。報告書は次のように述べている。

「B、捕獲飛行機塔乗員ニ對スル當時國民一般ノ
感情ニ就テ

E-1220

聯合軍飛行機ノ本土空襲開始セラレ、重要施設ノ
爆撃引續キ行ハレ、各所ニ非戦闘員ノ生命財産等ノ
損害續出スルニ伴ヒ國民ノ敵愾心ハ漸次募リツツア
リシカ、三月ニ入り東京、名古屋、大阪、神戸等ノ
大都市相次イテ焼夷彈ニ依ル無差別爆撃ヲ蒙リ、莫
大ナル損害ヲ生スルヤ國民ノ感情ハ俄然激化シ、敵
愾心ハ益々昂盛セラレ、捕獲飛行機塔乗員ニ對スル
一般ノ輿論ハ益々シク硬化セラレタリ、其ノ後聯合軍
飛行機ニヨル無差別爆撃益々激化シテ熄ムコトヲ知
ラス、國民ノ復讐心ハ其ノ極ニ達シ、落下傘降下セ
ル日本軍飛行機塔乗員ニ對シテスラ其ノ職別ノ餘裕
ヲ失ヒ、動モスレハ之ニ危害ヲ加ヘントスルノ事例
ノ發生ヲ見ルニ至レリ

「C、虐斷發動ニ關スル中部憲兵隊司令部ト憲兵司
令部トノ關係ニ就テ

「一、昭和二十年春夏ノ交ニ於テハ、本土空襲ノ激
化ニ伴ヒ捕獲飛行機塔乗員ノ數モ亦相當ノ數ニ上リ
タルモ、各軍ニ於テハ各種ノ事由ニ依リ此等ヲ速ニ
軍律會議ニ附シ得ザリシ爲、此等ヲ收容シアリタル
各地ノ憲兵隊ハ其ノ收容施設ノ狹隘ト相俟ツテ之ガ
收容ニ困難ヲ感シアリタルヲ以テ、憲兵司令官陸軍
中將大城戸三治ハ諸般ノ情勢ヲ考察ノ上、昭和二十
年六月頃憲兵司令部外事課長陸軍憲兵大佐山村義雄
ノ名ヲ以テ捕獲セシ飛行機塔乗員ノ取扱ニ關スル私
信ヲ北部、東北、東部、東海、中部、中國、四國及
西部各憲兵隊司令官宛發送セシメタリ。

「二、此ノ私信ノ趣旨ハ、憲兵司令部關係者ノ記憶
ニ依レハ概ネ次ノ如シ。

E-1221

捕獲飛行機塔乗員ニ對スル軍律會議ハ一般ニ停頓シアル爲、各憲兵隊ハ其ノ收容人員逐次増加シ之カ取扱ニ困難ヲ極メアルカ如シ、此ノ際憲兵トシテハ軍律會議ノ促進ヲ切望スルモノナリ、而シテ彼等ノ内ニハ非人道的無差別爆撃ヲ行ヒシモノモアルヘク、此等ハ速ニ軍律ニ照シ嚴重處分スルヲ至當トスヘシ。若シ速ニ軍律會議ニ附シ處置スルコト不可能ナリトセハ他ニ便法ヲ考ヘ、然ルヘキ方法ニ依リ處置スルコトモ亦已ムヲ得サルヘシ。然レトモ此ノ二方法ノ何レヲ採ルヘキハ軍管區司令部ノ管掌事項ニシテ、憲兵ノ專行スヘキモノニアサルヲ以テ所要ニ應ジ關係軍管區參謀長ニ連絡スルヲ可トスヘシ。尙本件ハ各軍管區參謀長ノ自主的判斷ニ俟ツヘキモノナリト附言セルモノノ如シ。

E-1222

D、處斷發動ニ關スル中部憲兵隊司令部ト中部軍管區司令部トノ關係ニ就テ
一、前述ノ私信ヲ受領セシ中部憲兵隊司令官長友少將ハ六月末頃ニ或ハ七月始頃ニ中部軍管區參謀長陸軍中將國武三千雄ヲ訪問シ「捕獲飛行機塔乗員ノ調査ハ、實施ノ結果ニ徴スルニ其ノ陳述スルトコロ何レモ同様ノモノ多キヲ以テ、今後ハ一々情報ヲ呈出セサルコトアルヘク、又此等塔乗員ハ適當ニ處置シ度」旨申出タルヲ以テ、國武中將ハ此ノ提言カ塔乗員處斷ノ如キ重大ナル交渉ナリトハ思惟セス、單ナル情報通告ナリト判斷シ「承知セル」旨ヲ答ヘ、專ラ當時繁忙ヲ極メタル作戰準備及空襲對策ニ専念

-1206-
1176

セリ。

尙國武中將ノ言ニ依レハ、長友少將ノ來訪ノ目的
カ憲兵司令部ヨリノ私信ニ基ク重大事項ノ連絡ナリ
トハ夢想タニセサリシモノノ如シ。

E-1223

陸軍憲兵少佐志内猪虎^{シナイイコ}ハ中部軍管區參謀陸軍大佐
大庭小二郎ヲ訪問シ「憲兵司令部ヨリ連絡モアリタ
ルヲ以テ目下中部憲兵隊ニ收容中ノ捕獲飛行機塔乗
員ヲ處刑スル」旨申出テタルニ依リ、大庭大佐ハ
「處刑スヘキ塔乗員ハ確實ニ無差別爆撃ヲ行ヒタリ
トノ證據アルモノノミナリヤ」ト質ネタルニ、志内
少佐ハ「然ル」旨答ヘタルモノノ如シ。

茲ニ於テ同大佐ハ、此ノ處^シカ中部憲兵隊ニ於テ
管理シアル捕獲飛行機塔乗員ニ關スル事項ニシテ又
憲兵ノ隸屬系統ノ上級官衙タル憲兵司令部ヨリノ意
圖ニ基クモノナリト判斷シタル爲、軍律ノ精神ニ照
シ處刑スルモノナルニ於テハ已ムヲ得サルヘシト考
ヘ「憲兵隊ニ於テ處刑スルナラハ已ムヲ得サルヘシ」
ト答ヘタルモノノ如シ

E-1224

法廷證第一、九二四號は報告書の第二十五部であり、その日附は一九四六年一月二十三日となつてゐる。報告書は次のように述べてゐる。

「西部軍管區内ニ於テ日本軍ニ捕獲セラレタル聯合軍飛行機塔乗員ノ内約八名ハ昭和二十年六月二十日（第一次）又別ノ約八名ハ同年八月十二日（第二次）又別ノ約十五名ハ同年同月十五日（第三次）夫同軍管區司令部職員等ニ依リ殺害セラレタリ。」

報告書はさらに第一頁より始まる第三、第四及び第五節において、次のように述べてゐる。

「三、第一次ノ處断ニ就テ
昭和十九年末以來聯合軍ニ依リ内地ノ各都市相次イテ焼燬セラレタルニ至ルハ、軍官民全般ノ憤慨心ハ漸次強化セラレ、就中軍管區司令部所在地タル福岡市カ昭和二十年六月十九日空襲ヲ受ケ市街ノ要部焼土ト化シ、一般民衆ノ多數罹災スルノ惨狀ヲ呈スルハ、敵愾心ハ更ニ著シク激化セラレタモノノ如シ。

前項ノ如キ狀況ニ於テ、約八名ノ捕獲飛行機塔乗員ハ六月二十日軍管區司令部管内ニ於テ軍管區司令部職員等ニ依リ處断セラレタリ。

四、第二次ノ處断ニ就テ

八月ニ入ルミテ米軍ノ廣島市及長崎市ニ對スル原子爆彈攻撃相次イテ實行セラレ兩都市民衆ノ大部罹災シ、而モ慘狀洵ニ言語ニ盡シ難キモノアルニ至ルヤ、一般ノ敵愾心ハ再ヒ極度ニ激化セラレタルモノノ如シ。

前項ノ如キ、狀況ニ於テ、約八名ノ捕獲飛行機塔乗員ハ八月十二日福岡市西南方油山火葬場附近ノ山中ニ於テ軍管區司令部職員等ニ依リ處断セラレタリ。

五、第三次ノ處断ニ就テ

八月十五日終戦トナルハ、九州地方ニ於テハ各種シテ流言蜚語亂レ飛ビ、特ニ聯合軍ノ一部既ニ上陸セシ等ノ造言生シ、婦女子ノ避難等福岡地方ハ名狀ス

E-1225

-1225-
1190

ヘカラサル混亂ニ陥リ軍管區司令部内、一部將校等ニ於テハ激烈ナル敵愾心ヲ生スルニ至リシモノノ如シ。

前項ノ如キ狀況ニ於テ、約十五名ノ捕獲飛行機乗員ハ八月十五日福岡市西南方油山火葬場附近ノ山中ニ於テ軍管區司令部職員ニ依リ處斷セラレタリ。本官はすでにこの報告を全体として容認することの困難であることを示した。しかしそれが容認できるとしても、それは本件の報告中のだれについてもなんら有罪であることを立證するものではない。裁判を行わずに處刑した事件は、實際は日本から遠く離れた諸島地域で起つた偶發事件であつた。日本内地においては数件あるが、これはいずれも情勢が極度に混亂していた一九四五年に起つたものである。

日本國內のこれらの事件に當時關係があつたと考へられる被告は、小磯、重光及び東郷だけである。われわれは一九四四年七月二十二日すでに東條内閣が倒壊したことを記憶しなければならぬ。一九四四年七月二十二日から一九四五年四月七日まで小磯内閣が政務處理に當つており、被告のうち小磯及び重光だけがその閣員であつた。一九四五年四月七日から同年八月十七日まで鈴木内閣が存在したのであり、被告のうち東郷だけがその閣員であつた。いずれにしても、當時の日本における情勢に鑑みて、本官は、これらの遺憾な處刑を阻止することをおぼつかうと思つたことについて、被告が、刑事的責任を有するものとは認めないのである。失敗は常に過失を意味するものではない。

1209
1199

第七部

勸告

E-1226

以上述べてきた理由に基いて、本官は、各被告はすべて起訴状中の各起訴事實全部につき無罪と決定されなければならず、またこれらの起訴事實の全部から免除されるべきであると強く主張しようとするものである。

本官は起訴状に列記されたどの國に對するどの戦争にしても、それが侵略的であつたかどうかということは考察しなかつた。戦争というものが犯罪的性質を有するか否かについて本官のとつては法律観は、本官がこの問題に觸れることを必要にしては、さらに本官は國際社會における諸國家の一般に廣く行われてゐる行爲を念頭においた際「侵略戦争」を定義づけるにあたつて、本官の感ずる困難をすてに述べておいた。

本件の取り上げ方として可能なる道が確かに一つあるのであるが、本官は未だそれには解れていない。戰勝國は、日本の軍事的占領者として「公共の秩序及び安全を確保する」ために一九〇七年のヘーグ條約第四の第四十三條に基いて行動することができ、またこの權力は戰勝國に對して、かような行動をとるに至るべき情況とその目的のために戰勝國が必須と考える行動とを定める權利を與えてゐると言われている。

まずナポレオン・ボナパルトの事例が挙げられ、それから一九〇七年のヘーグ條約第四十三條が挙げられた上、世界の公共の秩序及び安全を確保するた

E-1227

めに、戦勝国は、いかなる被告にしても、将来彼がなんらか害をする可能性が少しでもあるいかなる生活の分野から、これを除去するあらゆる権利を有するものであると主張されている。

本官は、これは事實上法律的正義を口實として戦勝国の政治的権力に訴えるものであると信ずるのである。これは単に便宜の問題をもつて合法性の缺如を補うにすぎないものである。

本官はすでにナポレオン・ボナパルトの事例をあげ、いかにこの時代においてさえ彼の事件で生ずる正確な法律的地位に關して、相當な困難が感ぜられ、疑念が抱かれたかを指摘したのである。ナポレオンの拘禁という最後の措置をとつた者は、この目的のために彼らの屬する國家の立法府から得たある権限を具備することが必要なことを知つたのである。ジョージ三世治世第五十六年度法律第二十二及び二十三號はこの権限を試與するために制定されたものである。

一八一八年エックス・ラ・シャペルの會議に於て連合國はナポレオンに對する措置をとるにあたり、その事件は國際法の適用範圍外であるという假定のもとに行動を進め、かような假定をする理由を述べたのである。本官は國際法の目的のためにわれわれが従ふ事件から、利用價值のあるどのような原則を引き出すことができないかを了解できない。この事件はきわめて深い内包範圍しかもたない特定の規則を生み出すにすぎず、また本官の意見では、その外延範圍も極度に限定されたものである。もとより、かような法則でさえも、時としてはその元來の論理的內容によつて包括される分野を越えて適用し得るといふことについて、われわれは疑いをさしはさまない。しかし、かような外延的適用は、その元來の分野と實質的、根本的に異つた分野にまで延長しては

E-1,228

ならない。

本官はヒットラー一派の立場を知らない。あるいは彼らの事情をナポレオンのそれと同一視することができたかもしれない。

連合国は、ボナバルトがフランス統治権を奪取するのを阻止するために武力を行使することは、國際法によつて正當化されているものと考え、この正當化事由によつて、フランスそのものが連合国の敵でないときに、ボナバルトと彼の追従者に對して連合国の敵として戰爭を行つたのである。ボナバルトは單に「一般に認められた政治的性情のない無形の力の長」にすぎないものと名づけられ、従つて文明國によつて公的權力に當然與えられる利益及び禮儀を要求する權利がないとされた。もしヒットラー一派がドイツの立憲政治を完全に窒息させ、彼ら一派の裁判において權力を寡奪したとしたならば、右のボナバルトの立場がまたヒットラー一派の立場であつたであらう。おそらく兩者いずれの場合においても、そのいわゆる國家は、もしそれを國家と呼び得るとすれば、社會の趨勢の影響から離脱し、意識的にその社會と相對立する立場に立つことに成功したものである。

本件の被告の場合にはナポレオンやヒットラーのいずれの場合ともいかなる點でも同一視することはできない。日本の憲法は完全に機能を発揮していた。元首、陸軍及び文官はすべて社會といつても變らずまた常態を逸しないて相互關係を維持していたのである。國家の憲法は社會の意思との關係においては從來と同様の形のまま存続した。與論は非常に活潑であつた。社會はその意思を効果的にするための手段を少しも奪われていなかつた。これらの被告は意

法に従い、また憲法によつて規定された機構を運営
するためだけ、権力ある位置についたのであつた。
彼らは終始輿論に服し、戦時中においてさえも輿論
は眞實にかつ活潑に役割を果したのである。今次行
われた戦争は正に日本という國との戦いであつた。
これらの人々はなんら権力を篡奪したものではなく、
確かに彼らは連合國と戦つていた日本軍の一部とし
て國際的に承認された日本國の機構を運営していた
にすぎなかつたのである。

E-1, 229

一九〇七年の第四ヘーグ條約第四十三條に訴えることは、なるほどこれらの人々を裁判するためのものである。戦争犯罪人の處罰に關する審議の出発點は、一九〇七年十月十八日の第四ヘーグ條約でなければならぬ。と、われわれは言われている。この條約は本質的に近代ヨーロッパ學識の產物であり、それゆゑに本質的に近代ローマ法及び近代ローマ法典編纂の傳統を反映している。と唱えられている。さらにはまたこの條約の解釋にあたつて、法律的方法は法學的方法に關する英米の概念だけに従うとか、あるいは法に關する目的の役割に關する近代法律理論を看過するとかすれば、それは同條約の趣旨を歪曲または誤解することになる。とわれわれに對して言われている。もしこの條約の解釋及び執行が、法律的方法に關するローマ法學者の概念並びに條約それ自体の本文そのものに述べられてある目的または目標に従つてなされるなければ、條約そのものは無效果となつて歪曲されるであらう。

「條約それ自体の本文そのものの中に述べられている」と言われる「目的または目標」に言及されたのは、侵略戦争は犯罪であり、かつ個人的犯罪である。という法律を、勝利者がつくる權利及び權力を第四十三條の範圍内に持ち込むためである。本官は、この條約は戦争の性質それ自身を決定するところまで、われわれを連れていかないと信ずるのである。その全目的は戦争状態がすでに存在することを假定して、戦争の法規及び慣例を規定することであつた。條約參加國は、平和ヲ維持シ且諸國間ノ戦争ヲ防止スルノ方法ヲ講ズルト同時ニ其ノ所期ニ反シ避クルコト能ハザル事件ノ爲兵力ニ訴フルコトアルヘキ場合ニ付攻究ヲ爲スノ必要ナルコトヲ考慮シ、文明ノ如キ非常ノ場合ニ於テモ尙能ク人類ノ福利ヲ

E-1, 230

文明ノ如キ非常ノ場合ニ於テモ尙能ク人類ノ福利ヲ

トヲ希望シ、

「之カ爲戦争ニ關スル一般ノ法規慣例ハ一層之ヲ正確ナラシムルヲ目的トシ又ハ成ルヘク戦争ノ惨害ヲ減殺スヘキ制限ヲ設クルヲ目的トシテ之ヲ修正スルノ必要ヲ認メ、

「千八百七十四年ノ比律悉會議ノ後ニ於テ聰明仁慈ナル先見ヨリ出テタル前記ノ思想ヲ体シテ陸戰ノ慣習ヲ制定スルヲ以テ目的トスル諸條規ヲ採用シタル第一回平和會議ノ事業ヲ或ル點ニ於テ補充シ且正確ニスルヲ必要ト判定セリ。」

そうすると同時に、「敵國ニ於ケル軍ノ權力ニ關する或る規則を、條約附屬書第三款中に制定し、第四十三條はその中におかれたのである。同條は次の通りである。すなわち「國ノ權力カ事實上占領者ノ手ニ移リタル上ハ占領者ハ絶對的ノ支障ナキ限り占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル爲施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ盡スヘシ」。この規定は、交戰中領土が敵軍によつて占領された場合適用するものである。第四十三條に與えようとされる解釋が正しいとすれば、戦争中に領土を占領している軍は被占領地政府によつて行われた戦争を侵略的及び犯罪的であると宣言する權利を有するものであつて、もし同政府要員のだれかを捕えることに成功したら、同要員の裁判のための法規を明定する條例を制定して、彼を裁判に付し、有罪と宣告する權利を賦與されるものである。本官はかりそめにもこれが一九〇七年のヘーグ條約に参加した諸國の「目的及び目標」であつたとは考えないものである。

本官には、かような目的及び目標を選び出すために、ヘーグ條約の第四十三條を牽強附會し、歪曲する用意はない。またナボレオン事件を本件に持ち出す用意もない。國際連合憲章は、連合國各人民によ

E-1,232

つて、明白に、『戦争ノ惨禍ヨリ次代ヲ救フため
に、發布されたものであつて、『國際連合の目的
は、『國際的平和及び安全ヲ維持スルコト、及びコ
レガタメ、左ノ措置ヲ執ルコト、即チ、平和ニ對ス
ル脅威ノ防止及び除去ノタメ、並ビニ侵略マタハ他
ノ平和破壊行為ノ鎮壓ノタメノ集團的措置ヲ執ルコ
ト、』である、と明確に聲明したものである
が、このように、今次大戰の後でさえ、國際連合憲章
が、違反國の個々の國民に對してかような措置をと
ることを定めなかつた事情は、すでに本官の指摘し
たところである。

右の憲章の第七章は、『平和ニ對スル脅威、平和
ノ破壊及び侵略行為ニ關スル行動』を規定している。
この章の規定は、個人に對する措置は少しも考へて
いない。第七章が規定している強制的行動は、違反
者たる集團全体の運用に責任ある者に對し、個人的
に發動されることはない、と斷定しても間違ひはな
いであらう。

法律的外貌をまつてはいるが、本質的には政治
的である目的を達成するため、本裁判所は設置さ
れたにすぎない、という感情を正當化し得るような
行動は、司法裁判所として、本裁判所のなし得ない
ところである。

戰勝國は、戰敗國に對して、憐憫から復讐まで、
どんなものでも施し得る。しかし、戰勝國が戰敗國
に與へることのできなない一つのものは、正義である、
ということが言われてきている。少くとも、もし裁
判所が法に反する政治に根差すものであるならば、
その形や体裁をどう繕つても、上に述べた懸念は實
際上その通りになるであらう。『正義とは實は強者
の利益にほかならない』というのでない限り、そう
である。

万一、本裁判所が、かような政治問題を決定する

E-1, 233

ことを求められているのだつたとすれば、審理全体は、全然異つた様相をとつたであらうし、また本裁判所の取調べの範囲も、今まで裁判所の許したもののより、はるかに廣汎なものとなつたであらう。かような場合裁判を受ける者の過去の行動は、單に、ある證據事實を提供するに止まつたであらう。眞の究極の「證明すべき事實」は、世界の「公けの秩序と安全」に對する將來の脅威であらう。かような將來の脅威を判斷する資料は、本裁判所には絶對にない。檢察側も辯護側も、この點に關する證據提出は、絶對に要求されなかつたのである。この問題は、おそらく今日まで世界に暴露されなかつた諸事實の、廣汎な調査を確かに必要とするであらう。ナチの侵略者らが葬り去られ、日本の共同謀議者らが獄屋につながられているとき、なお、權威ある筋から、『世界の狀態が、われわれの理想と利益を、今日ほど脅かしていること』は、史上會つてない」といふ聲を、われわれは聞いてゐる。『憂鬱な事態の委は、ナチ体制の、高壓的な、計画的行動の再版である』といふ聲を、世界は聞かされてゐる。確かにそうであるかもしれない。また、心中の虚偽によつてすなわち、意思と教智の初期の涸渇によつて、欺かれてゐるにすぎないのかもしれない。

現在、國際世界が過しつゝあるような、艱難辛苦の時代においては、あらゆる弊害の源泉として虚偽の原因を指摘し、それによつて、その弊害がすべてこれら原因に歸すると説得することによつて、人心を誤らせることのきわめて容易であることは、實にだれしも経験してゐるところである。このようにして人心を支配しようとする者にとつては、今こそそれは、絶好の時期である。復讐の手段に、弊害の本質から見て、それ以外に解決はないという外貌を與えて、この復讐の手段を大衆の耳にささやくには、現

在ほど適當な時は他にない。いすれにしても、司法裁判所たるものは、かような妄想に手をかすべきではないのである。

單に、執念深い報復の追跡を長引かせるために、正義の名に訴えることは、許されるべきでない。世界は眞に、寛大な雅量と、理解ある慈悲心とを必要としている。純粹な憂慮に満ちた心に生ずる眞の問題は、『人類が急速に生長して、文明と悲惨との競争に勝つことが出来るであらうか』ということである。

『われわれは、今まで慣れてきた考え方を急速に変えなければならぬ。會つてその必要のあつた場合より、もつとはるかに急速に変えなければならぬ。われわれは、組織的に、一切の戦争の主要原因を縮小し、排除することを始めなければならぬ。』この言葉はまづたく正しい。かような原因は、一國産業の潜在的競争力に存するのではない。問題をこのように見ることは、單に、われわれの現在の問題を、古い問題の單なる再現と観ずることに過ぎない。われわれは、次のことの理解を忘れてはならない。

すなわち『現在の問題は、原則的に、新しい種類の問題である。それは單に、一國の問題が、世界的関連をもつというのではない。それは、世界の問題であり、人道の問題であること、議論の余地もないのである。』

われわれは、『これらの大問題は、一九一四年以降われわれを悩ました問題が、もつと複雑になつて再現したものにすぎない、』と、う考えて、この問題と取り組むことをやめなければならぬ。

『原子爆弾の意味するもの』をして、『地上の各人民が平和と正義の中に生き得る方法を思慮ある人々に探求させることを怠らせてはならない。』がしかし、敗戦國の指導者らの裁判とその處罰の中に示さ

E-1,234

E-1235

れた一連の行動には、上の原子爆弾の意味するものをよく認識している、というしるしは見られないのである。『憎むべき敵の指導者の裁判を注視することによつて起された、熱狂した感情は、世界連合の根本條件を考慮する余地を、殆んど残さないものである。』
 判があまりに強調されることによつて、平和の眞の條件、に對する民衆の理解は増進することなく、寧ろ却つて混亂させられるであらう。このように言われたのも、おそらく正しいであらう。
 『この恐怖をもたらした疑惑と恐れ、無知と貧慾を克服する道を發見するため、平和を望む大衆が、費そうとする尊い、わずかな思いを、裁判が使用果してしまふことは許されるべきではない。』
 情的な一般論の言葉を用いた、檢察側の、報復的な演説口調の主張は、教育的というよりは、寧ろ興行的なものであつた。おそらく敗戦國の指導者だけが責任があつたのではないという可能性を、本裁判所は全然無視してけなさない。指導者の罪は、單に、おそらく妄想に基いた、彼らの誤解にすぎなかつたかもしれない。かような妄想は、自己中心のものにすぎなかつたかもしれない。しかし、そのような自己中心の妄想であるとしても、かような妄想は、到るところの人心に深く染み込んだものであるという事實を、看過することはできない。正に次の言葉の通りである。
 『時が、熱狂と、偏見をやわらげた曉には、また理性が、虚偽からその假面を剥ぎとつた曉には、そのときこそ、正義の女神はその秤を平衡に保ちながら過去の賞罰の多くに、その所を變えることを要求するであらう。』

PAL JUDGMENT
ERRATA SHEET
I.M.T.F.E.

パ
ル
判
事
判
決
書

正
誤
表

裏
面
白
紙

バル判事判決書正誤表

英文頁	文日本	文日本	誤	正
一一	一一	二	處理 例に準備	處理 例に準備 (削除)
二六	二四	二九	また不可避	別個の 事實の
四九	四三	一九	明確な	既存 の補語
五一	四六	五	事の	意思
五七	五二	一五	概存	本質的要素そのもので あり、主權が國際生活 の根本的基礎として 存続する限り兩立しな いものではないといふ見 解
七五	六八	二四	とともに一對をな す	兩立しないものではな いといふ見解
九六	八七	四	意見 本質的…… ……存続する限り	存続するかどうかの 以上 人種、信仰、 避けられて 即座 指摘 回答 差別待遇
一〇一	九二	一八	意見	
一一二	一〇一	一四	……存続する限り	
一一三	一〇三	二六	兩立しないといふ 見解	
一二九	一一七	一四	存続するかの	
一三二	一一九	三〇	以	
一三八	一二三	一七	人類信仰	
一六二	一四九	一二	忌避されて	
一七七	一六一	三三	則座	
一七八	一六七	一一	指摘	
一八〇	一六七	三一	回答	
一八四	一四一	一四	差別待遇	

英文頁	日本 文頁	日本 文行	誤	正
一八六	一七三	一七	重要な地位を	重要な地位を
一八九	一七七	二四	あり、従つて	あり、従つて
一九〇	一七八	五	國際法下の	國際法上の
一九九	一八七	一〇	起した人々	起した人々
二〇〇	一八九	一四	同氏にすれば	同氏によれば
二〇二	一九〇	二七	反映した	反映する
二〇九	一九四	二八	見られる。	見られる。
二〇九	一九五	二七	結論の基礎を協約	結論の基礎をどのや うな規約協約
二二七	二二三	九	擔當者だけの與する	擔當者だけの關與す る
二二七	二二三	二七	ことに定義された。	ことに決議された。
二二七	二二三	三二	附帶事項にして	附帶事項に關して
二二八	二二四	一〇	ビューエス	ビューズ
二三四	二二〇	二八	裁判官が善良であり	裁判官がいかに善良 であり
二三五	二二二	一	そして諸國が	(全行一字上げ)
二三五	二二二	一〇	魔法にかけられた	(全行一字上げ)
二三五	二二二	二四	侵略の定義にいて	侵略の定義について
二四四	二三一	二六	亭有	亭有
二五〇	二三六	二三	ラウターバクト博士	ラウターバクト博士
二六一	二三二	八	以下のように	以下のように
二六二	二三三	三	檢定側	檢察側
二九〇	二八一	一ニ	ラムバード	ラムバート
二九〇	二八一	一六	原田男爵	原田男爵

英文頁	文日本	文日本	誤	正
二九一	二八二	一四	記入事項は	記入事項は
二九三	二八四	三五	難點を生ずるに至つた法廷は	難點を生ずるに至つた法廷は
三〇一	二九二	二〇	この條約を	この條約を
三〇三	二九四	ハ	技能を場合に限つて	技能をもつ場合に限つて
三〇六	二九七	三〇三	陳述もしなければ	陳述もなければ
三〇八	三〇〇	一と三	テンタードン	テンターデン
三一一	三〇三	二と二	ワインフオード	ワインフオード
三一一	三〇五	二二	國際連盟規約	國際連合規約
三二二	三一四	二二	(a) 國際連盟規約	(b) ランシング・スコット
三二二	三一四	六	ノ次ニ新行トシテ下	報告書
三二二	三一四	二〇	記ヲ挿入ス	チャタム
三二二	三一四	二六	この勳に……	(別行)
三二二	三一四	二六	テエーサム	成功
三二二	三一四	二六	成功	成功
三二二	三一四	二六	十二月二十四日	十二月十四日
三二二	三一四	二六	的表現ナリ。	的表現ナリ。
三二二	三一四	二六	ジメルン	ジメルン
三二二	三一四	二六	目的と	意旨と
三二二	三一四	二六	置くべきである。	置くべきである。
三二二	三一四	二六	(a) (一)	(d) (一)
三二二	三一四	二六	ハサン湖事件に	ハサン湖事件及びハル
三二二	三一四	二六	ヒンゴール河事件に	ヒンゴール河事件に

英文頁	日本文頁	日本文行	誤	正
三七五	三六二	二二	とりまとめ、それら	とりまとめ、できる
三八三	三七〇	二	過度的	過渡的
三八七	三七四	一四	色採	色彩
三八九	三七五	二二	輪送	輪送
三九四	三八〇	三三	東支鐵道	東支鐵道
四〇〇	三八九	三〇	しかしながら	しかしながら
四〇四	三九一	二	港中會	興中會
四〇六	三九二	二	加刺	通刺
四〇七	三九三	三	一、東亞	一、極東
四〇八	三九四	七	三、東亞	三、極東
四一〇	三九六	一〇	を正する	を正する
四一三	四〇〇	一三	英國大使	英國公使
四一四	四〇一	二一	現下ノ狀態ニ	現下ノ狀態並ニ
四一九	四〇五	二四	保全ニ關スル	保全ニ關シ、又ハ一幾
四一九	四〇五	二五	侵害略	ニ門戶開放政策トシテ
四二二	四〇八	二六	擧求	知ラルル中國ニ關スル
四二三	四〇八	二九	擧求	國際政策ニ關スル
四二七	四一三	二	考えを與へたこと。	侵害
四二九	四一五	一	それをそうと	擧求
				擧求
				考えを田中に與へたこ
				と。
				それをなそうと

英文頁	文日本	文日本	誤	正
四三〇	四一六	一三	神秘密の幕	神秘密の幕に
・	・	二一	國際問題協力會	國際問題協力會
・	・	二六	神秘密の幕	神秘密の幕に
四三三	四二〇	一	(B)	(B)
四三八	四二三	一九	集事する	集事する
四三八	四二三	二一	許す、この	許し、この
四三〇	四二六	二一	志う。	思う。
四四六	四三一	二五	吾人トノ係ハ願ル機	吾人トノ關係願ル機
四五〇	四三三	二	特殊の役割	特殊の役割
四六〇	四四二	二九	二部	二書
四六一	四四三	二二	もたらした	もたらした
四七一	四五四	二三	弊原男	弊原男
四八〇	四六三	一七	使	使
四八三	四六六	三	うちで、その交渉	うちで、條約はその交
四八三	四六六	當事者	當事者	當事者
四八三	四六六	三一	代償	代償
四八四	四六六	一六	一九二六年にかけて	一九二六年にかけて
四八三	四六七	二七	大規模を獲得	大規模に獲得
四八七	四七〇	八	政策がいかに日本の	政策が日本の野心
四八七	四七〇	野心	野心	野心
四八七	四七〇	一六	ヴェルサイユ條約に	ヴェルサイユ條約に
四九七	四七九	二六	この積極的行動	この積極的行動
四九七	四八〇	二四	自分の起した運動の	自分の起した運動の
			ために國民の同情を	ために國民の同情を
			集めようとする	集めようとする
			こと	こと
			にとつては	にとつては

英文頁	文日本	文行	誤	正
五二八	三〇九	二三	關係するものがなく て	關係するものでな くて
五三四	五一五	一三	E-354	E-354
五三四	五一五	二八	倡政府	僑倡政府
五三六	三一七	三三	一口頁。	一四頁。
五四五	五二五	一二	挫切	挫折
五四七〇	五三二	一一	確得し	確保し
五四七〇	五三二	六七	夷ヲ制スベク	夷ヲ以テ夷ヲ制スベ ク
五四七〇	五三二	三二	言の	發言の
五四七〇	五三二	三三	西洋諸の	西洋諸國の
五四七〇	五三六	三一	さらに漢口に	さらに杭州に
五四七〇	五四〇	一六	頼りにしていた	頼りにしていた。
五四七〇	五四五	一二	桎梏ヨリ	桎梏ヨリ
五四八二	五四五	二六	隊	隊
五四八二	五四五	二九	威力	武力
五四七〇	五五二	七	邪計畫	邪惡を計畫
五四七〇	五五三	二三	第三國ノ側	第三國ノ側ニ於テ、
五四七〇	五五三	二六	合諾ノ拔萃	會談ノ拔萃
五四七〇	五五六	一	内蒙古獨立運動	内蒙古自治運動
五四七〇	五五八	七	獨立運動	自治運動
五四七〇	五五八	二〇	(補外英文頁數) 脱着	E-547 (35)

英文頁	文日本	文日本	誤	正
五五〇	五六二	二四	覆滅される	覆滅される
五五三	五六五	五	中國陝西省	中國陝西省
五五四	五六三	一九	すれび	すれば
五五六	五六七	三〇	湖北に	「湖北に
五三八	五六九	七	設立される。	設立される。」
五三九	五六〇	一五	善辯證法的	善の辯證法的
五六四	五六三	二四	自己保存權	自己保存權は、
五六五	五六六	二八	ある假定した	あると假定した
五六八	五六八	二四	報告は會	報告會は、
五七〇	五八〇	一〇	「中、特ニ」	中、「特ニ」
五七二	五八二	四	則時	即時
五七四	五八三	二四	はつきりした	別個の
五七六	五八五	三	診見	診見
五七八	五八七	五	この見	認見
五八〇	五八九	二	かつ人間の	かつ人間の
五八二	五九一	一三	感 知	知 覺
五八四	五九三	三三	むしろ濠洲首相	むしろ濠洲だけ即ち
五八六	五九五	五	滿洲國ノ施政ニ對ス	當時の濠洲首相
五八八	五九七	ル		滿洲國ニ對シテハ北支
五九〇	六〇〇	三二	東京の地の	自治政權ノ滿洲國ノ施
五九二	六〇二	七	彼は	政ニ對スル
五九四	六〇四	七	スルコノミニ	東京の他の
五九六	六〇六	一六	政府する	彼らは、
五九八	六〇八			スルコトノミニ
六〇〇	六一〇			政府に反對する

英文頁	日本文頁	日本文行	誤	正
五九九	六〇六	五	事實の港	事實の混同
六〇〇	六〇六	三三	國体に淵源して	國体に淵源して
六〇一	六〇七	八	天無窮	天壤無窮
六〇一	六〇七	八	皇民臣道	皇國臣民
六〇八	六一一	一八	慕舉	暴舉
六〇八	六一二	一〇	事情	(削除)
六二一	六二四	二〇	防策	豫防策
六三一	六三二	一〇	この外國の侵略が孔子の母國である中國	孔子の母國に對するこの外國の侵略が中國に引き起した感情は中國人
六三一	六三二	二三	列強	外國
六五九	六三七	一三	自慢したかもしれな	自慢から主張したか
六七二	六七七	九	第一回選が	第一回選舉が
六七二	六七七	二四	あたえて	あえて、
六七八	六七四	四	共同謀議者一	共同謀議者一
六八〇	六八六	二〇	慣習	慣習
六九〇	六八七	一	七月二日附決議	七月二日附議決
七一三	七〇六	二五	政府として	政府をして
七一四	七〇七	二九	優秀商船を有すること、	優秀商船はきわめて少いのに對し、英米は多數の優秀商船を有すること、
七一八	七一八	一七	重要制度	主要制度

英文頁	日本 文頁	日本 文行	誤	正
七二〇	七一三	一六	各國の専門家グループ	各國の専門家グループ
七二五	七一七	一四	懸念する	懸念する
七三一	七二二	七	ふようとも	みようとも、
七四四	七三四	一八	五九五四號	五九四號
七四五	七三四	三二	殊つた。	行つた。
七四六	七三三	二〇	白鳥に	白鳥は
七四八	七三七	二四	此方の	北方の
七八一 (七八)	七九四	一〇	出世したと	出世したいと
七九六	八〇七	一八	拒然した	拒絶した
七九九	八一〇	五一六	それほど	(削除)
八二六	八三四	五	利解	理解
八三一	八三九	一七	得るか	得ると
八三二	八三九	一四	ものしは	もしくは
八三三	八四二	三〇	チムソン	スチムソン
八三九	八四六	三二	東亞	亞東
八四三	八五二	一六	確保すべきで	確保すべき
八四六	八五三	一	フランス	フランス
七八二	七八五	四	一九四〇年中旬	一九四〇年三月中旬
七八三 (三八三)	七八〇	一	開心	關心
七八八	七八二	九一〇	日本は一九三二年に	日本は一九三一年な いし一九三二年に
		二一	前難	非難
		二七	アルバニア並びに	アルバニアの併合並びに

英文頁	日本文頁	日本文行	誤	正
八六三	八六八	三二	出發を興える	出發點を興える
八六九	八七四	一九	英米に安全感を	英米に誤った安全感を
八七〇	八七五	一二	とり上げられた	とり上げられた
八八三	八八七	一六	類似の質問に	ある種の質問に
八八六	八八九	一八	協同の趣旨が	交渉の趣旨が
八八五	八八九	六	連絡	連絡
八八七	八九〇	四	歐洲大戰	歐洲戦争
八九一	八九四	二	倒壊を表す	倒壊を來す
八九八	八九九	八	嶋田、武蔵及び	嶋田、永野、武蔵及び
九〇二	九〇三	三	有利にたか	有利にしたか
九〇三	九〇三	二一	第百〇五五號	第百〇五九號
九〇四	九〇四	一八一	九つての案は	ついでの提案
九〇四	九〇四	二九一	三〇あることを	あることを
九〇九	九〇八	二五	均等の主義	均等主義
九一〇	九〇九	二七	第二、八九號	第二、八九五號
九一六	九一五	三三	又二日支	又八日支
九一八	九一七	七	用意	意思
九二二	九二〇	一〇	來大使	來栖大使
九二三	九二二	二九	『太平洋』の代りに	『南西太平洋』の代りに
		三	『南西太平洋』の	『太平洋』の
			ハルの兩者に關する	ハルの兩者に關する

英文頁	日本文頁	日本文行	誤	正
九二三	九二二	一	一 及獲得ニ協カス。 (前頁トダブル)	(削除)
九二五	九二三	三	三 通 店	通 商
九四三	九三八	五	五 米國大使館ト	米國大使ト
九四三	九三九	三三	三三 十月十二日附	十月二日附
九四九	九四三	六	六 不幸を	不幸な
九六二	九五四	一六	一六 反撥すであらう。	「」すであらう。
九六三	九五五	一五	一五 才	戈
九六七	九五九	一七	一七 結が	結び
九六九	九六一	一八	一八 十月二十五日	十月二十三日
九七〇	九六二	一四	一四 見極めた	見極めた。
九七一	九六三	一八	一八 あるのでありとは	あるのであるとは
九七二	九六三	二五	二五 どうにもならない	どうにもならない
九七三	九六六	三一	三一 あ、他は	あり、他は
九八六	九七七	一四	一四 日本人がその	日本人及びその
九八六	九八五	三一	三一 に關する膨大を證據 したであらう。	(削除) してもよかつたであ らう。
九八六	九八八	五	五 それを目的とする	それを趣旨とする
一〇〇七	九八八	一五	一五 ドイツ、スペイン	ドイツ、オランダ、 スペイン
一〇一〇	一〇〇一	二四	二四 一人間による	人間による
一〇一六	一〇〇八	一九	一九 東北邊防草司令長官	東北邊防草總司令
一〇一六	一〇〇八	一九	一九 また同人	また同人

英文頁	日本 文頁	日本 文行	誤	正
1011E	1011K	五	諸宣中	諸宣言中
1011K	1011P	二	たものである見解	たものであるとする 見解
1011P	1011P	二七	……れを意介し	……れを意に介し
1011P	1011P	一五	被告	被告は
1011E	1011E	三一	交戦國と中立國との	交戦國との間の、また 交戦國と中立國との
1020	1011	三	別行ニセズ	
1021	1011	三	ヘッセルティン	ヘッセルティン
1021	1011	二六	下水溜	便所
1021	1011P	一八	ヘッセルティーン	ヘッセルティン
1021P	1021P	九	同伴	同伴
1020	1021	一三	他ノ	其ノ
1021	1021	一一	戦争	「戦争
1021	1021	二	七 會	七 會
1021	1021	三	七 會	紅十字會
1021	1021	四	七 會	七 會
1021	1021	二九	かような	かような
1021	1021	九	擧げげとして	擧げられているこれら の諸事件の裏づけとし て。
1021	1021	六	大仕掛の	大仕掛の増え難
1021	1021	八	日本	東京
1021	1021		南京駐在米國大使	南京米國大使館
1021	1021	八	紅十字會	第三紅十字會

英文頁	文頁	文行	誤	正
1099	1086	ニ	されているを	されていることを
1100	1087	ニハ	ものさる	ものである
1100	1087	平 民	非戦斗員	(削除)
1101	1088	ハ一 九	當時一、一、直ちに	(削除)
1101	1088	一八	四分の一マイルカ	(削除)
1103	1090	四	西 端	雨 端
1104	1091	ニ	にある。	にある。長沙も同じ
1110	1097	一九	七月	七月十八日
1111	1097	三	不作爲と同様作爲	作爲と同様不作爲
1116	1111	九	爲 ス	爲 シ
1139	1133	一八	因 無	困 難
1156	1147	二	俘虜に関する	俘虜取扱に関する
1167	1157	一六	平 塚	京 城
1173	1162	三〇	支那等	(削除)
1179	1167	二五	一九四〇年	一九四二年
1182	1171	七	八月	四月
1185	1173	八	死亡者	死傷者
1188	1176	二〇	本證人	本證人が
1196	1183	一〇	使用スルハ	使用スルハジュネーヴ
1198	1184	二八	監禁場ニ於テ	監禁ハ監禁場ニ於テ
1204	1191	三三	その後	その後
1204	1191	一三	殆んど	概して
1207	1194	ニ七	少 尉	少 將

英文頁	一 二 一	一 二 一	一 二 一	一 二 一
文日本	一 二 一	一 二 一	一 二 一	一 二 一
文日本	三	一	二	八
誤	事 件	此 ノ 處 断 力	ウ ツ ド リ デ	責 任 者 ハ
正	場 合	此 ノ 處 断 力	ウ ツ ド ブ リ ツ デ	責 任 者 ハ 一 切 ヲ

○英文四三頁日本文三九頁二二―二五行の

ように申し立てている。すなわち「国際法ガ少クト
目的トシテイル」と。われわれ判事はこの命題を檢
の代りに次の文を入れる。

ように申立てている。すなわち「本裁判所條例ハ少
クトモ一九二八年以降存在シタ國際法ヲ單ニ宣言シ
タモノデアリ、又ソレヲ趣旨トシタモノデアル」と。
われわれ判事はこの命題を檢

X

X

X

X

○英文七五一頁、日本文七三九頁

最終行の次に右の文を追加のこと

に塗り潰し、彼らの宣言及び行爲によつて、起訴狀において起訴さ
れた陰謀の目的を達成するために準備されていた武力を行使した。

X

X

X

X

○英文一〇三頁、日本文一〇九〇頁七一八行の

「私金章モ……ナクナツタ次第デアル。」

の代りに次の文を入れる

である。右報告には次のようにのべてある。すなわち、

「東部地区内ニ於テ捕獲セラレタル聯合軍搭乗員ハ軍律違反ノ疑アルトキハ軍律會議ニ依リ處分セラルルカ又ハ不起訴トナレバ俘虜收容所ニ收容シ一殺俘虜トシテノ取扱ヲ受クルカノ二途ニ區分セラルルモノナルトコロソレ以前ニ於テハ先ツ軍律違反容疑者トシテ東部憲兵隊司令部ノ留置場ニ留置シアリタリ。・・・留置間ニ於テ死亡者十七名ヲ出ダセリ。」

「一東京陸軍刑務所内ノ監禁場ニ於テ、一九四五年五月二十五日夜ノ空襲ニ依リ、收容中ノ軍律違反容疑者六十二名ガ焼死シタ。」

○日本文一二〇二頁の次に挿入のこと

裏面白紙

によつて口述され、西園寺によつて校訂された同願
録の原本であることを、裁判所は認めるものである。
これらの文書が本件に関連性をもっている限り、そ
れに記録されている事柄について、これらの文書は
有用な、信頼のできる、當時の証拠であると裁判所
は考える。